處刑に屬せしむべきなりと。是を以て國務長官は二青年を支那官吏に引渡すべきを命令したり。總領事の報告に據るに、該日本人は支那官憲に引渡されたる後、拘禁二週日に及び、審問の末、間諜として有罪の判決を受け、遂に斬首せられたりと云ふ。

無條件を以て日本學生を引渡しゝことは、駐清代理公使チャールス・デンビー並に總領事ジャーニガン(Jernigan)の意見に反せしものにして、支那在留の外國人も亦殆ど皆之を非議したり。歐洲の或る戰史記者は之を評し、米國々旗を汚辱せしもの之より甚しきは未だ曾つてなしと云へり。斯の如く一概に酷評を下すに至りしは、被告の無罪を想像したると其苛責拷問を受けたりとの風評に起因するものなるが、其罪を適法に斷ずべき者は支那裁判官を措きて他に之なきは明白にして、而かも總領事の報告に據るに、當時其接手せし最も正確なる報道は拷問の事なかりしことを證明せりと云ふ。故に國務長官の處置は、正當にして、日本公使も亦確言して曰く、本國政府の見る所を以てせば、上海總領事は支那官憲の要求に反して、被告を保護すること能はざりしなるべく、若し日本に同一の事情ありしときは本國政府は支那人の引渡を要求せんと欲すと。

一八九四年分「合衆國外交關係」第百三頁乃至百二十六頁。ウラディミール發行「日清戰爭」第百十四頁乃至第百十六頁竝に附錄第五。

戰爭進行して、日本が海に陸に勝を制するや支那と歐洲諸國とは其結果に就き て危惧の念を抱くに至り、一八九四年十月、ワシントン駐劄英國公使は再び國務長官を訪ひ、合衆國政府は英、獨佛、露の四國と連合して、日清間に干渉を試みんとするの意はなきやを問ひ、總理衙門も亦公使デンビーを通じて、同樣なる意見を提出せり。グレシャムは答へて曰く、日清兩國が雙方の體面を傷けず、又朝鮮の屈辱とならざる條件を以て速に和を媾せんことは大統領の熱望する所なれども諸國と連合して干渉をなすことは大統領の熱望する所なれども諸然るに大統領グリーヴランドは合衆國が平和の爲めに盡瘁する所なからざるべからざることを覺知し、獨力を以て之に當らんことを決し、十一月六日國務長官は東京駐劄米國公使に訓令し、日本政府に言はしめて曰く、合衆國の交戰國に對する態度は公平無私にして、友愛的局外中立を嚴守したれど、此悲しむべき戰爭は合衆國の政策に些の影響をも及ぼすものに非ず。然れども、大領統は日清兩

國の幸福を祈り、特に日本に對して最大の友情を有し、茲に好意を以て平和の爲めに勞を執ることあらんと欲す。貴國政府は果して之を納るゝや否やと。又公使に訓令し、日本政府に警告せしめて曰く、此戰爭にして日本の軍事行動を阻遏するなくして繼續せば、此方面に利害關係を有する他の諸國は、日本將來の安寧と福祉とに有害なる解決を要求するに至るべしと。此警告は後果して事實となりて、日本の屈辱に歸したり。日本は答へて曰く、合衆國をして此に至らしめたるの好意は之を感謝す。然れども日本軍は到る處成功せるを以て、政府は戰爭の終熄を友邦の協力に待つの必要を感せず。日本は戰捷の區域をば戰爭の結果として當然收め得べき事項の保障に止め、其以外に超出するの念慮なし。然れども支那が自ら來りて直接に和を乞ふに至るまでは、之を休止することなかるべしと。日本は此謝絶をなすと同日を以て米國公使に通告し、支那が媾和に關して日本と談判を爲さんことを欲する場合には、宜しく北京なる合衆國公使館を經由すべきことを要求したり。支那政府は通告に接して大に喜び、直ちに其處置に着手し、二日を出でざるに、デンビー公使は直接に媾和の提案を日本に通達するに至

れり。是に於て日本政府は友愛の精神を以て支那媾和使に接せんとの保證を與へたり。

一八九四年十二月前駐米公使にして現に總理衙門の一員たる張蔭桓(二)と總督邵友濂とは媾和使と爲り、一八九五年一月、會商地に定められたる廣島に到着し、日本全權委員と會見せしに、日本は其信任狀を完全ならずとし、會見を止め、支那委員を國外に送還せり。信任狀に對する抗議は全く文字の上に存せしかば、支那委員は本國に電報し、日本の希望に應ずべき修正を加へんことを提議せしが、日本は之を拒絶せり。當時日本の大艦隊は威海衛を攻陷し、支那海軍を捕獲するの目的を以て將に其緒に就かんとするに際し、日本は此重要なる目的を達するまで和を媾ずることを欲せざりき。是れ談判破裂の眞因なりと云ふ。最も眞に近きが如し。

(二)張は合衆國に在るや、大に國人の敬重する所となり、在任中、支那の急務は西洋の文明に遵由して政治の改革を爲すに在りと確信し、歸來改進派の領袖となれり。日清戰役後、改革の事業に就きて皇帝の諮詢を受け、其信賴する所となり、皇太后が事實上皇帝を廢して政權を握るに至るや、在職中不正ありとて、斬罪の宣告を受けしが英米兩國公使は幹旋して命を乞ひ、特に罪を減ぜられて、蒙古に謫せられたり。後一九〇〇年、保守黨要路に立ちて、外國使館を包圍するや、皇太后は遂に之を斬首に

處したり。張は改進の主義を抱懷し、識見に富みたる政治家なりしかば、拳匪事件の
難局に立たしめたらんには、有用の材たりしこと疑を容れざるに、惜いかな。頃者政
府は米國の勸告に由り、官位を復し、族親の罪を赦したり。

日本は威海衞占領後、米國公使館を通じて、媾和委員に任せられたる李鴻章に接
見すべしとのことを通牒し、李は多數の隨員を具し、三月十九日を以て下關に至
り、總理大臣伊藤侯爵と外務大臣陸奥伯爵とに會見し、談判四週日に渉り、遂に媾
和條約に調印せり。其條項の主要なるものは、朝鮮の獨立を承認して、支那に對す
る朝貢附庸の儀禮を廢止せしむること、遼東半島、臺灣並に澎湖列島を割讓する
こと、戰費賠償として二百萬兩を支拂ふこと、新に四港を開くこと、並に他の通商
上の利權を付與すること等なり。

戰役終局後幾もなくして、日本皇帝は合衆國大統領に親翰を贈りて、戰役中合衆
國が支那在留日本臣民の爲めに盡しゝ好意と保護とに對し、又東京並に北京な
る合衆國公使が媾和談判の開始と戰爭の終局とに關する豫備事項を整治した
る勞に對し深く感謝の意を表したり。

陛下は曰く米國の行爲は戰爭の慘害困難を輕減するに與りて力ありしを深く

感謝す。幸に兩國を連接せる友愛の情は是より益〻親密ならんことを期すと。

（媾和談判に就きては、一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第一號第二十九頁乃至第百六頁、一八九五年分同書第九百六十九頁、一八九五年天津刊行官校「日清兩國媾和談判史」(History of the Peace Negotiations between China and Japan)、カヽィリアムス著「支那史」第四百五十九頁、ウラディミール發行「日清戰爭」第三卷第七章竝に第九章、附錄第九乃至第十二「勇壯日本」第三十三章竝に附錄第一號を參照すべし。

戰爭中の事件に就きては、一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第一號第四十四頁乃至第四百四十四頁乃至第四百五十九頁、ウラディミール發行「日清戰爭」第二卷竝に第三卷附錄第四乃至第八、「勇壯日本」竝に井上十吉著「日清戰爭の結果に就きては、一九〇一年紐育刊行ウェー・エー・ウィルソン(C. H. Wilson)將軍著「中國旅行記」(Travels in the Middle Kingdom)第二十章を參照すべし。）

戰爭中、合衆國が友愛の情を以て日清兩國の爲めに盡しゝことは、戰爭を終熄せしめんとしたる努力に止らず。支那皇帝は合衆國の一公民を招聘し、媾和談判の際、其全權委員を補任せしめ、日本全權委員も亦重要事務に關し米國顧問に負ふ所ありき。

戰役の結果に就て陣述するは本編の範圍外に屬するを以て、茲には唯數言を列ぬるに止めん。支那は近き將來に於て世界の軍國中に算入され得べしとの思想は全く消滅し去り、日本は新に絕東の一大動力となりて、西洋諸國の政策に變調

を來さしめ、大に世界の耳目を驚動するに至れり。日本は其國民の勇武忠實なるは勿論、其將校の兵略に富み、其海運の整備し、大軍輸送糧食供給に關する知識大に進み、國內の財源大戰役の鉅費に堪ふる事を實證したり。(二)若し夫れ戰捷の餘威、日本をして西洋諸國の制輗を擺脫し得しめたることは之を後章に陳述せん。

(二)日清戰役中、日本軍の大捷を奏したるは、世界一般の豫期せざりし所なりと雖、軍事に精通せる觀察者は早く已に之を察知したり。合衆國グラント將軍は日清兩國を訪問せし後、其意見を發表して曰く、日本の精兵一萬あらば、悉く前面の敵を驅逐し、支那全土を蹂躙し得べしと。一八八七年十二月發行「太西洋月報」(Atlantic Monthly) 第七百二十五頁を參照すべし。

戰役前、朝鮮は猶支那の屬邦たる形跡を有せしが、茲に至りて全く之を拂拭し得たり。然るに更に其自主權を侵害せんとする新危險は出現したり。日本は戰役中、朝鮮の政治を左右して、媾和後に於ても亦新に取得したる商業上の利權と國王政治の監督とに因りて其戰勝の利益を收めんことを期せり。其計畫を實行するに當りて、露西亞の計畫と衝突せざるを得ざるに至り、廣大なる露國の政府は干涉の第一着手として、日本を强制し遼東半島を支那に還付するの已むを得ざるに至らしめ爾來終始島帝國と競爭して、京城朝廷の恩寵と特權とを獲んことに

力めたり。惟ふに朝鮮に於ける兩國の角逐は復た太平洋上の戰爭を開始し世界の平和を危うするが如きに至るなきを保せざるなり。

第十章　日本の權利回收

日本開港後數年間を着色せし政治の紛擾及び攘夷運動の過半鎭定するや、政柄を執るの士は、世變に隨ひ國土を經營するの業に着手せしが、不期の新困難に遭遇せり。是より先、日本人は外交の術に慣熟せずして、其運用小兒の如く、ペリー提督竝にハーリス公使の起稿せし條約と、他國が之に倣ひて作成せし者と皆受動的に之を採納したるに過ぎざりしことは既に說述せし所の如し。然れども日本の政治家は明敏にして國を愛するの念深く、早くも其國の隷屬狀態に陷れることを發見し、苟も此境遇を脫せんとせば、非常なる知慮、忍耐、節制を要すべきことを自覺せり。

條約の實施後幾もなくして、政府は主權と獨立とに屬すべき二大權利を讓與せること明白となれり。卽ち、領土住民に其權力を執行し、隨意に關稅を制定變更し、若くは隨意に海關稅を賦課するの權これなり。一八五四年竝に一八五八年の日米條約は、治外法權問題に關しては、一八四四年クッシングの訂約せし米清條約に準據せしものにして、之に據るときは、日本に於て罪を犯したる米國人は、本國領事の審理を受くべく、米國人を被告とする日本人は、領事に出訴せざるべからざることゝなり、關稅も亦輸出入共に一定の率を定めたり。他の諸外國亦同一の條項を條約中に挿入せり。

王政復古して、東京政府の組織確立するや、幾もなくして、政府は駐劄外交公使を通じて、此規定を改廢せんことを力めしが、遂に功を奏することを得ざりき。條約は一八七二年を以て改正を商議し得べき期日と定めたるを以て、政府は改正に依り屈辱煩累の難局を脫せんと欲し、此目的を以て使節を各訂約國の首府に派遣するに決せり。

一八七一年使節の組織は成れり。左大臣兼外務卿岩倉具視を正使とし、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尙芳之が副たり。皆既に顯要の地位を占め、且つ才識豐富にして、新日本の指導者となりし人なり。使節の主たる目的は條約改正に在りたれども、傍、西洋諸國の制度文物を研究せんとし、各省は理事官を選拔して之に附し、一行官吏四十九名、通譯從僕を合せて總員百人の上に出でたり。十二月下旬

横濱を出發し、米國公使ド・ロング(De Long)と書記官とは東道の主となりて、先づ合衆國に赴き、上陸後、桑港なる日本名譽領事米人某も亦一行に加り、歐洲に同行せり。其桑港に着せしは一八七二年一月十五日にして、官民より多大の歡迎を受けたり。副使伊藤は是より先、既に海外に遊歷し、英語に熟達し居れば、歡迎宴會の席上、主として談を交へたり。此屈指の政治家一行を鼓舞したる精神の如何は、伊藤の演說中に明かなり。

桑港市民の催しゝ宴會の席上、伊藤は演說して曰く、日本は勇往勵進せんとするに切なり。我國旗の中心に畫ける赤圓は今や既に鎖國の封印たらず、是より以後旭日の實を現じ、文明各國に入りて、前進向上せんと。又サクラメントーに於て演說して曰く、我儕の來るや、貴國の强盛を學び、長所を利用して、以て將來我國の益、强盛ならんことを期す。(中略)諸國習俗制度を異にすれども、皆一大人類中の一族にして、同じく萬能なる天帝の配下に在り。故に我儕は信ず、人類は益〻文明に進むべき共通の運命を有する者たることを云々。

國會は全會一致を以て一行を國賓とし、接待費を議決せり。一行ワシントンに至るや、大統領グラントは各官各局の長官並に國民中名士の多數と共に之を官郷に迎へ國會は之を衆議院の議場に招待し議長ブレイン(Blaine)と岩倉とは辯を巧にして演說をなし、一行の歐洲に向へそまで、各市到る所公私の懇待を受けたり。

使節は條約改正に關し、國務長官フィシュと數度の會見をなし、フィシュは合衆國政府が日本に對し最も寛大なる精神を以て本問題を考究すべきことを約したり。然れども日本使臣は條約調印の權能を委任せられざりしことを發見せしを以て一行が歐洲に至りて各訂約國と會商するまで、確定を爲すことを延期したり。合衆國滯在中、公使と理事官とは攷々制度習俗の研究をなしゝを以て、其復命書は一大冊子を成すに至れり。岩倉は王政復古の紛亂中熱心なる勤王黨たりしを以て、米國の民主政治を以て則るべからずとしたれども、中央政府の權力强大なるを視て、大に覺る所ありき。其復命書中特に重きを置きたるは、社會狀態、國民の溫情、博愛の氣風、社會政治に對する宗教の勢力、教育制度と、婦人敬重の習俗、都市の發達竝に歐洲國民の來住となりき。

使節の歐洲諸國の首府を訪ふや、其主たる目的は失敗に了れり。諸國政府は日本が其司法制度を改正するまでは、其臣民に對する裁判權を讓與することを肯せず。加之、外國貿易上取得したる地歩を抛棄することを欲せざりき。故に一行が權利回收の望を繋ぎ得たるは僅に合衆國の一國あるのみなりしかば、一行の日本に歸國するや、正使は其歡迎厚遇を哀心より感謝するの意を米國公使に致したり。

岩倉は日本歷史中有名なる人なり。其米國に至るや、深く米國人の友情を感謝し、其三子を米國に留學せしめて、米國を愛するの證を與へたるを以て、米國人も亦之を敬重せり。ビンガム(Bingham)公使は之を稱して、陛下の大臣中最も手腕あり、智德共に一國に卓出する者なりとせり。一八八三年其薨ずるや、皇帝は勅して曰く、洵にこれ國家の棟梁にして、寔に臣民の儀表たり、況や朕幼冲にして祚に登り、匡輔に賴り、啓誨を納れ、誼師父に均し。天慭く遺さず、曷ぞ痛悼に堪へん。特に大政大臣を贈るべしと。

使節の目的失敗に歸せし上は、日本主治者の取るべきは唯二あるのみとなれり。

即ち歐洲諸國をして治外法權を撤回せしめんとせば先づ國事を改善して、諸國行政の標準に合一せしむべきこと、國力を振作して諸國の尊重を招き、因りて以て關稅制度制定の權利を承認せしむべきこと是なり。

皇帝は夙に此方針を定め、一八七一年、使節の將に發せんとするや、宴を張り、席上政治革新の策を示し、國民を誘掖奬勵して文明に進ましめんことを望みたり。且つ曰く、上下協力銳意治を勵まば、最高の文明に達するを得べく、列國の間に立ち、て國權を張り、獨立を全うし、尊敬を博さんは敢て難事とするに足らずと。(一八七一年分、合衆國外交關係第一部、五百九十七頁。一八七四年分同書第六百四十六頁。一八八三年分同書第六百七頁。一八七二年紐育刊行シ・ラングマン著、米國に於ける日本人(The Japanese in America)第一卷。新渡戸稻造著、日米交通第百六十二頁。)

所謂最高の文明に達するの手段として、西洋式に據り、法律敎育を釐革し、各省局課を改更し、特に財政、兵制竝に內治に重きを置きたり。此目的を達せん爲めに俊才を海外に派遣して制度を研究せしめ、外人を招聘して改革を指導せしめたり。之を既往に徵するに、日本が此事を成就せんとするに當り、合衆國に期待せし所多かりしは當然の結果と謂ふべし。今米國が日本國民と政治革新との上に盡し

しことを詳述し難しと雖、其一班を示さんに、米人は夙に外交顧問となりて、其事務を補佐し、以て今日に至り、教育の發達に關しては主要なる地位を占め、又合衆國大藏省は日本の請求に依り、官吏を選拔して、財政改革に與らしめ、農務の局を設け、廣く科學的制度を採用するに至りしも亦米人の指導に依れり。現今完備せる郵便制度は其初め米人の創始する所に係り、始めて日本と郵便條約を訂結せしも亦合衆國なりとす。

一八七一年分「合衆國外交關係」第五百九十五頁竝に第六百十四頁。一八七五年分同書第七百九十五頁。一八七六年分同書第三百六十頁。新渡戸稻造著「日米交通」第百十七頁乃至第百三十九頁。一八九五年倫敦刊行ジェー・モーリス(J. Morris)著「日本の進歩」(Advance Japan)第三百七十八頁。

米國々民が日本の改革上に及ぼしたる勢力と關聯して、一八七九年、グラント將軍が世界一週の途次、日本を訪問せしことを記せざるべからず。日本は將軍を待つに國賓を以てし、離宮を宿所に充てたり、是新政府に於て始めて例を開きし所とす。將軍は定式謁見の外皇帝の求に由り、二時間餘に渉る謁見をなし、大臣と懇談せしこと亦屢〻なりき。皆日本の利害に關し、胸襟を披きて、意見を交換したり。當時日清兩國は琉球の主權を爭ひたり。これ一八五四年、ペリーが合衆國の占領を

慫慂せし所たること讀者の記憶に存せん。東洋の二帝國は此問題に關して干戈を交へんとするの危險に切迫したりしが、將軍は平和維持の爲めに盡瘁する所あり、爲めに兩國は好意を以て永く將軍の來訪を紀念せり。

一八七九年分「合衆國外交關係」第六百三十六頁、第六百四十三頁竝に第六百八十五頁。一八八一年分同書第二百三十一頁。一八七九年紐育刊行ジェー・アール・ヤング(J. R. Young)著「グラント將軍隨行世界一周紀」(Around the World with General Grant)第四百十頁、第五百四十五頁竝に第五百八十一頁。新渡戸稻造著「日米交通」第百四十頁。譯者曰く、余少年の時、將軍東京大學の學位授與式に臨み、其風貌に接することを得たり。今や威容髣髴として記憶に存す。譯して此に至り、感慨に禁へず。

日本皇帝が銳意勵精民を率ゐて改革の事業を遂行せしは、稱揚するに堪へたり。一八七二年、新年の賀儀を擧ぐるに當り、全然亞細亞式の儀禮を廢止し、歐洲宮廷の例に倣ひ、外交團を召し、以て改革の例を開きたり。後數年、皇后もまた皇帝に侍して謁を賜ふに至れり。ピンガム公使は之を以て帝國進歩の一證なりとせり。一八七五年、地方議會を召集するの詔勅を發したり。これ皇帝が輿論に從ひて政を施さんとするの主旨に出でたるなり。是より先英佛兩國の軍隊は橫濱開港後居留外國人を保護するの目的を以て同地に駐屯せしが、同年を以て撤退したり。これ歐洲諸國が日本の主權を尊重するの意思を表明したる最初の擧と謂ふべし。

爾來法令に續ぐに法令を以てして、太陽曆を採用し、日曜日を休日とし、刑法其他の法典を制定施行し、歐洲の制度を參酌して憲法を制定し、帝國議會を召集することを定めたり。其間義務敎育の制度を布き、民智の發達は新聞紙の增加電線の架設竝に鐵道の敷設と共に愈〻速度を加へ來れり。

一八七二年分「合衆國外交關係」第三百二十一頁。一八七五年分同書第七百八十七頁竝に第七百九十四頁。一八七六年分同書第三百八十七頁竝に第三百八十一頁。一八七八年分同書第四百八十六頁。一八八〇年分同書第六百九十頁。一八八一年分同書第六百五十八頁竝に第七百二十八頁。

日本政府は、改革事業其緒に就きたるも、治外法權の施行、國家屈辱を來せるを憤慨し、一八七八年、條約改正案を東京駐劄の諸國使臣に提出せり。討論の結果、諸條約は期限の滿了を定めざるが故に、改正の議決せざるときは、無期繼續に至るべきことを明かにしたり。

是より先一八五八年、日米訂約を談判して、他國の模範を示し、ハーリスが治外法權の條項を挿入せしは、其良心に背反せりとは、其自ら言明せし所たり。曰く、余は之を以て不正となしたれども、國務長官マーシーの訓令に遵ひて之を挿入したり。而して國務長官も亦余と意見を同うしたれども、東洋諸國と訂結したる諸

條約は皆之を挿入したるを以て、今之を削除せば批准を得るに難かるべしと言へりと。要するにハーリスは之を以て單に一時の方便となし、關稅目に關する規定は尙更存續の要なきなり。ハーリス曰く、日本委員は此事項に就きては初めより無智を表白し、全然余の爲す所に一任し余の誠意に信賴したりと。是を以てハーリスは最も日本の利益たりと信ずる所に據りて稅目を作成し、原料食料品竝に建築材料を無稅とし、若くは五分の稅を課し、製造品は二割、酒類は三割五分と定めたり。

エルジン卿は合衆國訂約後幾もなくして日英條約を訂結し、英國の東洋輸出品中最も多額に上れる毛織物竝に棉布を稅率五分の項目中に入るゝことを得、各國は最惠國條款の慣例に依りて、之に均霑し、一八六六年關稅改正の際には、輸入品の稅率は悉皆五分に輕減せられたるの結果を示したり。

稅率は日本に取りて頗る不利益となり、綿の栽培は爲めに滅亡し、工場の破產亦相踵ぎ、勞働者の職を失ふ者數千の多きに達せり。加之、政府は關稅に依りて收入を得るの途を失ひ、合衆國其他の諸國は多くは關稅を以て國庫歲入の全部又は

半以上を塡充せるに、日本は僅に歳入全額の三十分の一以下を得、辛うじて稅關の經費を償ふに過ぎざりしなり。然れども尙之より甚しきは自負心の強き日本人の屈辱なりとす。抑此規定を强制されたるは一八六六年にして、當時日本は國事多難に際し、幕府は滅亡して、而して皇帝は尙其主權を支持するの能力に乏しかりしなり。

治外法權に關する條約の實施も亦等しく日本人の異論を喚起したり。曾に外國人が日本と其國民とに對する犯罪に關して自國領事の裁判を受くるのみならず、內地人も亦外國人に對する訴訟を被告の領事裁判所に提出せざるべからずして、當該領事が相當なる法律上の素養ありて、司直の資格十分なる場合と雖、既に國辱たるべきに、況や領事が法律に通せずして全く裁判事務に適せざる者往往之ありしに於てをや。之に反して日本裁判官は其專門の業に熟達し、行政權より獨立したり。之を彼に比せば其差曾に霄壤のみに非ざるなり。

當該領事職務の執行間然する所なしとするも、自國人に對して偏愛の心を抱かざらんとするは頗る難事に屬し、時に或は奇怪なる判決を見しことあり。一例を

擧げんに、或る英國商人が禁制品たる多量の鴉片を輸入せんとして、稅關官吏の發見する所となり、領事廳に起訴されたるが、領事は該品を藥品と認定し、僅に五分の關稅を支拂はゞ自由に輸入し得べきものなりとし、無罪を言渡せり。

治外法權は裁判事項の外に尙不便を生じたり。初め領事館の開港場に設けらるゝや、日本政府は未だ郵便制度を布かざりしを以て、各領事館は居留民の便宜の爲めに郵便局を開設し、外國通信を取扱ひしが、後日本政府が完全なる郵便制度を定めて之を實行するに當り、領事館郵便局を閉鎖して之に代へんことを照會し來れり。直ちに之に應じて郵便局を閉鎖したるは米國領事館に止まりて、他は數年の後に至るも、尙之を繼續すべき權利あることを主張せり。

治外法權を適用して、猶一層多大なる困難を來しゝは檢疫に關することなり。一八七九年、虎列刺病流行し、政府は開港場に於ける檢疫規則を設定せしに、英獨其他數國の公使は之を遵守することを拒み、自國の船舶に對しては、開港場に於て自ら規則を制定するの權利あることを主張せり。時に獨船一隻流行地より直航し來りて、橫濱港外なる檢疫所に抑留せられしが、獨乙領事は、公使の命に依り、軍

艦を以て之を檢疫所より出さしめ、港內に入らしめたり。當時來遊中のグラント將軍は大に歐洲外交官の行爲を非難し、日本政府は獨船を擊沈するも不當ならずと論じたり。英國公使は領事に訓令して、全然檢疫規則を無視せしめしが、之に反して、米國公使は其國籍に屬する船舶をして之を遵守せしめたり。當時日本人の惡疫の爲めに斃れし者十萬以上に上り、米國公使は本國政府に死亡統計表を送達し、諸外國が日本政府防疫の美擧に異議を挾まずして、之を幇助したりしならんには、死亡は斯くの如く多きに至らざりしならんとの信念を言明したり。

日本外務卿は政治並に社會の改革大に進歩し、治外法權の弊害頗る明白となりたるの今日、舊條約實施の繼續に伴ふ所の困難より脫せんは、各國の欲する所なるべしと信じ、西洋諸國の使臣の條約改正の議を提したり。然れども寸功をだに奏し得ずして、英國公使は主として之に反對し、他の歐洲諸國使臣亦之に贊同せり。當時英國の勢力は東洋各所に瀰漫し、其陸海軍は支那に迫りて訂約を强制せしこと兩回に及び、日本亦再度其兵力の威壓を被り、加之、其艦隊は到る所に遊弋して公使領事を聲援せり。

英國は商事に於ても亦牛耳を執れり。日本の輸入品は其大半英國の產物にして、英商は關稅の低率を利し、大に得る所ありしが故に、治外法權を撤去し關稅々率を變更せんは、其利益に合せず、是を以て改正談判は終に無効に歸し贊成を表したるは唯米國公使ありしのみ。

是より先列國共通の利害に關する事項は東京駐劄使臣協同して之に當るを例とせしが、米國公使ビンガムは深く日本要求の公正なるに感じ、歐洲諸國の使臣と意見を異にし、獨立の行動を取るに決したり。合衆國はビンガムの勸告に依り、一八七八年日本と條約を改訂し、現行關稅を全廢し、輸入稅目設定に關する日本の特權を承認せり。然れども、新條約は合衆國をして日本の權利回收を贊成せしめたるに過ぎざりき。何となれば、該條約は日本が他國と同一の條約を訂結するまでは、効力を生ぜざることを規定したればなり。

一八七九年分「合衆國外交關係」第六百四十七頁竝に第六百七十頁。一八八〇年分同書第六百五十二頁、第六百五十七頁竝に第六百七十九頁。「合衆國條約彙纂」第六百二十一頁。一八七八年十二月發行「北米評論」第四百六頁。一八八一年五月發行「太西洋月報」第六百十頁。一八八七年十二月發行全上第七百二十一頁。新渡戸稻造著「日米交通」第百四頁。

日本政府は一八七八年の失敗に拘らず、一八八二年を以て再び改正案を提議したり。然れども唯米國公使が之に應じたるのみにして、亦一の得る所なくして止みき。次いで一八八六年に至り、形式を具備したる活動を始め、各國公使の會議を催し、時の外務大臣井上伯竝に各訂約國公使之に參加せり。關稅々目の協定に就きては、稍〻歩を進めたれども、法權問題に關しては、意見相別れて一致を見るべからざるに至れり。討論久しきに亘り、會議は繼續して一八八七年に及び、日本は終に外國人關係の法廷には日本裁判官の外に歐米專門家の一團を加へ、多數を制せしむべしとの條件に同意を表するに至れり。而して日本が此讓歩を爲すに當り、公使は主張して曰く、外國裁判官は外交團の指名に由るべくして、該官は法律、訴訟手續竝に司法の細故を監督すべし。

井上伯の讓歩と、外交使臣の要求とが、日本公衆の知る所となるや、擧國憤慨し、反抗益〻激烈となりたれば、遂に會議を解散し、井上伯も亦其職を退くの已むを得ざるに至れり。是時米國公使は獨り日本に左袒し、ハッバード (Hubbard) 公使は本國政府の態度を表明せんが爲めに、犯罪人引渡條約を協定し、該條約は批准を經て布

告されたり。大統領クリーヴランドは該約案を上院に提出するに當り、曰へらく、此訂約は獨り刑法實施上適當の法を定めんとするが爲めのみに非ずして、亦日本が司法權の獨立と主權の完全とを得んとする努力を援助せんが爲めなりと。此訂約の起因は一名の米人に關する問題に在りしなり。該米人は合衆國に於て罪を犯し、日本に逃走せし者なるが、犯罪人引渡條約のなかりし當時に在りては其逮捕を日本に要求することを得ざりしなり。然れども日本政府は好意を以て之を合衆國に引渡し、是に於て合衆國は報酬として此訂約に調印したり。之に反して、英國政府は治外法權を基礎とし、斯くの加き條約なきも、英國は日本領土內何處にても、英國犯罪者を追跡逮捕し、之を本國に送還するの權ありと主張せり。斯くの如き主張は開港場に於ける檢疫規則を無視せしと擇ぶ所なきなり。

井上伯の談判は國民憤慨の爲めに破れ、大隈伯之を襲ぎ、歐洲使臣中に意見の相違あることを覺知し、國別に交涉して、以て改正を遂行せんとせり。獨佛露三國とは大體に於て議定の基礎を作りしも、英國は尙其主張を曲げざりしを以て、該國の同意を得ることに盡瘁せし際、狂者あり、過度の愛國熱に犯され、伯を以て國を

賣る者となし、之を殺さんとし、伯重傷を被り、遂に其計畫を抛ちて、職を退きたり。是時に當り、歐洲諸國の態度は日本の保守的反感を喚起し、輿論は縱ひ條約中、法稅兩權の規定を廢棄せざるも可なり、內地雜居は斷じて許すべからずとせり。是に於て政府は意を失して、條約改正の事を斷念し、他日國を救ふの機到るべきを期したり。

一九〇〇年リッチモンド刊行アール・ビー・ハバード(R. B. Hubbard)著「絕東に於ける合衆國」(The United States in the Far East)第十六章。ノーマン著「絕東の國民と政策」第三百八十五頁。一八八七年發行「太西洋月報」第四百四十三號。チェムバレーン著「日本の事物」第七百二十八頁乃至第七百三十三頁。新渡戸稻造著「日米交通」第百五頁。一八八六年分「合衆國外交關係」第五百六十四頁。「大統領敎書集」第八卷第四百二頁竝に第五百一頁。

然れども、改革の業は駸々乎として進歩し第二千五百四十九回の紀元節に當り、日本歷史中の最も重要にして且つ國家の改革事業中最も光榮ある事件は起れり。是日皇帝は帝國憲法を發布し、之に添ふるに、勵行遵守の誓約と、帝國議會選擧法とを以てし、宮中正殿に於て莊嚴なる發布式を擧げ、其當時に至るまで、帝國の遂行せし政治竝に社會の革新を承認するを拒み、日本が列國の伍伴に入るを肯せざりし外國使臣も亦之に列したり。

一八八九年分「合衆國外交關係」第五百三十六頁。モーレー著「日本の話」第三百九十四頁。一八九五年五月發行「北米評論」第六百二十四頁。

日本政治家の忍耐節制は、終に西洋外交に對して名譽ある一大勝利を博したり。支那との戰役は東洋の狀勢に一新光明を放ち、新國民は國際政治の水平線上に出現して、啻に其獨立を保持し得るのみならず、亦列國間の商議戰爭に參加して、其力を發揮し得ることを表白したり。露獨佛は連合して、日本の束縛より支那を救出せんとし、英國は大陸諸國より分離し、日本を以て有益なる同盟國となすの得策なることを看破するに至れり。英國政府は此態度を取るに躊躇せず、戰爭未だ破裂せず。三國の同盟猶未だ熟せざりし時に在りて、早く既に同盟に必要なる手段を取りたり。

帝國の最も希望せる所は西洋諸國との條約に起因する束縛を脫せんとするに在りしが故に、何れの國と雖讓歩して此希望を滿足するに非ずんば、其友情を溫め、同盟を結ぶことを得ざるべかりしなり。是を以て英國政府は條約改正を議するの意を明かにし、當初の頑强を棄て、率先して日本の提案に同意を與へ、日本も亦其態度を變更し、一八八六年の提案に於けるが如く、外國判事參加の事を念頭

に置かざるに至れり。日本の支那と開戰して其陸海軍を指揮するや、啻に隣邦との係爭點を解決せしのみならず、亦更に進みて世界各國に伍し、其獨立と主權とを全うせんことを期し、英國は其二十二個年間の外交的戰爭を經て、遂に決勝點に到達せしことを承認し、一八九四年、新條約を訂結し、全然治外法權を撤去し、日本は全國を開放して、外人の居留を許し、一八九九年より以降輸入品は日本國定關稅法に準據すべきことゝし、其間開港場居留の外國居留人は此變化に順應するの準備に着手したり。

合衆國は一八八六年乃至一八八七年條約改正會議の延期後幾もなくして新條約を訂結し、其商業上の競爭者たる英國が同一の條約を訂結すると同時に之を實施することゝせり。日英條約の確定するや談判をワシントンに開始し、一八九四年十一月二十二日調印を了し、迅速に之を批准發布したり。他訂約國も亦躊躇せずして之に倣ひ、斯くして日本を其隷屬狀態より釋放すべき日は定りたり。帝國內に在りし外國居留民は條約改正を喜ばず、日本の法律を其身體、營業の上に適用するを恐れ、前途を悲觀したり。米英兩國民は特に危惧の抱を念き、本國政

府に建議し、借地權、新聞紙並に保釋禁獄に關し、特例を設定せんことを請ひ、日本監獄の現狀を鑑みんことを主張せり。然るに本國政府は裁決して曰へらく、日本に其法律を實施せしめ、其上にて難件不正の生ずるあらば、日本政府が法律に依り、若しくは條約の改正を以てして、缺點を補ふを待つこと、正當の處置なりと認むと。

嘉辰の近くと兵に皇帝は有名なる詔敕を發し、來るべき事件を告げたり。曰く、朕が年來の宿望たる條約の改訂は規畫を悉し、交涉を累ねて、竟に各國と妥協を遂ぐるに至る。茲に其實施の期に迫びて、帝國の責任重きを加ふると共に、列國の和親愈、其基礎を鞏くしたるは朕が中心の欣榮とする所なりと。而して皇帝は最も友情を表示せる語を以て臣僚國民に心を一にして善く遠人に交り、中心臣民を均しく惠澤を享けて憾なからしめんことを要求したり。

詔勅に次いで內閣並に各省は訓令を發し、所屬官吏を規誡し、實施の方法宜しきを得信義を失せず、威信を毀損せず、外人をして各、其堵に安んぜしめ、樂みて國內に住居するを得べからしめんことを以てせり。此國家の大事に際し、皇帝の諭告

は最も時勢に切にして、大に民心を感動せり。何となれば皇帝は神胤に出で、祖先の威烈に賴りて、大業を施設する者たること、日本國民の夙に心に銘する所なればなり。

一八九〇年分「合衆國外交關係」第四百五十頁。一八九九年分同書第四百六十九頁。「現行合衆國條約」第三百五十二頁。ノーマン著「絕東の國民と政策」第三百八十七頁。ランソム(Ransom)著「變遷中の日本」(Japan in Transition)第十一章竝に第十六章。モーリス著「日本の進歩」第十四頁。

外國居留民の危懼は幸にして、事實とならずして、一八九九年以降、平和と帝國法律保護との下に漸々と其生を送り、基督敎國の治下に在ると異ならざることを得、日本官吏と人民との擧止は全世界の稱贊を博したり。要するに日本の完成せし所は史上未だ嘗つて其比を見ざるなり。亞細亞洲中、積習を打破し、近代の文明に順應せし者日本の如きはあらず。又全世界中短時日の間に大變化を經、富源を涵養したる者日本の如きはあらざるなり。

日本人の智慮、堅忍、愛國心の勝利を茲に記し、米國人が其國民を喚起して、自己の高尙なる理想を抱かしむるの用を爲し、其顧問朋友と爲りて、革新獨立の奮鬪を幇助したる事實に想到せば、米國人たるもの喜を禁ずること能はざるなり。

帝國は今や列國中に立ちて、其永く希望したる位置を占め得て、皇帝の詔勅に在るが如く、大に責任の重きを加へたることを覺知するに至り、輓近其士卒が滿韓の野に於て歌ひたる

君が代は、千代に八千代に、さゞれ石の、巖となりて、苔のむすまで。

の精神は人心を鼓吹し、古を誇り來を樂み、益、自國を尊重するの念を勃興せしめたり。

第十一章　布哇の併合

一八五〇年後十年間、布哇を結局合衆國に併合せざるべからざる所以を明示せし事件、頻々として起り來れり。カリフォーニアは急激なる發達を爲し、太平洋沿岸に於ける米國勢力の增進は、捕鯨業の衰微に起因せし群島商業の頽勢を挽回し、該沿岸の需要は新に產業を興さしめ、特に農業の隆盛を致したり。甘蔗の栽培を始めて、其風土氣候に適合せることを發見し、馬鈴薯其他蔬菜類は多額の輸出を見るに至り、桑港麵粉の騰貴は一時麥作の盛大を致したり。要するに是等物貨の賣買は著しく群島々民の富を增加せり。

布哇政治の將來に關し、漸く注意を喚起し來りし事件あり。當時侵掠主義跋扈して、行政部を要し、蠶食政策を取らしめんとするに至れり。初め玖巴は太西洋沿岸に於ける運動の目的地たりしが、有名なるウォルカー(Walker)は已に桑港に於て下部カリフォーニア並にニカラガに對する不正の運動に着手し兵力を以て布哇を占領し、群島を併合せんとの風評を傳ふるに至れり。カメハメハ第三世と其顧問

官とは大に驚き、之を合衆國に訴へ、遂に米國軍艦のホノル、派遣となれり。流言は事實無根なりしこと明白となりきと雖、群島は結局合衆國に併合されざるべからざるの徵候を現出し來れり。

國勢調査は土人の減少甚しくして、終に絕滅の悲運に陷らんとすることを示せり。王室は好顧問官と基督敎勢力との掩護を受けたれども、漸次治國の能力なきことを暴露し來り、後年に至り、尙一層明瞭に之を表白したり。合衆國は群島に於ける利害關係頗る大なる者ありしを以て大に此狀勢に就きて考慮を加へたり。

政府の國勢調査表に據るに、布哇土人の減少は下の如し。曰く、一八二〇年は十三萬三百十三人、一八五〇年は八萬四千百六十五人、一八五三年は七萬三千百三十七人、一八六〇年は六萬九千八百人、一八七二年は五萬六千八百六十九人、一八八四年は四萬十四人、一八九〇年は三萬四千四百三十六人、一九〇〇年は二萬九千七百九十九人たり。

國務長官マーシーは保守主義の人なりしかども、祖國の義務と運命とに就きては遠大なる意見を抱持し、今や合衆國領土に接近せる群島の地位を確定すべき時機來れりと爲したり。是より先、國王は佛國と事端を構へし時、其主權を合衆國に讓らんとするの意思を表明せしを以て、マーシーは該國駐劄公使に訓令して

併合案を國王に提出せしめたり。國王は此擧に贊同し、約案も亦速に成りしが、該案中、年金を王室に支給し、又群島を一州として合衆國に加入せしむるの二項はマーシーの同意を得る能はざりき。

約案修正の談判中、カメハメハ第三世は崩じ、新王は併合を贊成せざりしを以て、該判は中止となれり。然るに新王は商業上群島は合衆國に依從すべきことを承認したれば、一八五五年、貿易に關して、互惠條約を調印せり。然れども合衆國上院は之を贊成せずして止みき。

南北戰爭中、合衆國政府は布哇の事に關係するの暇なかりしが、平和回復の後、國務長官シューワードは米國公使に互惠條約談判の全權を委任せり。長官は言明して曰く、布哇國内には併合論頗る盛なるを以て、若し併合策と互惠策と相衝突するが如き場合を生じ來らば、宜しく前策を取るべしと。一八六七年、互惠條約の調印成り、大統領ジョンソン(Johnson)は其批准を元老院に求むるに當りて曰く、群島國民は近き將來に於て任意に併合を求むるに至るべく、本條約の訂結は其時に至るまで外國の侵略を豫防するの良策たるべしと。然るに南部各州の甘蔗栽培

業者と本條約の實施を以て併合を遲延すべしとせる併合論者との勢力頗る大にして、遂に批准を了せずして止みき。

合衆國が併合と互惠とに就きて力を盡しゝことは群島内に居住する英國人竝に他の外國商人の嫉忌を誘致し、外交使臣亦之に贊同したりしが、英國中、先見の明を有せる者は來るべき事件に關して定見を有せしものゝ如し。一八五〇年歐洲各國を歷訪せし布哇委員のことは前章に記述する所ありしが、該委員の英國首相と會見するや、首相は合衆國に併合するの得策なるべきことを勸告したり。パーマーストーン卿曰く、布哇群島はカリフォーニアとオレゴンとに接近して、輸出入の貿易は自ら此二州の市場に倚賴するのみならず、布哇土人は漸次滅亡し、合衆國移民を以て之に代ふるに至るべきが故に、併合は避くべからざるの運命なりと。「倫敦ポスト」は一八五三年乃至一八五四年の併合計畫を論ずるに當り、米國の掠奪主義を贊成せざるの意を示したれども、米國勢力の優越は群島の領有を自然の趨勢とすべくして、これ世界通商の爲めに慶賀すべき事件なりと云へり。

「第五十二國會第二議會上院行政事務文書」第四十五號第十四頁乃至第十八頁。エー・エー・アレン報告書」。アレキサンダー著「布哇史」第二百七十三頁乃至第二百九十二頁。ホプキンス著「布哇」第三百二十五頁竝に第三百九十七頁。一八五四年十月二十四日發刊「倫敦ポスト」(London Post)

布哇は米國が關稅戰爭を起し、群島繁榮の基礎たる市場を鎖すに至らんことを恐れ、孜々として互惠條約訂結を勉むること十年に及べり。其間王位の交替は頻々たり。中には酒色の爲めに其命を短うせし者あり。是に於てカメハメハの血統は斷絶し、爾來國王は王儲を定めずして逝きたりしを以て、微弱なる政府の主を選ぶの件に關し、紛訌擾亂を續出し、米國海兵は公安維持の爲めに復た又駐屯の請求を受けたり。

大統領グラントの執政中、國務長官フィシュは布哇人の熱望を容れ、互惠條約に就きて新に談判を開くことを許し、米國公使に訓令を下すや、其政府の現狀竝に其衰亡分裂の傾向明白なる事實と其外國の管轄に歸すべき危險とに說き及ぼし、且つ曰く、吾人はバーミューダ(Bermuda)と同樣なる前哨を、將來之を吾人の不利益に利用せんとする者の手に付與することを希望せずと。要するに公使は一方に於て互惠條約の提案を出しつゝ、他の一方に於て併合贊成論者の感情を挫折せざ

らんことに力めざるべからざりしなり。談判はホノルルに於て開かれたり。然るに國王カラカワは事件の重大に鑑み、二人の委員をワシントンに派遣し、第三回にして、初めて互惠通商條約を訂結することを得たり。第一回は一八五五年第二回は一八六七年に在りて、共に上院の拒否する所となりしこと前文に陳述せし所の如し。

該條約は事實上、布哇と合衆國との物産を無稅にて相互に輸入するの規定を設け、又布哇の領土は決して他國の租貸割讓すべからざることゝ、條約に由りて付與されたる特權は之を他國民に讓與すべからざることゝを定め、以て併合論者の反對を鎭壓し、此條項ある上は、該條約は合衆國が結局布哇群島を領有するに至るべき保證を與へたるものと看做され、上院の批准を經、一八七六年を以て實施されたり。

該條約は布哇歷史中最も重要なる事件の一とすべし。最終の結果は併合に歸着すべきものたりしかど、直接には大に商業と內地農業とを振興したり。是より先群島に於ては、カリフォーニアの需要新に起りたりし當時より、甘蔗の耕作を開始

し、既に二十年に及び、初めは黒奴を使用せる他國の産出と雄を合衆國市場に爭ふこと能はざりしも、該條約施行の結果、布哇砂糖の無稅輸入は大に其耕作に刺戟を與へ、米も亦然るに至れり。數年ならずして、砂糖輸出の總額は十六倍以上の增加を來し、從つて政府の收入は增し、國の富も亦大に加りたり。

其結果、公私の企業勃興して、未曾有の繁榮之に伴ひ、官衙を造營し、公益事業を起し、鐵道を敷設し、電線を架設し、大規模の灌漑法を設け、甘蔗耕作の爲めに井を穿ち、新に學校、病院竝に會堂を建築したり。是皆互惠條約より生じたる直接の結果たり。

該條約より生せし他の結果は、群島の人口に急激の變化を來したることなり。甘蔗耕作の有利となるに至るや其業大に發展せしも、勞働の需要は未曾有の盛況を呈したり然れども、土民は耕作の勞苦を厭へるが故に、內地人の勞力を以て之に充つることを得ずして、ポリネシヤ諸島より其供給を仰がんとしたりしが、亦滿足なる結果を得ること能はざりき。是に於て葡萄牙人一萬餘をアゾールス群島より輸入せしも、供給に限りありて、而して耕作地は益〻其面積を擴張せしかば、

栽培業者は眼を支那日本の人口過剩に轉じ、兩國より各〻萬以上の勞働者を得來れり。斯くの如くにして絕えず減少しつゝありし土人は少數者となり、愼情に用を節せざる遂に比較的不必要となりて、財產と富との大部分は外國人種の手に落ちたり。（「アレン」報告書第十九頁乃至二十二頁、「アレキサンダー」著布哇史第三百三頁乃至第三百十一頁。）

互惠條約の期限は七個年なりしが、更に之を繼續することゝし、合衆國は之に據り海軍根據地として眞珠灣（Pearl Harbor）を專用し、之を改良守備するの特權を得たり。是より先一八七三年、大統領グラントは海軍根據地を設置せんが爲めにシューフィールド（Schofield）將軍を派遣し、測量を爲さしめ將軍は眞珠灣を好適の地と認めて報告し、後國會の委員會に出席し、群島を左右すべき或る手段を取るの必要を主張したり。

ホノルル駐劄英國公使は眞珠灣を合衆國に讓與せし件に對し、抗議を提出して曰く、此讓與は必ず群島の獨立を失はしむべきなりと。而して其主たる論據とせし所は、英布條約中英國軍艦は他國船舶の出入し得べき各港灣に出入するの自

由ありと云へる條項に在りて、今回の處置は之に違背する者なりと云へり。然れども布哇政府は此主張に同意せざりき。

大統領クリーヴランドの第一回執政期中、布哇に於て合衆國の優越なる勢力又は權力を實證すべき諸問題に就きて、決行せし所少なからず。眞珠灣事項を挿入せる互惠條約繼續布告は其一なり。次に一八八六年倫敦に於て布哇稅關歳入を抵當として二百萬弗の國債を募集せんとするの計畫ありしも、國務長官ベーヤードは之を以て互惠條約中他國に布哇領土の割讓、又は其港灣の差押權を與ふべき事項を禁じたる條項に違背する者と爲し、遂に失敗に歸したり。一八八七年英國公使は英佛兩國が布哇の獨立中立を保證せんが爲めに取極めたる一八四八年の協約に加入せんことをワシントン政府に要求せしに、ベーヤードは布哇は互惠條約に據りて、物質的繁榮を享有し、港灣讓與と領土割讓とに關して特殊の義務を約し、且つ合衆國に對する關係は他の各國と同じからずと云ふ理由として、之を拒絶せり。是より先國王カラカワはサモア國王と同盟の約を結び、一八八七年合衆國の承諾を求めしが、ベーヤードは其不得策なる所以を指摘し

て、承諾を拒みたり。

布哇は互惠條約の實施に伴ひて、繁榮を來し、内部充實するに至りしかば、カラカワ王は之よりして能ふ限り利を享くる所あらんと欲し、先づ合衆國を訪ひ、隣邦の王者たるに適當なる優待を受け、後世界一周の途に上り、亞細亞歐羅巴各國の政府帝王の賓客となり、一身と其王國とに就き、一大抱負を以て歸國したり。一八八三年英佛兩國がポリネシヤ中諸處の群島を占領するや、之に對して抗議を公にし、又サモアと同盟して、王威を輝さんことを規畫せり。

ギブソン(Gibson)と稱する冒險家あり。カラカワ王を籠絡して首相と爲り、サモア同盟の爲め獻策する所ありたり。ギブソンは自ら英國貴族の出なりと稱し、嘗つて瓜哇に於て禁錮されしことありしが、遁れてソルト・レーク・シティー(Salt Lake City)に至り、ブリガム・ヤング(Brigham Young)(譯者曰く、モルモン宗の首魁にして、ソルト・レーク・シティーを創建せし人なり。)の命を奉じ、モルモン宗布教師として、布哇に赴きしが、聖僧と事を構へ、基督新教に改宗し、又幾もなくして羅馬法王に歸依して、内地天主教會中有力なる者となれり。

權術を以て國王の寵を得遂に政府を主宰するに至れり。國王は温雅愛すべき人

なりしかど、宴遊其度に過ぎ、而してギブソンは能く其費途を辨じ、他の點に於ても亦國王の望に應じて、遺憾なかりしかば、國王は深く之を信じ、其野心あるを知らずして、直ちに其言を用ひ、サモア國王に使節を派遣したり。

航海の用に供せられたるはカイミロア(Kaimiloa)と稱する小船にして、實に布哇海軍中唯一の艦船たり。混血種族に屬する一名の公使、書記一名竝に使節に相當する隨員を載せ、サモアに航行せり。航海中、水夫は給與不足の爲めに暴動を起し、其到着するや、使節は驕奢至らざるなく、日ならずして同盟の約を結び、布哇人は祝宴を催しゝが、サモアの諸酋長は潦倒歸るを忘れ、翌朝に至るも猶宴席に充滿し之を送還せざるべからざるに至れり。サモア國王は使節の一人に告げて曰く貴下來りて我民に宴飲を敎へんとする意ならば、速に此を去らんことを望むと。使節は獨乙人の嫉忌に依り歸國を早うせざるを得ざりしかど、旅費に窮し、カイミロアを抵當として之を辨じたり、然るに其ホノルゝに歸るやギブソンは既に斷けられて獄に在り幾もなくして國外に放逐されたり。カラカワは此くの如き無謀の擧を敢てし、又此くの如き人物を用ひて政治を諮詢せしかば、在留民中、上

流の人と合衆國民とは共に其施政を非議したり。

一八九〇年ワシントンに開催したる米國聯邦會議の會期中、國會は布哇政府に招狀を發し、之に加はらしむべき決議を可決したり。是より合衆國は群島を以て米國の一部分と認め、モンロー主義を其政治狀態に適用すること、なれり。從來群島は合衆國と接觸せし初期より、支那貿易の根據地となり、且日本が勢力を增加せしより、其地位は太平洋中に在りて重要の度を加ふるに至りしが、東洋に對する此親密なる關係は前述合衆國の執りたる手段の爲めに影響を受くること毫も之なかりき。

（ニ、アレン報告書第二十三頁乃至二十四頁。アレキサンダー著「布哇史」第三百四頁、一八九二年紐育刊行ロバート・ルイス・スティーヴンソン(Robert Louis Stevenson)著「サモア史」第五十六頁註脚。一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第二號第六百四十五頁。）

一八九一年、カラカワはカリフォルニアに轉地療養中、崩じ、嗣に王儲を宣せられたるリリウオカラニ女王位に卽きたり。由來布哇は僅に君主國の體面を裝へるに過ぎざりけれども、居留民中有力なる者はカラカワが其國を思ふの至情と其性質の温良とを諒し、其妄想、奢侈、專橫を寬恕し來りしが、其崩御は既に顚倒の徵候

を示したる王國の末路を速にしたり。新君主は即位の初めより、執拗なる性質を表白し、意に隨ひて政を爲し、國家の害毒と爲るべき不逞の徒を近け、政に參せしめんとし、其位に即くや、怨嗟の聲國内に滿ち、革命の計畫は將に其形を顯はさんとせり。カラカワの在世中に行れし、賄賂、敗德と宮闕を汚瀆せし游宴とは依然として繼續し、政治は益〻惡しく、立法議會は賂賄公行し、而も君主は之を是認せしものゝ如し。

一八九三年一月、危機は到來せり。女王は意を決して、現行憲法を廢し、代ふるに一層多大なる獨裁權を得べき者を以てせんとし、第一着手として、立憲内閣を倒さんことを計畫せり。是に於て立法議會を停止し、貴族と外交團とを宮殿に招集し新憲法發布の式に陪せしめんとせり。ボノル、住民中重要なる者は恐怖怨恨を抱き、相會して此計畫を非議し、公安保護の爲めに委員を選擧し、委員は時を移さずして同志を糾合し、武裝せる一隊を組織せり。女王は反對黨の氣焰勢力に懼れて、貴族と外交團とを退席せしめ、宮殿の高廊に上り、新憲法の發布を熱望せる土人に向ひ、發布の延期を宣言し、後立憲的方法に由らずんば、復た改革を爲さいるべきことを布告せり。

公安委員は女王が前畫策實行の時機を捕捉せんとすることを覺知し、斷然腐敗せる政府を顚覆せんとし、乃ち一月十六日を以て決行に着手したり。米國公使は革命の切迫せるを知るや、米國人保護の爲めに、海兵を上陸せしめんことを合衆國海軍司令官に請求し、十六日午後一分隊は上陸して、公使館並に領事館の周圍に駐屯せり。翌日即ち一八九三年一月十七日、革命黨は武裝して相集合し、政廳に進み、王政顚覆を宣言し、公安委員は一人の損傷なくして政府を占領せり。女王は屈從して敢て抵抗を試みざりしかど、王黨は合衆國軍隊の爲めに威壓されたることを主張し、復位を合衆國大統領に哀訴せり。

假政府は直ちに成りて、法官ヨ・ビー・ドール(Sanford B. Dole)其總裁に擧げられたり。ドールはホノルルに生れ、父母は亞米利加人たり。高等裁判所の職を辭して、新任に就きたり。新政府の組織せらるゝや、群島を通じて異議を挾むものなく、駐剳各國公使も亦之を事實上の政府と認めたり。其初めて擧行せし事件の一は米國併合條約談判の爲め國民中より委員を選出して、ワシントンに派遣せしことにして、

委員は二月三日を以て目的地に到着し、合衆國駐剳布哇公使の紹介に依り、國務長官と會見し、信任狀を呈出し、訂約談判を開始せんことを請求せり。大統領ハリソン(Harrison)は委員が事實上の新政府を代表せしことゝ結局併合を行はんは多年合衆國の執り來りたる政策なることを知悉したれば、之を許諾し、乃ち二月十四日を以て條約に調印し、布哇群島を合衆國に編入して其領州(Territory)とせり。

（カラカワ治世中の事件に就きては、一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第二號第六百四十五頁を參照すべし。革命の梗概に就きては同書第七百七十七頁並にスティーヴン公使の記錄第二百七頁を參照すべし。大統領ハリソンの敎書と一八九三年の併合條約とに就きては同書第九十七頁を參照すべし。）

三月三日、大統領ハリソンの執政は滿期となり、上院は閉會に至るまでの時日僅少なりしを以て、該條約の討議を爲すことなかりき。クリーヴランド再び大統領となり、初めて擧行せしものゝ一は、上院より併合條約を撤回せしことなり。これ女王の位を廢せられたるは臣民中多數の意思に反し、米國軍隊の駐屯あしが爲めなりとの宣言に深く感動したるに由るなり。是に於てジェー・エッチ・ブラウント(J. H. Blount)を委員として、布哇に派遣し、革命の原因と、假政府に對する人民

の感情とを調査報告せしめたり。ブラウントは詳密なる調査を爲し、報告して曰く、新政府に贊同する黨派は群島中の有識者を網羅し、財產の大部分は其掌中に在り。土人の大部分は前女王に黨與し革命は米國公使と其軍隊との援護に依りて成れりと。

ブラウントの歸國するや大統領はブラウントの報告に依り、前女王を復位せしめざるべからざることに決したれども前女王は住民全體に對して大赦を行はざるべからざることを前女王に告ぐべき旨を訓令せり。公使は前女王に會見して之を傳へしに、前女王は革命黨の首魁を斬殺し、其財產を沒收せんと欲すと答へたり。公使は之を大統領に傳ふるや、大統領は答へて曰く、前女王が大赦を行ふことに同意せずんば、復位の爲めにする盡力は一切之を放棄すべしと。第一回會見より一個月を經て、第二回の會見ありしが、前女王は革命黨の首魁を追放して其財產を沒收せんことを宣言し、後二日即ち一八九三年十二月八日、又之を反覆主張せり。然れども、第三回の會見後終に大統領の希望に應ずべき旨を書して、同意を表したり。

整日公使は假政府總裁ドールと其閣員とに會見を求めて、直ちに其許諾を得たり。是に於て公使は大統領クリーヴランドの意見と書翰に認めたる前女王の保證とを傳へ、政府を前女王に引渡さんことを請求せり。二十三日、總裁ドールは書面を以て合衆國大統領が布哇政府の內事に干渉する權利なきことを言明し、斷然前女王に主權を復することを拒絕せり。

一八九三年十二月、合衆國々會の開會するや、大統領クリーヴランドは特別敎書を出し、其執りたる方針に就きて理由を說明し、該問題に關する往復文書と公文書類とを添附し、國會の公明正大なる討議を求めたり。總裁ドールの政府引渡拒絕の書を受領するや、關係往復文書と前女王の行動に關する報告書とは意見を附せずして之を國會に送致し、問題の全體を擧げて之を國會に委任せしを以て、上院の外交委員は廣く各般の事項に涉りて調査を爲し、多數の證據書類を檢閱し、議員ヒルガンは多數の意見を報告せり。該意見は合衆國外交官と海軍將校とが過度の權力を弄したりとの主張に對して辯護を爲し、假政府の承認を合法的にして效力あるべき者とし、憲法を廢止せんとせし女王の計畫は却つて革命的

なりとせり。少數は反對の意見を有したれども本問題に關して討論を爲さずして止みき。

大統領クリーヴランドの敎書に就きては「大統領敎書集」第八卷第三百九十八頁、一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第二號第二百六十七頁、第四百四十五頁、第千百十九頁、第千二百四十一頁並に第千二百八十五頁を參照すべし。同書第四百六十七頁乃至第千百五十頁を參照すべし。ブルウントの報告に就ては同書第千百九十九頁乃至第千二百九十二頁を參照すべし。女王復位の事に就ては同書第一八九四年の上院報告書は「第五十三回會第二議會上院報告書」第二百廿七號に在り。

假政府は大統領クリーヴランドの行動を以て、合衆國行政部が併合條約を拒絕せる者なりとし、永久の政治組織を定めんとして、其步武を進めたり。立憲議會の委員選擧を命じ、住民中成年男子にして、新政府贊成の誓を爲したる者は、土人たると歐米の出たるとを問はず總て選擧人たる資格を有せしめ、斯くして議會は成立し、共和政體を採用し、一八九四年七月四日を以て憲法を發布し、共和國を組織したり。

一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第二號第千三百十一頁乃至第千三百十九頁竝に第千三百五十頁。

新政府は布哇と條約關係を有する諸外國竝に合衆國の承認する所となり群島

民は平和に其權力の下に服從せり。前女王の殘忍なる、群島所在の責任ある有識者をして復位の必要なきことを覺知せしめしのみならず、亦廢位の不當を鳴らして前女王に同情を表せし合衆國國民にも嫌厭の情を起さしめたり。共和政府國を治むること四年、群島民は未曾有の平和と繁榮とを享け、一八九五年一月、革命の擧あらんとせしが、勢力微弱にして、直ちに鎭定に歸したり。政を行ふに誠實を以てし、經費を支辨するに節儉を以てし、法律を施行するに公平を保ち、官吏を尊び、敎育を進め、商業を奬勵し、生命財産の保護を厚うせしこと、新政府の如きは布哇の歷史中未だ曾つて有らざりし所とす。

マッキンレー(Mckinley)大統領と爲り、ワシントン政府變動せし後幾もなくして、併合問題は再燃し、一八九七年六月十六日新條約の調印ありき。該條約は一八九三年の條約と同一にして、唯前女王と前王儲とに年金を支給するの條項を削除せしのみ。上院は其回送を受けて調査討議を爲したり。

此事實の公表せらるゝや、日本政府はワシントン駐劄公使を經て國務長官に併合に對する抗議を提出したり。其理由とせし所三あり。曰く、第一、布哇獨立の維持

は太平洋上に利害關係を有する諸國の平和を維持するに必要なり、第二、併合は布哇在住日本臣民が條約に依りて取得せる權利を危くすべき恐あり、第三、併合條約は對布哇日本要求の決定を遲延すべきに至ることなしとせず。國務長官は日本は曩に一八九三年の條約に對して抗議を提出せざりしにあらずやと反問せしに、日本は答へて曰く、固より然り同年以降太平洋に於ける日本の利益は增大し、其活動も亦範圍を擴張し、今と日を同じうして語るべからずと。布哇在住日本人の增加は實に非常にして其數は十人の上に出で、支那戰爭以後群島在留日本人は毫も屈從の態度に出でずして、日本政府も亦斷乎として其臣民の權利を主張し、犬に共和政府を恐怖せしめたりと。然れども日本人の既得權と係爭中の要求とは併合に因りて毫も毀損せざるべしとの保證を與へたれば帝國政府は强ひて其抗議を繼續せず、友誼を失ふことなくして止むを得たり。

合衆國政府の統計に據るに布哇群島の人口は左の如し。

種類	人口	百分率
布哇人	二九七九九	一九、三
雜種布哇人	七八五七	五、一
白人種	二八八一九	一八、七

支那人	二五七六七	一六、七
日本人	六一一一一	三九、七
其他	六四八	〇、五
合計	一五四〇〇一	

併合條約は上院の懸案となりしが、一八九八年四月、合衆國が西班牙に對し、戰を宣し、デューイー(Dewey)提督がマニラ灣に於て勝を獲し後、布哇群島の占領は軍略上の必要となるに至れり。然るに上院に於て併合條約の裁可に必要なる三分の二の投票を得べきや否や多少の掛念ありしを以て、政府はテキサス併合事件の先例を追ひ、兩院聯合決議に依りて之を得んことに決し、各院少時の辯論を費したる後兩院共に三分の二以上の贊成者を得て之を通過し、一八九八年、法律として之を發布せり。

一八九八年の條約に就きては、第五十五國會第二議會上院報告第六百八十一號第九十六頁を參照すべし。

下院の討議に就きては「國會記錄」第三十一卷第五千七百七十頁乃至第五千九百七十三頁、又上院の討議に就きては同書第六千百四十頁乃至六千六百九十三頁を參照すべし。

聯合決議に就きては「法律全書」第三十號第七百五十頁を參照すべし。

領州編入の事に就きては「法律全書」第三十一號第四百十一頁を參照すべし。

併合に必要なる形式は直ちに之を履行し、遂に布哇を合衆國に編入し、條約と兩

院聯合決議とに基きて之を領州とし、總裁ドールを知事とせり。一九〇〇年國會は布哇領州設定に關する法律案を決議し、條約に據りて、合衆國々民となりたる總ての布哇國民に選擧權を付與し、群島住民は、皆異議なく、合衆國の統治權を承認し、是に於て群島住民は百有餘年間の紛擾亂脈の後を承け、初めて泰平を謳歌することを得、紛訌は唯、民主政治の通有せる政爭に過ぎざるに至れり。

布哇併合事件を詳述し、之に關する論爭の價直を評論するは本書の範圍外に屬す。讀者は引用公文書を繙閱せば隨意之を研究することを得べし。

布哇併合は一八四二年、國務長官ウェブスターの宣言以來、各大統領の履行せし政策より生じたる必要の結果にして、パーマーストン卿の如き歐洲政治家竝に太平洋貿易に關する群島の地勢を研究したる識者は早く已に之を豫想したり。蓋群島の領有は其必要を倍蓰し、布哇は大陸西海岸なる米國領土の前哨たるより以上の要を加へ、太平洋上諸領土の連鎖となりしなり。若し機を見て群島を占領せんとせし英國又は日本の掌裡に之を歸したらんには、政治上の不得策は最も甚しかりしならん。

土人は責任ある政府を設立するの能力なきことを實證し、肥沃の地に於て天の賦與せる利益を增進すべき氣力と意思とを缺きたり。今や速に減少しつゝありて、支那日本の勞働者は之に代らんとし、在留米國人は、二百年前其祖先が、太西洋沿岸に於て土人と接觸せし時と同一の問題に逢着するに至れり。

是より先布哇に設立したる政府は理論實際共に完全なる主權の原素を有し、四年間活動を繼續し、而して自ら進みて米國に編入せられんことを求めたり。此際合衆國大統領竝に國會が機宜に投合することを能はざりしならんには場合の如何を問はず其任を全うせざりし者と謂はざるべからず。

第十一章　サモア事件

サモア群島は赤道の南に位し、太平洋に於ける米國活動の範圍外に在るが如しと雖、之に就きて陳述する所なくんば、該洋上に於ける合衆國の外交關係を盡せりと謂ふべからず。加之群島近代の變遷は、ポリネシア群島の主人政府に關する事例を供したり。

外國人が初めてサモア群島の住民と交通するに至りしは宣教師の媒介に由れりポリネシアに於て有益なる事蹟を擧げたる倫敦傳道教會は、布哇に於ける米國傳道會の組織ありし後數年、サモアに宣教師を派遣し、爾後近世に至るまで其事業を繼續し、大に功を奏し、住民の幸福を增進するに與りて力ありしとは衆論の一致する所たり。一八九九年、合衆國委員ツリップ(Tripp)は命を奉じて狀況を視察し、國務長官に報告して曰く、土人は決して蠻民ならず、體格は優秀にして、皆能く普通事項の智識を有し、大抵基督教を尊信し教會宗旨に歸依することを頗る深し。

(中略)其多數と酋長の殆ど全體とは讀書を能くし、文明の習俗を採用するを欣築とせり。これ宣教師の賜たらずんばあらずと。近年加特力教徒も亦傳道を開始し、多數の信徒を得るに至れり。

宣教師の來航後幾もなくして貿易業者も亦此地に至りしが、其居留を爲すに至りしは猶數年の後に在りき。初めて來住せしは獨乙人にして、英米之に次ぎしが、政治に干渉し、紛訌を煽颺し、酋長の爭鬪を援助して、土民の分裂を釀成し、宣教師が諸君長をして制定せしめたる火藥酒類輸入の禁を犯し、又は之を蔑如し、其交通は土人に茶毒を流布する者にあらざるはなかりき。英國政府が此等物品輸入の惡結果を看破するや、國會は法律を制定し、土人の管轄に屬する群島に於て英國臣民の此貿易に從事することを禁止せり。故に爾來此惡むべき事業を營みし者は大抵獨米兩國人となれり。

合衆國政府が初めて、此群島に注意するに至りしは、一八七二年にして、當時ミード(Meade)中佐は海軍附屬汽船ナラガンセット(Narragansett)號に搭じ、南太平洋を巡察するの途上、ツーツイラ(Tutuila)島なるパゴ・パゴ(Pago Pago)灣に入りしが、島内は

紛擾を極め、外國の干渉を來すの恐ありたり。中佐は該島大酋長の請に依り、約を結び、海軍根據地として南洋中の最良港と稱せらるゝパゴ・パゴ港の讓與を受け、合衆國政府に代りて、大酋長の領土を保護國としたり。此所爲は政府の許可を經たるに非ざりけれども、大統領グラントは該約文を上院に送付し、其考量を求め、且つ曰へらく、パゴ・パゴ港の取得は利益の頗る大なるものなれども、該約文の裁可を爲すに當りては、先づ保護權の設定に關し、多少の修正を加へざるべからずと。然るに上院は之に關し何等決議する所もなかりき。

一八七三年、國務長官フィシュはミード約案を見て、注意を喚起し、特派吏員としてエー・ビー・スタインバーガー(A. B. Steinberger)をサモアに遣し、其狀態を報告せしめ、特に重きを商業關係の發展に置かしめたり。スタインバーガーは歸國して、報告書を提出し、再び出張を命ぜられ、大統領より酋長に宛てたる親書と贈品とを携帶せり。

其帶びたる訓令の趣旨は、保護權の設定は政府從來の慣例に違背するを以て、酋長に之を保證すべからずと云ふに在りき。スタインバーガーは第二回の訪問を

以て、合衆國政府との關係を絶ち、酋長の欽慕する所と爲りて、其顧問と爲り、數年間群島政府の主腦となりしが、或る獨乙商會との親交度に過ぎ、英米兩國領事の憎む所となり、英國軍艦は米國領事の承認を經て、之を島外に放ち、斯くして其要職を褫ひたり。

「大統領教書集」第七卷第百六十八頁。「第四十三國會第一議會上院行政事務文書」第四十五號。「第四十四國會第一議會下院行政事務文書」第百六十一號。「第四十四國會第二議會下院行政事務文書」第四十四號。一八九二年紐育刊行ロバート・ルイス・スティーヴンソン著「歴史註脚サモア紛擾八年記」(A Foot-note to History, Eight Years of Trouble in Samoa)第三十八頁。

サモアの紛擾は依然鎮定に歸せざりしを以て、酋長等は外國の勢力に依りて、鞏固なる政府を設立せんことを希望し、一八七七年、使者をフィージー(Fiji)に遣し、同島駐在の英國官吏に援助を請ひしが、功を奏せず、復た使節をワシントンに遣して合衆國の保護を請求せり。保護は政府の拒絶する所となりたれども、國務長官エヴァーツ(Evarts)は翌年委員と通商條約を訂結し、後酋長の批准を經、パゴ・パゴ港を合衆國海軍根據地とすることを確定し、其翌年獨英兩國も亦酋長と通商條約を訂結せり。斯くして三國はサモアの獨立を承認し、次いで三國領事本國を代表し、サモア王と協商を結び、群島の首府アピア(Apia)の市政を三國領事の管理に屬することゝせり。

「大統領教書集」第七卷第四百六十九頁竝に第四百九十七頁。「合衆國條約彙纂」第九百七十二頁。「第五十國會第一議會下院行政事務文書」第二百三十八號第百二十六頁乃至第百三十四頁。

後數年間、三國領事の爭議絶ゆる時なく、群島内も亦承認されたる國王マリエトアと王位を覬覦せるタマセセ竝にマタアファーとの間に常に調和を缺き、時に干戈を以て相見えたり。群島中に最も長く居住せしは獨乙人にして、從つて其貿易は多分を占め、且つ土人と不當なる約を結びて、多大なる土地を領有せり。其次位に在りしは英國貿易なりしが、規模小にして、見るに足るものなく、而して英國政府が群島に對して利害關係を有するに至りしは二個の理由あり。即ち英國宣教師の在留と世界中此方面なる諸領土の接近とは是なり。合衆國の商業は微々たる者にして、在留國民も亦數人に過ぎざりき。然るに酋長は再び機を得て、合衆國に其保護權を以て他國の占領を防遏せんことを請ひ、是に於てか米國領事は英獨の併合を妨遏すと稱し、自己の責任を以て再び國旗を掲揚せり。

一八八五年、紛擾は極端に達し、獨乙領事は獨乙の利益を無保護の狀態に在りとの口實を以て、獨乙政府の名を以て群島の事務を管理せんとし、主權施行の證左として、獨乙國旗を樹立せり。米國領事も亦之に對立して、其國旗を掲揚し、群島に對する米國の保護權を宣言せり。合衆國は直ちに其領事の行動を否認し、獨乙政府も亦其領事の所業に對し責任を負ふことを拒みたり。然るに此事件ありしより、國務長官ベーヤードは書を英獨兩國政府に寄せ、群島の平和を維持し、鞏固なる政府を設立すべき方策に關し會商するの全權をワシントン駐劄公使に委任せんことを求めたり。此提議は兩國政府の容るゝ所となりしを以て、一八八七年中三國は會議をワシントンに開きたり。

サモア政府改革案二あり。其一は獨乙公使の提出に係りて、英國公使の贊成を得たり。蓋し兩國政府は太平洋に於ける各自の利益に就きて一致する所ありしなり。本案はサモアに於ける獨乙の利益を最も優越なりとする事實を根據とし、獨乙に該島を指導せしめんとするに在り。ベーヤードは或る一國をして優越權を有せしむるには强硬なる反對を表し、群島の行政は之を國王と三國の選任せる

三人の外國人とより成る行政委員會に委託し、三國政府は輪番に一隻の船を群島の海面に派遣し、以て其平和を維持し又必要の場合には行政委員會の命令を執行せしむべきことを提議せり。

會商は遂に一致を見ること能はざりしが、獨英公使をして本國政府と議を重ねしめんが爲めに數月の延期を約し、其間群島の現狀を維持することを定めたり。延期後幾もなくして獨乙領事は政府の命令に依り會商前マリエトアと其臣民とより損害を受けたりと稱し、補償をマリエトアに要求せしに、マリエトアの拒絶する所となりしを以て、戰を宣し、マリエトアを廢して之を放逐し、タマセセを擁立して王と爲し、ブランダイス(Brandeis)と稱する獨逸人を以て其顧問とせり。

合衆國はサモアに於ける獨乙の行動に憤慨し、國會は米國の利益保護の爲めに五十萬弗の支出を爲すことを決議し大統領クリーヴランドは艦隊をアピアに派遣せり。然るに艦隊の同港に着するや、幾もなく、不幸にして颶風に遭ひ船體を破壞され、又將校と水兵との多數を失ひたり。本國は之が爲めに暗愁を催しいかども問題は益〻活氣を帶ぶるに至れり。

國務長官ベーヤードは伯林駐剳公使を通じ、サモア駐在獨乙官吏の行動に對する強硬なる抗議を提起し、曰へらく、其行爲は自己と商業との利益を取得し、又政治上優越權を掌握せんとするの目的に出でたるものにして、三國會商の精神に違反するものたり。之に反して合衆國の政策は商業上の利益を增進せんとするに在るよりも寧ろ目下太平洋中に殘存する少數の自主政府中其一たるサモアの發達を進め、其獨立を完うせんとする仁慈に出でたるものなりと。又輓近此方面に起りたる事件の實例を引證して、歐洲各國政府が擅にポリネシア諸島を占有し、土民の自主は殆ど其痕跡をだに留めざるに至りしことを指摘せり。

合衆國が此公文を發せしより、兩國政府の往復となり、ビスマーク伯は一八八九年二月に至り、三國會商の再開を提議し、伯林に委員を招きたり。國務長官ベーヤードは直ちに之を諾せしが、大統領クリーヴランドの任期已に滿了に近きしを以て、米國委員の任命を其後繼者に委託することゝせり。大統領ハリソンの就職するや、幾もなくしてカッソン(Kasson)、ダブリュー・ダブリュー・フェルプス(W. W. Phelps)竝にベーツ(Bates)を伯林派遣の委員に任命したり。ベーツは曩に國務卿ベーヤードの

命に依り、特別吏員として、サモアに出張せしことありし人なり。

國務長官ブレインは委員等に訓示するに當り第一回會議に於ける前國務長官ベーヤードの提案を指摘し、且つ曰く、該案は政府政策の原則に適合せざるものなり。何となれば、該案は聯合保護を主張するものにして、實に多大の抗議を呈すべき者たること明々白々にして、縱令此程度に至らずとするも、殆ど之に類する者にして、到底十分の效果を收め得べき者に非ずと。又曰く、大統領は該案を贊成せざれども、若し剩下の紛擾が絕對に干渉を必要とする場合には、之を一時的のものたらしむべきことを切望すと。然れども委員は獨乙の專橫より此群島を救出するの道は聯合干渉の外他に執るべき方針なきことを發見せるを以て、終に主議に於てベーヤートの提案を採用し、其細目に多大の修正を加ふることゝせり。

決定案はサモア政府の獨立と、其法律慣例に據り國王竝に政體を選擇すべき土人の權利を承認し、マリエトアを任期滿了の日まで國王とし、三國の一致を以て外國人中より高等裁判官を選任し、付するに司法竝に政治上廣大なる權力を以てし、アピアに外國人の自治政治を設け、三國の選任せる外國總裁を置き、三國よ

り各一人の土地處分委員を選出し、土地權に關する一切の事を處理せしむることゝせり。土地處分委員の設置はベーヤードの極力主張せし所たり。其他租稅法を案出し、又土人に銃砲酒類を賣ることを禁止したり。

「第五十國會第一議會下院行政事務文書」第三十八號、「同上院行政事務文書」第三十一號、第六十八號竝に第百二號。「第五十國會第二議會下院行政事務文書」第百十八號、第百十九號。一八八九年分「合衆國外交關係」第百七十九頁乃至第四百二十三頁。三國條約に就きては同書第三百五十三頁を見るべし。

此法案に據るときは、サモア政府の獨立を承認し難くして、而も平和秩序を維持すべき良法は政府の管理を獨乙に移すの外他に之なかりしが如し。マリエトア竝に其配下の酋長等は此案に同意を表し、新政府の機關は茲に運轉を開始せり。然るに幾もなくして、難件は生じ來れり。土人は高等裁判官の命令を遵奉せざるのみならず、亦其賦課されたる租稅にも反對するに至り、高等裁判官とアピヤ自治政府の總裁とは衝突を生じ、マタアファーは叛旗を飜し、其三國の爲めに追放せらるゝや、タマセセは位を爭ひ、三國は秩序恢復の爲めに屢次各自の軍艦を以て干涉を爲すの必要に遭遇し國務長官グレシャムが連合保護權は功を奏せずとしたる豫想は事實と爲らんとするに至れり。

グリーヴランド第二回の執政中、前大統領の作出せし連合保護政策は全然失敗に歸せしことを明白となり、國務長官グレシャムは露骨に此政策の過誤を表白して曰く、これ初めて傳來の良政策を拋ち、此半球より遠隔せる國土に關して、諸國と紛雜なる同盟を結びたる者なりと。

一八九四年分「合衆國外交關係」附錄第一號第五百四頁。「大統領教書集」第九卷第四百三十九頁、第五百三十一頁竝に第六百三十五頁。

一八九二年以前の事件に就きては、スティーヴンソン著「サモア紛擾八年記」又一八八一年乃至一八八五年の事件に就きては、一八八七年倫敦刊行ダブリュー・ピー・チャーチヤード(W. B. Churchward)著「サモア領事勤務記」(My Consulate in Samoa)を參照すべし。

一八九四年、マリエトアの不滿足なる三國連合保護は大統領マッキンレーの執政中猶繼續し、他に之に代ふべき良策の案出なかりしを以て、政府も亦之に甘んじたりしが、情勢の變化は終に三國をして更に考量を加へざるべからしむるに至れり。一八九八年、マリエト

ア死して王位繼承の爭は復た起り、高等裁判官はマリエトア・タヌーを立てんことに決せしに、マタアファーは諭所より歸り來りて、叛亂を起したり。獨乙領事と在留獨乙人とはマタアファーに左袒し、米英兩國領事は正統の援助に力めたり。是に於てか、數年間鎭靜に歸したる諸國間の反感を再燃せり。擾亂の場に派遣されたる英米軍艦の司令官は水兵を上陸せしめて、土民の侵擊を抑壓するの必要を感じ、爭鬪尋いで起りしが、米國將校と水兵とは之に死し、財產の蕩盡も亦巨額に上れり。

三國政府は此放棄すべからざる狀態に對して有効なる處置を施さんことを決し、各一名の委員を選出し、秩序回復の爲めに、臨機の處置を取るの全權を帶びて、サモアに至り、群島政府の基礎を鞏固にすべき方策を案出せしめたり。委員は一八九九年、桑港を發し、其至るや、領事竝にサモア官吏と會長とは其權能を承認せしを以て、幾もなくして秩序を回復することを得たり。七月十八日、委員は連合して、報告書を調製し、添ふるに政治更始の方策を以てせり。該案は一八八九年の伯林條約を根柢より變革したるものにして、委員は三國連合政治は紛雜を救治すべき道に非ずとの信念を表明したり。

斯くして連合統治の不可能なることは明白となり、獨乙は群島の分割を提議し、英國は獨乙より他の方面に於て領土の補償を得べき誓約を得て、之に同意せり。合衆國のサモア貿易は甚だ僅少にして、其主たる物質的利益は海軍根據地としてパゴ・パゴ港を使用するに在りしのみ。是に於て三國は約を定め、合衆國はツーツオラと其周圍の小島嶼とを支配し、他の群島は總て獨乙の占領することゝなり、條約は一八九九年十一月竝に十二月に於て調印を了したり。マリエトア・タヌーは此處置に抗議し、倫敦タイムスに書を寄せて曰く、外國政府がポリネシアに輸入せし文明は從前其土人の享有せしものより劣等なりと。

一八九九年分、合衆國外交關係第六百四頁乃至第六百七十三頁參照。

分割條約に就きては同書第六百六十七頁竝に一九〇〇年一月十二日倫敦タイムスを參照すべし。

サモア事情の詳細に就きては一九〇一年紐育刊行ジョン・ビー・ヘンダーソン(John B. Henderson)著米國外交問題(American Diplomatic Questions)第三章を參照すべく、其概畧に就きては一九〇一年ボルティモーア刊行ジェー・エム・カラハン(J. M. Callahan)著太平洋上に於ける米國關係(American Relations in the Pacific)第九章を參照すべし。

合衆國は國務長官ベーヤードが表白せる如く、太平洋の群島に殘存せる殆ど唯

一の自治國民を維持せんが爲めに誠實に盡す所ありしが、主として群島に於ける獨乙國利益の爲めに妨げられ、功を奏せず、其執るべき方針は不滿足且つ無効力なる連合政治より脫退するの外なきに至れり。是より先合衆國がパゴ・パゴの良港灣を使用するの權利を得しは、二十餘年前の事にして、此特權は較近太平洋に於ける海軍の發展と領土の擴張とに依り益〻重要となりしが故に、此特權を有効ならしめんが爲め分割に際し之を包有する一小島嶼の統治權を保留するの必要は起りたるなり。現今に至るまでツーツイラ住民の政治は之を其酋長に委ね、海軍根據地司令官が不法なる貿易と交通とを禁遏するが爲めに必要と認むる場合に限りて、監督權を執行するに過ぎざるなり。

遠隔せる領土を支配せんが爲めに他國と共同せし此實驗は、將來斯くの如き紛雜の渦中に投ずべからざることを合衆國に規戒したり。然るにサモア三國政治を脫退せし翌年、合衆國は支那に於ける利益保護の爲めに復た又他の十國と連合一致の行動を取らざるべからざるに至れり。ワシントンが職を去るに臨み紛擾を招致すべき同盟連合を避くべしとて國民に與へたる訓誡は尙威德を失墜

せずと雖、今や合衆國の世界各國に對する位置は、之をして國際事件を受動的に傍觀せしむることを能はざるに至れり。

第十三章　米西戰爭と其結果

合衆國が東洋諸邦と和親を結び、自由なる商業上の交際を開き、之を維持せんとしたるは、毫も爲めにする所ありて然りしに非ざることは前各章に於て陳述せし所の如し。米國使臣の支那、日本、朝鮮、暹羅諸政府に接するや、遠隔の國が其地に領土を擴張するの計畫を有せざることゝ、其唯一の希望は貿易の開始に因りて相互の利益を收得し、基督敎國文明の勢力を伸張せんとするに在ることゝを確言せしは亦既に說述せし所たり。

然るに今や東洋に對する合衆國の關係上に新動力を加へ來りて、其政治と通商との根柢に影響を波及し、牽きて其外交政策を一變せし事件を記述せざるべからざるに至れり。卽ち、合衆國は從來遠隔の地に在りて唯公平無私の邦交と商工産業の發達とに力むるの外他事なかりしに、突如廣大なる領土を取得して多數の亞細亞國民を統治し、陸海軍を以て之を守護せざるべからざるに至れり。

一八九八年西班牙と戰を開きし當初は、合衆國の政府も國民も太平洋上に領土

を取得するが如きは、秋毫も之を念頭に置かざりしなり。當時キューバ島の狀態、合衆國に困難を及ぼすことゝ七十五年に及び、其極戰爭を起すの止むなきに至り、大統領マッキンレーは國會に開戰の事を報告し、其目的は合衆國の門戶に逼迫せる堪へ難き狀態を救濟するに在りと云ひ、一八九八年四月二十日、終に戰を宣したる國會の聯合決議は、キューバ島より西班牙を驅逐し、自由獨立の政府を建設するを以て唯一の目的とすと宣言したり。然るに提督デューウェーのマニラ灣に戰ひて捷を奏せしことは、全然此方策を變更せり。當時東洋の米國貿易と太平洋沿岸なる米國都市とは西班牙艦隊の劫掠を蒙れるを以て、菲律賓群島艦隊を派遣するの必要を見るに至り、提督は命令を遵奉して、該艦隊を全滅せしが、亞細亞の海上、戰時艦隊を容るべき港灣一もなかりければ、提督は其占領せし港灣に止りて、政府の命令を待つの外他に執るべきの方針を有せざりき。

マニラ灣占領中、提督は其敵に憐憫を加へ、外國艦隊の司令官に對する處置宜しきを得しことは、其軍功の上に更に一段の光輝を添へたり。斯くして提督は東洋の外交上、ペリー竝にシューフェルドと名譽を同うすべき價値を實證したり。

戰爭の終結するや、米國はキューバ、ポートリコ竝にマニラ灣を占領し、米國政府は

占領地の處分に關して、重大なる問題に逢着せり。

一八五二年は米國史中、中期の大政治家カルーン、クレー、ウェブスターの三人政治に終局を告げたる年なり。ヘンリー・クレーは其政治生活の初期、加奈陀の征服を期し、英國との戰爭を促すの主動者となり、晩年、現時國力繁榮の大原因たる保護制度の基礎を建設したり。ダブリュー・エーチ・シューワードは米國人中最も能く太平洋上に於ける米國の運命を理會し、上院の議場クレーの棺側に立ちて、左の演說を爲したり。今日より之を見るに、豫言者が神託を受けたるの感あるなり。曰く、

上院の光明は今や沈沒せり。（中略）國運進歩して吾人は一層壯嚴なる舞臺に上り、富力を增加し、急速度を以て領土を擴張すべき時期に到達せり。吾人の設營はセント・ローレンスの水を後にし、墨西哥の谿を蹈え、將に中央亞米利加の野に達せんとし、布哇群島竝に支那沿岸も新に其餘響の及ぶべきを認めたり。此勢力の及ぶ所は、皆吾人の設營に依りて保護を受けんことを希望するに至れり。勢力伸張を擧肘する者は反抗に基因する難件に非ずして、我邦國憲の結果たる穩和主義たるのみ。此制肘が何時に撤去せらるべきかは何人も之を說き

得ず。然れども通商の發達は古大陸と吾人とを接近せしめ、新地位を創始し、該大陸と關係を結ぶか又は植民地を開設すべき必要を生じたり。（中略）其自衛の策として之を觀るも、東と云はず、西と云はず、遠隔の地は果して之を吾人の保護の下に置くべきか、將た之を急速の擴張をなしつゝある獨裁政治の領土併合に委すべきかの問題は必ず之を解決せざるべからず。此重大問題を解決するは果して誰ぞ。余は其人なきを憂ふと。

（一八五二年ワシントン刊行「ヘンリー・クレー葬儀演說集」(Obituary Addresses on the Death of Henry Clay) 第四十九頁。）

所謂重大問題に逢着せしは、西班牙戰爭の終末に於ける大統領クリーヴランドなり。ギューバ竝にポート・リコに關して決斷を下すは比較的容易の業に屬したれども、菲律賓群島の處置は頗る難件たりき。是より先合衆國は既に或る範圍内に於て太平洋上に領土を取得し、數年前パゴ・パゴの良港と之を有するサモア群島中ツーツイラ島とを占領し、布哇群島を併合したり。然れども太平洋を橫斷して、支那羅遲の南岸に到達するには尙頗る遠かりき。大統領は其執るべき方針に苦しみ、一八九八年八月十二日の議定書に左の規定を挿入せり。此議定書は休戰を

約せる者にして、媾和條約の基礎たり「曰く、

合衆國は媾和條約に據り、菲律賓群島の管理處分及び施政を確定するに至るまでマニラの市街及び港灣を占領所有すべし。

此議定書はキューバに對する西班牙の主權を撤棄し、ポート・リコ竝に西印度群島中他の島嶼を合衆國に割讓すべきことを規定したれども菲律賓群島主權の變換に就きては毫も指示する所なかりき。當時の外交史を仔細に檢閲するときは群島の占領を完結するに至るまでに、政府の態度は三段の變遷を經過せしことを知り得べし。第一段に於ては終始商議談判を指導せし大統領は群島の主權と所有權との要求に贊成を表せざりき。議定書の文句と、大統領の私に宣言せし所とは之を證明せり。

一八九九年一月大統領マッキンレーは(シャーマン(Schurman)に、初めは菲律賓群島を要せざりしことを告げ、且つ曰く、議定書に於ては群島を要せざるの意を示したれども、結局に至りては占領の外、他に選ぶべきの手段なきに至れりと。一九〇二年紐育刊行ジェー・ジー・シェーマン演說「菲律賓事件」(Philippine Affairs) 第二頁參照。)

議定書調印後一個月にして、ダブリュー・アール・デー(W. R. Day)、シー・ケー・デヴィス(C. K. Davis)、ダブリュー・ピー・フライ(W. P. Frye)、ジョージ・グレー(George Gray)、ホワイト・ロー・レイボ

(Whitelaw Reid) 諸氏は媾和條約談判委員に任ぜられ、後三日訓令を受けたり。此間大統領は其態度を變更し、委員に訓令して曰く初め群島の一部又は全部を取得するの意思なかりしも、マニラに於ける我軍隊の成功(マニラは議定書調印の翌日降服したり。)は余の看過し得ざる責任を余に與へたり。事件の進行は人爲の能く左右する所に非ずと。委員は呂宋島の割讓と、西班牙領中島中他の諸島に於ける五惠商權の取得とを要求すべき命令を受けたり。

米國代表者は九月二十八日巴里に到着して、十月一日西班牙代表者と第一回の會見を爲し、會商より菲律賓群島問題の談判に至るまでの間に、群島の事情に通ずる者を集め、調査する所ありき。その中にはメリット將軍(General Merritt)あり。マニラ駐屯米國陸軍の司令官にして、委員の顧問として、特に巴里に派遣されたる人なりき。各方面よりの報告は、土民が甚しく西班牙主權の回復に反對せること、從來西班牙政府の施政は壓制殘虐を極めたること、又土民は獨立の政府を支持すべき能力なく、米國の統治を撤去せば群島は紛擾無政府の狀態に陷りて、如何ともすべからざるに至らんことを證明したり。是を以て委員は之をワシントンに

打電したり。十月二十五日、デー(後の國務長官)は、委員が其執るべき方針に關し、意見を異にして、一定せざることを大統領に申報し、訓令を仰ぎたり。デー自身も亦米國の主權を菲律賓群島に及ぼすの可否を疑ひたれども、呂宋島を占領して、通商海軍の根據地とせんことには同意を表したり。上院議員グレーは絕對に土地の取得に反對し、他の三委員は群島全部の取得に贊成したり。

其間大統領は中西諸州を巡回して、平和克復の祝宴に臨み、輿論は群島全部占領を贊成せることを知り、ワシントンに歸來せり。是に於て十月二十六日、國務長官ヘー(Hay)は委員に打電し、大統領は政治上、通商上竝に人道上より、群島全部の讓與を受けざるべからざるの必要を感じたることを告げ、且つ曰く、大統領は新に負荷すべき重大なる責任あることを知悉すれども、此方針は困難を少くするの最上策にして、國民の爲めに最も有利なる者なるべしと信ず。國民の安寧幸福に就きては、吾人は到底責任を免れ得べきに非ずと。

斯くして、政府の態度は三變し、群島の讓與と西府牙政府に二千萬弗を支拂ふことゝへの提案を西班牙委員に提出し、西班牙委員は抗議を提して曰く、これ正しく

議定書の主旨に違背せりと雖も戰爭の慘禍を避けんが爲め、勝者の法律に屈服するの已むを得ざることを言明せり。是に於て合衆國は群島の全部を取得すべき條項を定めて媾和條約の調印を了したり。

「第五十五國會第三議會上院文書」第六十二號第一卷第二百八十二頁、第五十六國會第二議會上院文書第四十八號。「媾和談判委員訓令書」第三頁。前揭上院文書第六十二號竝に第百四十八號中媾和議事錄。前揭上院文書第六十二號中第五頁媾和條約書。

政治上商業上竝に道德上より、群島の割讓を要求するの理由として、合衆國の提出したる者三あり。

第一に曰く、合衆國の進步は今や、其勢力を西半球に止むること得ざるの程度に達し、晩近交通機關の發達は各地間の距離を短縮したるを以て、合衆國と菲律賓群島との距離は墨西哥より讓與せられし當時のカリフォーニアと合衆國との距離よりも一層近接したり。太平洋は既に文明世界の利益範圍に入り來りたれば、太平洋上亞細亞に接近せる部分に於て根據要衝を占めんは適當の處置たるのみならず、亦合衆國將來の隆盛に必要缺くべからざるなりと。

第二に曰く、晩近米國產業の發達大にして、其輸出貿易亦頗る發展したれば、市場

の擴張を必要とするに至れり。然れども歐洲諸國に倣ひ、商業上活動の根據を作るべき方策を講ずるに非ずんば、到底之に拮抗することを得ず。合衆國の政策は門戸開放に在れども、これ米國の政權を確立するに非ずんば實行し難く、殊に世界中最大市場を存する部分に於て然りとす。

第三に曰く、植民地に於ける西班牙の施政は殘忍暴虐を極め、人權を蹂躙せり。此上、西班牙をして、統治を繼續せしめんは、人道上、然るべきことに非ず。該國政府の權力薄弱にして、群島内の紛擾無秩序を鎭定し、身命財産を保護し、政府必須の責務を遂行し得ず。米國制度の基礎たる民權平等、自治の主義を群島に及ぼさんは、小にしては群島の利益なるべく、大にしては人類一般の幸福なるべく、之を實行せんは合衆國が世界に對して避免すべからざる義務なるべしと。大統領マッキンレーが訂約談判後に於て宣言せし所を觀るに、大統領が群島取得の策に出づるに至りしは、主として此道德上の考慮に由れることを證明せざるはなし。

當時合衆國には以上の理由に反對せし大黨派ありて、主張して曰く、米國領土に遠隔せる土地と人種とを加ふるは、新奇の制度を施行して、却つて土民に害を及ぼし其意思に反して之を壓制し、陸海軍の軍費を增大して財政上の負擔を重くし、益〻外交上の紛雜を招致すべき恐ありと。然れども、此反對はルイジヤナ地方、テキサス、カリフォーニア竝に布哇の併合當時に行はれたる如く甚しきには至らずして止みき。米國史を按ずるに、建國以來領土の擴張は皆群民の贊成する所となりて、其繁榮を增進し、且つ併合されたる領土の住民にも利益を及ぼしたり。東洋に於ける新領土の取得も亦斯くの如けんとは、贊成論者の主張せし所たり。

群島割讓後幾もなくして、合衆國政府が秩序の恢復と鞏固なる政府の設立とに從事せる間、支那に暴動起りて、政府を顚覆し、貿易を停止し、外人の身命財産に危害を及ぼさんとするの風評を傳へたり。數月を出でずして暴動は未曾有の威力を以て紛擾無秩序の國土に爆發し、外人は男女老幼の別なく虐殺せられ、外國の設計に成りたる鐵道と其所有に屬する財産とは破壞毀損せられ、一人の外國公使は首府の市街に於て殺害され、他の外國代表員は總て公使館に包圍せられて危急に迫り、殘忍兇惡の匪徒は帝國政府を威壓して、之を左右しつゝあるに至れり。各文明國は此報を得て震慄せり。合衆國は北京、天津其他なる外交官と居留民

との危急を救はんが爲め、急速令を發し、菲律賓群島駐屯軍の一部を割き、艦隊掩護の下に支那に上陸せしめ、軍隊は國民の救援と帝國の裁定改革とに與りて重要且つ光榮ある任務を遂行しり。

紛擾の動因は所謂拳匪の亂なりしが、忽ちにして首府と人口饒多なる數省とに蔓延し、外人掃攘の聲は、一時全國を風靡せんとするの勢を示したり。匪徒の勢力斯くの如く大にして、廣く國中に及び、合衆國と其他文明諸國とに大帝國の內外關係を整理すべき任務を賦課したることは大に考量を要すべきものとす。

由來支那には祕密結社頗る多く、義和團と稱する者即ち拳匪は數十年間山東省に成立して、一八〇三年（譯者曰く、嘉慶八年）政府の禁ずる所となりたり。其目的は團員相互の利益と扶助とに在りて、之に憂國信敎の精神を混じ、且つ幻術祕敎を行ひたるものゝ如し。最も能く支那の事情に通じたる著者は曰へらく、拳匪の組織は泰西人の了解し得ざる所多く、將來と雖も亦然らんと。日淸戰役後、拳匪は頓に其活動力を加へ來り、官吏學者の敎唆援助する所となりて、急に國內に蔓延せり。外人排斥と淸朝維持とを標榜して、先づ外人全部驅逐の定策を實行し、遂に公使館の包

圍と列國の北京占領とを來したり。

一九〇〇年上海發刊上海マーキュリー所載「拳匪蜂起」(Boxer Rising)。一九〇一年紐育刊行エ・エ・スミス(A. H. Smith)著「擾亂中の支那」(China in Convulsion) 第一卷第十章乃至第十三章。一九〇〇年紐育刊行ブリュー・エー・ピー・ヤーディン著「北京包圍」(The Siege of Peking) 第四章。一九〇二年倫敦刊行エーチ・シー・タムソン(H. C. Thompson)著「支那と列國」(China and the Powers) 第一章竝に第十三章。一八九八年分「合衆國外交關係」「支那の部」第五十七回第一議會上院行政事務文書」第六十七號第七十五頁。

拳匪蜂起の直接原因は外國人と外國文物とに對する反感にして、これ稀少の例外を除きて、帝國一般に普及せる感情なり。抑〻支那に在留せる外國人は之を宣敎師、商人、官吏の三種に分つべく、外國の活動も亦宗敎、通商、政治の三方面に在りたり。

支那內地に於け傳道事業は、實際は一八五八年條約調印の後に至るまでは存在せざりき。是より先、羅馬加特力敎の僧侶は多少從事する所ありたれども、保護なくして、安寧の保證を缺きたり。新敎徒も亦開港場附近に於て之を試みたる者ありけれども、帝國は歐洲交進の初期以來、事實上基督敎の入國を拒絕し、フランシス・ザヴィエーの日本に成功して歸國するや、途次、一五五二年を以て、支那海岸に上陸せしが、遂に入ることを得ずして止みき。ザヴィエーの高潔を以てして猶且つ禁

を除かしむることを得ず、其永眠に就かんとするや、嘆じて曰く、維石巖々、何れの日にか開裂せんと。一八五八年の英米條約は、始めて信教の自由を保證し、尋いで佛國條約に由り、宣教師は各省に土地を取得し、家屋を造營することを得るに至り、爾來基督教は帝國全部に普及せり。現今外國宣教師の傳道に從事せる者、加特力教千八百人、新教二千八百人ありて、內地の信徒は五十萬又は百萬と註せらる。最も能く國情を觀察したる者の證言に據るに、支那人は異教徒苛責の心を有せず。其宣教師に對する反感は、其宗教の異同に原由せるよりも、寧ろ其外國人なると、其在留は、外國の事物を輸入するの媒介たるとに起因するもの多し。然れども、基督教の傳道は激烈なる反對と、殘忍を極めたる暴動とを惹起したり。一八七〇年、天津暴動の事は既に記述せしが、其外一一八三年乃至一八八四年竝に一八九一年には、宣教師は猛烈なる襲撃を受け、之に次いで日清戰役後一八九五年の襲撃は頗る慘狀を極め、被害の範圍も亦頗る廣かりしが、一九〇〇年の宣教師賊害事件は中に就きて最も慘烈なりしものとす。

是時に當り、宣教師は小兒を誘拐し、殺戮を恣にし、魔術を行ひ、其他惡事を敢てする者なりとの風評、官吏學者の口より出で、或は貼札に、或は冊子に之を傳へ、益〻外人に對する惡感を強うし、且つ基督教の感化は現政體に背馳する思想を輸入するの趨勢を示し、祖先崇拜の風俗に打撃を與へ、宣教師は固有の習慣たる奴隷蓄妾、偶像教儀式の支持竝に纏足に反對し、要するに基督教の勢力は古來他の諸國に於けると同じく革命的なりしなり。抑〻基督は其來るや平和を齎さずして、劒を動かせりと言明し、最初の宣教師ポールは經典は神の力なりと宣言するに當り、其希臘語を以て示したる力と云ふ語は英語に化して、近代爆發物中最も強烈なるダイナマイトを意味するに至れり。基督教が英國の小島に入りし當時紛亂に繼ぐに流血を以てすること四百年の久しきに及びし事に想到せば、其布教が東方の大帝國に於て內訌を惹起しつゝあることは敢て奇とするに足らざるべし。

然れども宣教師は單に新宗教を說くのみを以て其職とせず、多方面に於て政府と社會とに有益なる事業を經營せり。其外交上に於ける功勞は既に之を陳述したり。其他至る所學校、病院を設立して、教育醫療の恩惠を與へたり。デンビー公使は久しく支那に在職し、支那事情の好判斷者なるが、其國務省に致したる書中宣

教師に就きて曰へらく、其感化は內地人に有益にして、技藝、科學竝に文明の普及傳播に力を盡し、最も有要なる西方の書籍を支那語に飜譯し、常に慈善事業の率先者と爲れり（中略）故に宣教師は文明の爲めに認容を受くべきのみならず、亦大に保護を被らざるべからずと。支那皇帝は屢次上諭を下し、其保護を受ぺくき權利あることゝ、支那に効用を及ぼす所以とを明かにしたれども、國民の眼中に映じたる宣教師は醜夷たる外なかりき。

一八八〇年乃至一八九七年分「合衆國外交關係」支那の部、ウィリアムス著「支那史」第四百二十頁乃至第四百三十七頁。マーティン著「支那の一周紀」第二卷第十五章。ダムソン著「支那と列國」第十五章竝に第十六章。スミス著「擾亂の支那」第一卷第三章乃至第五章。一九〇一年倫敦刊行イー・エー・パーカー（E. H. Parker）著「支那の歷史外交竝に通商」（China, Her History, Diplomacy, and Commerce）第十五章。一九〇二年紐育刊行ロバート・スピーア著「傳道の主義及び實際」（Missionary Principles and Practice）第百七十三頁。一九〇一年紐育刊行エー・ジェー・アプソン著「支那傳道報告書」（Report on China Missions）第十六頁乃至第二十三頁。一八九五年分「合衆國外交關係」第百九十七頁。一八九七年分同書第百五十四頁乃至第百七十八頁。

仔細に之を考ふるに傳道事業は一九〇〇年暴動の主因に非ざりしこと明かなり。前章記する所に據るも、基督教國民が東洋と交通せんとせし主たる目的は貿易の開始擴張に在りたるや明かにして、支那は之が爲めに屢戰を開き、歐洲強國

の爲めに大なる屈辱を蒙りたり。厭ふべき鴉片貿易は全土を通じて、其害毒を及ぼし、汽船航路の創設と鐵道の敷設とは數十萬の失業者を出し、英米木綿織物輸入の增加は織機の運轉を休止し、綿花の栽培を廢絕せしめ、米國石油は種油の產出を絕滅し、其他西洋貿易が內地の產業に影響を波及せしこと枚擧に遑あらず。斯くの如くして極端なる保守主義の國民は益、古代の習慣に執着し、外國貿易を視ること宿仇の如くなるに至れり。群民は激烈に鐵道の敷設に反對せしが、其原因は前記の理由の外に、國民の尊重せる祖先崇拜に妨害を加へたるに在り。抑、支那には一定の墓地なく、墳墓は點々諸所に散在し、而して其褻瀆發堀は罪の最も惡むべき者たり。聞道らく、獨逸人が膠州灣より四十六哩の鐵道線路を敷設するに當り、能ふ限りの注意を以て、最も稠密なる墓地を避けたりしも、尙三千以上の墳墓を移轉せざるべからざりしと。如何なる鐵道線路も兵を配して、警護せざるべからざるは是故にして、敢て怪むに足らざるなり。

日淸戰役後商業は新刺激を受け、外國商人と宣教師とは內地に往來し、支那人は之を以て其領土を醜虜に蹂躙せらるゝものとせり。尋いで鐵道敷設權と鑛山特

許權との爭奪起り、外國政府の代表者も亦大に此運動を援助し露佛英米其他の諸國は皆得る所あり。是に於てか帝國全土は其國民の憎み且つ怖れたる機關車の走路と爲り、最も有利なる事業は醜虜の掌握に歸すべき運命に陷りたるが如き觀ありき、

一九〇〇年倫敦刊行エ・アール・コルクーン(A. R. Colquhoun)著「支那に於ける問題」(The Problem in China)。スミス著「擾亂中の支那」第一卷第七章。ドーグラス著「支那」第四百四十七頁。一九〇〇年倫敦刊行エー・クラウセ(A. Krausse)著「支那危機物語」(The Story of the Chinese Crisis)第百三十五頁。一九〇二年ボストン刊行エー・アイアランド(A. Ireland)著「支那と列國」(China and the Powers)。「プラウン師報告書」第九頁乃至第十三頁。ウイルソン著「支那」第三百九十四頁。スヒーヤ著「傳道の主義及び實際」第百五十七頁竝に第百六十一頁。

然れども、擧匪暴動の最も有力なる原因は傳道商業に非ずして、帝國の分裂破壞を來さんとしつゝありし、政治上の影響に在りて、此影響は一八九七年竝に一八九八年中最も明瞭に人目に映じ來れり。一八九五年臺灣の割讓ありしかど、大戰爭の結果として、勝者が領土の取得を以て賠償の一部とするは當然の事なるが故に甚しく人心を激せざりけれども、次いで起りたる侵略は全然其趣を異にせり。一八九七年(緒者曰く、光緒二十三年)十一月、山東省の匪徒、獨乙の加特力教師二名を賊害するや、獨逸政府は强大なる艦隊を膠州灣に派遣して、堡砦より支那兵を驅逐し、之を占領して、水兵をして衛戍せしめたり、幾もなくして北京駐劄獨逸公使は、教師賊害に對する謝罪と多額の償金との外膠州灣竝に其附近地方一帶の租借權と、山東省內鐵道敷設、鑛山採堀の特權とを要求せり。總理衙門は即決の不當と要求の過大とに對して、抗議に力めたれども、寸効を奏し得ず、獨逸は遂に膠州灣を奪取したり。後一月露國艦隊は旅順口を占領し、一八九八年三月、遂に旅順要塞港灣竝に附近なる大連灣を租借し併せて滿洲經由の鐵道を敷設して旅大を西伯利幹線に連絡するの特權を取得せり。回顧せば、露國が佛獨と連合して、日本に迫り、遼東半島の所有は北京の安危を左右すべしとの理由に基き、之を放棄せしめたるは、僅々三年以前の事なりき。露國の行動は英國をして威海衛の要塞と、其對岸頭角なる地域一帶の租借權を要求せしめたり。佛國は數年來既に安南東京の大國に主權を施行せしが、亦一八九八年支那の領域を縮小して、保護の區域を擴張したり。

嗣いで露英兩國竝に獨英兩國は、支那に於ける勢力範圍に關し、協商又は條約を

訂結せしが、之に就いては毫も支那政府の意見を徴することなく、又其希望と利害關係とを斟酌することなかりしのみならず、亦支那に迫りて、新に貿易港を開かしめ、例の如く領土の割讓と治外法權とを附隨せしめたり。是に於てか廣大なる支那帝國は長距離の沿岸上、訂約國の許諾なくして、海軍を集中し、戰闘の策源地を設くべき一港だに有せざるの異例を作出するに至れり。拳匪の爆發を誘致せし原因の大なる者は實に開港場に於ける外國人の權力と内地人の屈辱となりしなり。

一八九八年分「合衆國外交關係」第百八十二頁乃至第百九十一頁。一九〇〇年分同書第八十五頁。スミス著「擾亂中の支那」第一卷第八章。一八九九年紐育刊行チャールス・ベレスフォード卿(Lord Charles Beresford)著「支那の分裂」(The Break-up of China)第三十章。グラウセ著「支那危機物語」第百四十三頁並に第百四十七頁。一八九八年倫敦刊行エ・アール・コルクーン著「變遷中の支那」(China in Transformation)第十四章。一九〇一年倫敦刊行サ・ロバート・ハート著「支那問題諸論」(Essays on the Chinese Question)第五章。一九〇〇年紐育刊行ピ・エス・ラインシュ(P. S. Reinsch)著「世界政治」(The World Politics)第三卷並に第四卷。

支那政府當局者は國民が憤慨の極不可能なる外人放逐の擧を敢てしたる原因を詳悉したり。一九〇〇年擧匪の亂平ぎて後、李鴻章は其原因を指示し言明して曰く、導火線の主たる者は獨乙の横暴にして、其根基は支那國民の腦裡に浸漬せる排外思想なり。支那は迫害、蹂躙、强壓、欺瞞、割讓、侮慢皆之を受けたり。拳匪の權勢極點に達して、將に一九〇〇年の爆發を起さんとせし際、西太后は嘆じて曰く、各國虎視耽々爭つて我地を割取せんと欲し、相後れざらんを期せり。皆謂へらく、中國財に乏しく、兵無し、何ぞ戰を開くことを得んと。然るに安んぞ知らん、我には寸毫も讓る能はざる者一あり。壓迫加はるの日には、堂々理の在る所を推して進むあらんのみ。之を知らば、我意自ら强くして、以て窺窬に對立することを得んと。

斯くの如き狀態の下に在つて、擧匪は山東省を蹂躙し附近の各省を席卷し、遂に帝都を陷れんとするに至れり。一八九八年、黄河汎濫して、遠近慘狀を極め、一八九九年には峽西省凶歉、俄孛路に横り、盜賊暴民群をなして横行し、秩序益壞亂し、北京に於ける政治上の紛亂も亦國患を釀成するに與りて力ありき。國民は官吏と合して保守主義を固執しつゝありし間に、有識の士は自ら謂らく、支那は須らく日本の例を追ひ、西洋諸國に倣ひて、政治と社會とを改良すべしと。青年の皇帝は英語を學び、聖書其他西洋書の譯本を涉獵し、帝國の慘狀を知悉せる改進主義の人士を採用して、股肱とし、政府改革の斷行は能く弊害を救正し得べしと信じ、直

ちに之に着手し踵を接して上諭を發すること三十有餘に及び、皆行政、財政、敎育に於ける根本改良を期したり。

李鴻章は西太后に依附することと最も厚く、皇帝の處置に贊成を表せず、遂に總理衙門に於ける地位を奪れしが、其敵張之洞は極端なる排外黨より豹變して強大なる改進主義の主張者となり、是時一書を著し、根本改革を推奨し、敎に依り、版行して、廣く之を全國に頒布せり。然るに皇帝と其股肱との行動は急激に過ぎしを以て、政府の保守黨は西太后に訴ふる所あり、數年前より表面上政務を見ざりし太后は決然起ちて、復た政綱を總攬し、事實上、皇帝を廢し、進みて其補弼を斬殺、追放、禁錮し、顧問の首座たりし康有爲は獨り逃れて國外に去れり。

マーティン著「北京包圍」第二章竝に第三章。一九〇一年倫敦刊行エス・ピー・スミス(S. P. Smith)著「支那の內情」(China from Within)第二章竝に第三章。スミス著「擾亂中の支那」第一卷第九章。ダムソン著「支那と列國」第二百十五頁。一九〇〇年紐育刊行張之洞著「支那の唯一の期望」(China's Only Hope)。一八九八年分「合衆國外交關係」第二百九頁竝に第二百二十一頁。

皇帝の改革案にして實行されたらんには、必ず外國の侵略を防遏すべかりしに、惜哉、中道にして蹉跌し、政府は依然外國の要求に屈從し、益、拳匪の氣焰を增長し、

たり。其態度頗る危險となるや、一八九八年十一月に至り、米國其他の公使は使館保護の爲めに守備隊を出さんことを請求し天津なる軍艦は水兵を派遣し北京に越年せしめて、之を引揚げたり。一八九九年中拳匪は其組織勢力の擴張を繼續したれども、未だ重大なる破裂を見ずして止みたりしが、一九〇〇年の初め攻擊的態度を現じ來り、五月に至り、外國公使は總理衙門に通牒し、之を鎭壓せんことを要求せしかども、同月鐵道各驛は其襲擊する所となり、使館守備隊は再度天津より急行せり。六月四日守備隊の到着すると殆ど同時に、拳匪は天津北京間の鐵道を占領し、幾もなくして、首府に通ずる電線を切斷せり。

世界を驚動せし事件は踵を接して現出せり。海兵の一列は使館との交通を開かんとして陸路を進軍し、韮律賓群島駐屯米國陸軍の一隊は急遽前進行し、他の訂約國も亦最近の衛戍地より兵を派したり。聯合軍は太沽砲臺を砲擊することと數時間にして之を占領せしが、當時米國提督は之を以て戰鬪行爲とし、又本國政府の訓令は米國民の利益保護の外、兵を用ふべからずとの旨意に出でたりとて、攻擊に參加することを拒絕せり。然れども支那政府は方に拳匪の左右する所となな

り軍隊は之に合して、外人に對抗したるを以て、提督の行動は用意宜しきを得たる者と謂ふべきなり。支那の大軍は天津を包圍し、居留外人は聯合軍の到着せしに依りて僅に殺戮を免れたり。時に北京よりの報は傳へて曰く、獨乙公使は殺害されたり、曰く、各公使館は包圍の中に陷りたりと。之に次ぎて首府駐在の外交團と外國人とは全滅せりとの怖るべき風評は傳はれり。

之に次ぎて使館救援隊の敗走、長日月を費したる勇敢なる包圍、天津に於ける聯合軍の集合、其北京進軍、被圍者の救出竝に北京占領あり、茲には事件の詳細を記述すること能ざれども、包圍中備に艱難を嘗めたる二人の實驗談を錄して、以て支那人が如何に頑強にして、滿腔の敵意を抱きしかを說明すべし。米人ダブリュー・エー・ピー・マーティンと英人サー・ロバート・ハートは各〻支那に在ること五十年餘に及び、其中多くは支那政府の爲めに職務に從事せり。マーティンは罕覩の學者にして、國際公法其他之に類する著書を支那文に飜譯し、多年同文書院を攝理し、國務長官デンビーは之を稱して支那在住米人の魁と云へり。サー・ロバート・ハートは支那の稅關事務を擔當し、紛雜を理して序次を立て、大規模の腐敗を絕滅して、紀

綱を嚴にし、責任を明かにし、微々たりし收入を增加し、遂に國費の大部分を支辨し、外債を償還し得しむるに至り、政府の信任を得て、樞要に參與し、支那の爲めに盡したる功勞甚だ多し。然るに亂起るや、血に渴したる拳匪と軍隊とは、憤然二人の邸宅を襲ひ、掠奪を恣にし、火を放ち、二人は衣服を負ひ、僅に身を以て免れ、公使館に逋竄せり。嗚呼二人多年の勤勞は熱狂せる匪徒に取りては、一顧の價値だに有せざりしなり。

軍隊の行動に就きては、一九〇〇年合衆國海軍長官報告書第三頁竝に第千百四十八頁、一九〇〇年分陸軍中將の指揮に屬する米國陸軍第七卷、一九〇一年分同書第四卷第四百三十三頁、一九〇〇年分合衆國外交關係支部の部竝にウィルソン將軍著「支那第二十二章乃至第二十四章を參照すべし。本章に引用せし著書は大抵皆拳匪戰役と北京包圍との事を記したり。

一九〇〇年の暴動に伴ひたる虐殺掠奪より觀察するときは、其基督敎徒若くは特殊の或る社會に對したるにあらずして、汎く外國人と外國文物とを排斥するに在りしことを知るべし。宣敎師、鐵道技師、商人、學校敎員、竝に外交團皆賊害に逢ひ、外國人の財產竝に支那人の所有に係り若くは店頭に在る舶來品は悉く破壞せられたり。

西太后と一八九八年皇帝廢位後改造せし政府とは、拳匪に加擔し、政府は遂に拳匪と相結び、天津襲撃と使館包圍とに對して責任を有せざるべからざりし證跡は枚擧に遑あらず。然れども皇帝が之を不可とせられしとの事は、之を信ずべき理由に乏しからず。總理衙門中の官吏其他の官人中、職責を重んじ、國家眞正の利益の爲めに挺身勇敢事を處したるの例證亦少しとせず。內地の基督敎信徒も亦大抵敎旨に忠實にして、危機に際し、奮つて外國の友人を援助したり。

米國が陸軍の一隊を派遣し、戰鬪準備を遺憾なく整備したるは行政部が執りたる最も極端の行動にして、合衆國史中其比を見ざる所なり。前章に陳述せし如く、一八五七年、國務長官が英、佛兩國の代表者より、天津出征に參加すべき請求を受くるや、答へて曰く、聯合二國の目的とする所寸毫も合衆國の意見に異なることなしと雖、合衆國政府の行政部は作戰の權能を有せずして、支那領土に軍隊を出征せしむるには國會の決議を經ざるべからずと。(二)一九〇〇年事變の當時若し國會の開期中たりしならんには、大統領は必ず派兵の事を其議に付したるべけんも、事態は切迫し、政府が北京なる公使、國民を救出するの擧に加はらざるべからずとせば一刻を遲うすべからずして義務利益便宜の三點よりして、非律賓駐屯軍の一部を直ちに派出すべき必要を認めたり。此間大統領は果決能く急に應じ、米國軍隊をして名譽なる任務を盡し得せめたり。畢竟一九〇〇年の行動を必要とするに至りし事情は、一八五七年とは大に其趣を異にせしなり。一八五七年の場合に於て聯合軍に參加せば、支那政府に對して戰爭を開始することへなるべかりしが、一九〇〇年の場合は之と異なり、支那政府の權力中止して、外國人を保護するの能力を缺きたる際にして、此危機切迫の間に軍隊を派遣し、國民と其利益とを保護せしめたるなり。斯くの如き先例は米國史中に多々之あり。但未だ曾つて斯くの如き大軍の派遣を要したることながりしのみ。國民が大統領の行動を賞贊せし一事に由りて之を觀るも、事態は之を必要としたることは瞭然たり(二)第七章參照。

聯合軍は公使館を救ひ、以て其主たる目的を達したるが如しと雖、列強の事業は邦交に對して無比の迫害を加へたる原因を除去し、將來之を再せしめざるに必要なる豫防等を講究するまでは、未だ完結せりとすべからず。是に於て國務長官

へーは國際法侵犯の程度範圍を明かにしたる後直ちに此目的を達するの第一歩に着手し、一九〇〇年七月三日、聯合各國に回文を送致し、當時事情の許す範圍内に於て其實行せんとする意見を通告し、其目的は列國と同一の歩調を取り、危險に陷れる米國官吏と國民とを救ひ、支那各地に在住する米國人の身命財産を保護し、慘害の再現を阻遏すべき方策を講ぜんとするに在りと云へり。而して合衆國は第三の目的を達せんが爲めに永久支那の安寧平和を來し、其領土政治を保全し、條約と國際との保證せる一切の權利を保護し、竝に列國をして帝國各地の貿易に公平對等の原則を遵守せしむべき方策を運さんことを欲したり。此政策は輓近歐洲諸國中二三の對清行動と調和すべからざりしかど、全然國際的正義に一致したるを以て、廣く識者の稱贊を博したり。爾來列國の商議茌苒容易に決せざりしも、其間米國の代表者は終始此政策を維持して、渝る所なかりき。米國公使コンガー(Conger)との通信杜絶すること數週日に及び、命を全うして逃走せしや否や疑はしきに至り、露日の大軍國内に集注し來り、聯合各國の地位と其支那に對する態度とは窺知すべからざるものあるに至れり。大統領は此危急

の秋に當り、其意見を代表せる使臣を活劇の場に派し、ワシントンに直接通信を爲さしむべき必要を感じ、ダブリュー・ロックヒル(W.W.Rockhill)をして此任に當らしめたり。ロックヒルは前に支那公使館の書記官たりしが、後國務次官たり。其上海に至るや、聯合軍は既に北京を占領し、コンガーも亦其職に復し、合衆國政府と通信を交換し得るに至れり。ロックヒルは楊子江沿岸各省の總督と會見せし後、北京に赴き、コンガーが談判の衝に當りし際、其參贊官となれり。

公使館の包圍未だ解けざりし時、李鴻章は媾和談判委員に任命されたり、との報あり。而して聯合軍の北京を占領するや、幾もなくして、慶親王は各國公使に通牒して曰く、皇太后と皇帝とは遠く西方に巡幸したり。是に於て、小官は李鴻章と共に速に商議を開始し、關係各國の利益滿足に歸すべき方法を講ずべき命を受けたりと。然るに李の北京に至りしは、遷延して、十月二十六日となり、是に至り、列國と支那の委員とは初めて會合を爲し、正式の談判を開始したり。

其間列國の發したる宣言中、重要なる者あり。皆列國の猜疑を排除し、共同和親を來すに與りて力ありし者たり。其中日附の最も早くして且つ最も重要なるは七

月三日附國務長官へーの回狀にして、次は八月二十八日附露國の宣言なり。曰く、露國は毫も支那領土の割取を期せず。今や支那政府は北京に在らざるを以て、公使駐劄の必要なく、軍隊も亦直ちに撤退すべく、露國は支那政府の復興を待ちて更に代表者を出し、談判を開かしむべしと。此宣言は提案の形式を具へたるを以て、合衆國は之に答へて曰く、列國の一致なくして、軍隊を撤退するは、其道にあらずと思料すと。

第三の宣言は九月十八日附獨乙の提案にして、曰く、媾和の豫備條件として、支那は外國公使の指名したる排外運動の首魁を聯合各國に引渡し、刑に處せしむべしと。合衆國は答へて曰く、支那をして進みて處罰の任に當らしめこんと却つて將來の爲めに有効なるべく、且つ支那に先づ其公道とする所と、其意嚮の在る所とを表明すべき機會を與ふるは最も正當なるべく提案に示したる事項の如きは後日必要と認むる場合に之を談判の條項中に挿入するも亦晩からざるべしと。之に關聯して記述し置くべき一事あり。歐洲諸國中、北京占領後問罪の師を出したる者ありしも、合衆國は毫も之に參加せざりしことは是なり。

第四の宣言は十月十六日附英獨協商にして、亦重要なる事件なりとす。曰く、第一、貿易上門戶開放を保持し、第二、刻下の狀態に乘じて領土を割取せず、第三、列國中若し上記の二策に背馳すべき計畫を爲したる時は、兩國は更に他の方針を取るべき權利を保留すべしと。國務長官へーは此原則を承認すべき要求を受けたりしが、答へて曰く、合衆國政府は既に七月三日附の回狀に記しゝ如く、第一第二の條項を採用することを宣言せり。而して第三に至りては事兩訂約者の關係に止るを以て、合衆國は之に對して意見を發表するの要あるを認めずと。

正式會見の未だ開けざりし際、佛國の談判の基礎として、六條の案件を提出し、列國は大體に於て同意を表したり。其要は犯罪者中主要なる者の處刑、銃砲輸入の禁止、損害の賠償、公使館守備隊の常置、太沽砲臺の武裝解除竝に北京海岸間外國軍隊衛戍地の設定なり。

以上の宣言と文書とありしを以て、諸國の代表者は大體に於て議決を爲すの困難を輕減し、一個月を出でずして條約中に挿入すべき重要なる條項を協定せり。唯其細故に至りては意見を異にし、各〻本國政府に稟議するの必要を生じ、爲めに

聊か議事の遷延を來したり。列國の議決せる要求に就きても、之を支那政府に提出すべき形式に異議を生じたり。各自單獨に公書を發すべきか、將た又、代表者の連署を以てすべきかの問題是なり。合衆國は例として、歐洲諸國との聯合を欲せざりけれども、コンガーは本件に關しては連署を贊成せり。其理由とせし所は本件は世界全般に關渉し、合同一致は要求の力を加へ、連署の效力は各自署名に優ると云ふに在りき。列國は遂に連署に決し、十二月二十四日を以て、要求書を支那全權に提出し、全權は認諾すべしとの意見を附して、之を宮廷に進達せり。

連署公書は十二條の要求を掲げたるが、大別して四とすべし。曰く、犯罪者の處刑、曰く、將來に於ける豫防策、曰く、賠償、曰く、邦交竝に商的關係の改善是なり。一月十六日、支那全權委員は上諭を奉じ、大體に於て十二條の要求を認諾したる旨を通牒したれども、細故に關しては許多の疑問意見を附し、修正を加へんことを希望したり。

コンガーは合衆國の爲めに談判の衝に當り、主要問題に就きては悉皆成功を告げたりしが、細目の討議は尙時日を要すべき見込なりしを以て、氏は政府より賜暇

暇歸國の允許を得たり。其靜養の機を得たるは當然の事に屬せり。何となれば包圍中苦境に陷るや、剛勇愼重事を處し、談判の衝に當るや、孜々として倦まず、列國使臣をして米國政府の寬仁公明を領知せしむるに於て偉功を奏したればなり。其本國に滯在せる間國民は厚意を以て之を待ちたり。以て其功勞を欽仰したる一徵證とすべし。

ロックヒルは大統領の命に依り、コンガーの後を承けて、合衆國委員となれり。當時尙協定を要すべき重要なる事件二あり。排外運動主謀者の處刑竝に賠償金額と其支拂方法とは是なり。談判中支那政府は外國公使の强求に依り、高官數人を刑し、或は自裁を許し、或は流謫貶黜せり。然れども列國公使は之に滿足せずして、更に他の官吏十名を指名して處刑を求め、尙他に百餘名を列擧して、其處分を要求したり。然るに露國公使は此人名表に異議を挾み、ロックヒル亦熱心に之を贊成して曰く、主謀者の處刑終らば、再び血を流すの必要なく、死刑は須らく之を以て最終とすべしと。兩國公使は日本公使と共に斡旋して、議を變せしめ、終に死刑は之を四人に止め、約五十名を其以外の罰に處することゝせり。

賠償問題は其間怨恨と貪婪とを混交せるを以て、決定の困難なる處刑問題の比にあらず。合衆國は最初より個人と政府との要求額を細別することを賛成せず、總括的に金額を豫定して、之を提出せんことを主張したり。何となれば、細別要求は總額の上に多大の增加を來すべき恐ありたればなり。協議は頗る困難にして、且つ時日を要せしが、議は終に總括金額の如何は更に一層大なる議論を醸成したり。ザー・ロバート・バートは支那と列國と雙方の諮詢に應じたりしが、曰く、支那は二億五千萬弗乃至三億弗以上を支拂ふの實力なしと。是に於てロックヒルは提議して曰く、總括金額は支那の支拂能力を超過すべからずして、列國は其要求額を遞減して、之に一致せしむべし。而して此金額は公平に之を列國に分配すべく、分配に就きて異議を生じたる場合には、宜しく之を海牙の仲裁裁判に附すべしと。仲裁々判の件は日露兩國之に同意し、要求額遞減の件は日本の賛成ありしのみにて、米國公使の提案は消滅したり。此際主として關係を有せる五國中、合衆國の要求額は最低に位し、日本之に次ぎたるの事實は最も注目すべき事なりとす。

償金額は終に四億五千萬兩と決し、議定書に定められたる交換率に據り、四分の利を附し三十九年間、毎年金貨を以て支拂ふべきことゝせり。

各國政府の要求額は左の如し。

國名	金額
獨乙	九、〇〇七、〇五一、五兩
墺地利匈牙利	四、〇〇三、九二〇、
白耳義	八、四八四、三四五、
西班牙	一三五、三一五、
合衆國	三二、九三九、〇五五、
佛蘭西	七〇、八七八、二四〇、
葡萄牙	九二、二二五、
英吉利	五〇、七一二、七九五、
伊太利	二六、六六一、七〇〇五、
日本	三四、七九三、一〇〇、
和蘭	七八二、一〇〇、
露西亞	一三〇、三七一、一二〇、
其他各國	二一二、四九〇、
總計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇、

備考　各國閣中、瑞典、諾威の要求額は六萬二千八百二十弗なり。又、合衆國の要求額を弗に換算するときは、二千四百十六萬八千三百五十七弗となる。

細目の商議は數月の久しきに渉り、議定書は一九〇一年十月七日に至り初めて列國代表者と支那全權委員との調印を了したり。上記處刑賠償の問題以外に尚

重要なる事項あり、支那政府は特別使節を獨乙に派遣し、獨乙公使男爵フォン・ケッテレル(von Kettelr)虐殺に關し、惋惜の意を表彰し、虐殺の地點に紀念碑を建設して、其官階に相當する銘誌を刻すべきこと、日本公使館書記生の虐殺に對し同樣の處置を爲すべきこと、外國人の虐殺せられ又は虐待せられたる各市府に於て、五年間一切の科擧を停止すること、外國若くは各國共同墓地にして汚瀆破壞せられたる者には贖罪の紀念碑を建設すべきこと、二年間兵器の輸入を禁ずること、列國は北京城内に一區域を畫し護衛兵を常設すべき權利を有し、清國人をして此區域内に居住せしめざること、北京と海濱との間列國の協議を以て決定したる地點に外國軍隊を置きて之を占領せしむること、排外團體に加入する者を死刑に處すること、排外運動の發生に當り、直ちに之を鎭定せず、又は其犯罪者を處罰せざりし總督と各省地方官吏とは之を罷免すべきこと、新に通商條約を締結し、天津竝に上海に至る河川航通を改良すべきこと、總理衙門を廢し、代ふるに外務部を以てし、各部の上に置くべきこと、宮廷の禮式を改革し西洋の例に準據すべきこと是なり。

談判に就きては、一九〇〇年分「合衆國外交關係第二百八十五頁乃至第三百八十二頁、一九〇一年分「合衆國外交關係」の附錄として發刊したる、第五十七回會第一議會上院行政事務文書」第六十七號中ロックヒル報告書第十二頁に在る一九〇〇年七月三日附國務長官へ一覽書、同報告書第十九頁に在る八月二十八日附露國宣言書、同報告第二十三頁に在る九月十八日附獨乙公使、同報告書第三十一頁に在る十月十六日附英獨協商、同報告書第二十六頁に同報告書第五十九頁に在る十月四日附佛國提出媾和談判の基礎、五頁に在る賠償記事、同報告書第三百十二日附列國連署公書、同報告書第二百三十二頁に在る最終議定書を參照すべし。

談判を通じて、合衆國が勢力を有せしことは、明かに之を視得べく、特に極端なる處置を限制し、賠償に關する列國の行動を變更したる上に於て著しとす。一方に於ては實際有罪なる主謀者を處刑すべき議論に贊成し、將來米國々民と其利益との保護を保證し得べき處置を要求して、而して他の一方に於ては列國をして政府の基礎と其領土の保全とを動搖阻遏すべき處分に出でざらしめんことに焦慮したり。是終始列國と共同し、能ふ限り其野心を檢束すべき必要ありし故なり。賠償の總額を定めて、之を列國に分配するの案を提出して、遂に議決を見るに至りしは亦頗る重要なる事とす。列國若し個別に其要求を爲したらんには、清國に債務を負擔せしめて、租稅徵收の事務を外國人の掌裡に委するこゝとなるが、さなくば、他に求むべき唯一の方策は、諸國が土地を分割占領し、其勢力範圍内に

於て租稅を徴收して、以て支拂の擔保とするに在らんのみ。一朝此くの如き條件の成立するあらば、之を回收せせんこと實に容易の業にあらざるなり。

一八九九年拳匪暴發の前、國務長官ヘーは歐洲諸國中隨意に支那の領土を分割し、又は之を其勢力範圍内に編入せんとするの意嚮顯然たりしより、爲めに米國商業上に影響を波及せんことを慮り、書を英、獨、露、佛、伊、日の各政府に送り、支那政府を鞏固にし、其領土を保全するは世界商業の利益たる所以を開陳し、且つ戸口稠密なる大帝國をして世界公開の市場たらしめんが爲めに其領土尊重の主義數則を提出し、以て其同意を求めしに、上記各國政府は皆之に同意したり。米國々務長官が堅實に其主義を貫徹し、時機に投じて、處置宜しきを得たること、世上の聲譽を買ふの價値ありと謂ふべきなり。(二)列國をして賠償要求に關し、米國の總括説に同意せしむることを能はずんば、到底門戸開放の政策を支持し得ざるに至るべきは國務長官が談判中夙に豫想せし所たるや疑を容れざるなり。

(二)「第五十六國會第一議會下院行政事務文書」第五百四十七頁。

議定書調印後、支那が財政の困難に陷り、外國の侮辱に屈せざるべからざりしに際し、合衆國は復た支那の爲めに考量を加ふるの機會を得たり。一九〇二年償金支拂の第一期に達せしに、列國金貨に對し支那の雨を計算するの基礎を協定したる後、通貨たる銀の相場は暴落を來し債務履行の上に多大の困難を生じたり。是に於て支那は列國に哀訴し計算基礎協定の際に於ける爲替相場を以て支拂を爲さんことを求めしが、快諾を與へたるは僅に合衆國ありしのみ。

嫌和議定書を以て支那に負荷せしめたる諸條件は、將來排外の暴動を抑壓するに效力あるが如き觀ありしも、外國人に對する嫉惡の念は依然國内に存在し、列國の誅求主義に因りて議定書中に挿入したる一項は、絶えず憤激の因を作し、不平の氣焰を煽颺したり。何ぞや、當時列國は合衆國と支那の財政能力を知悉せし識者との抗議ありしに拘らず、到底負擔に堪ふべからざる、政府に償金の重きを課したるを以て政府は債務に應せんが爲めに勢ひ租稅を增徴するの已むを得ざるに至り、而して國民は其憎惡すべき外國人の口腹を充す者たるを知れるが故に、拒絶擾亂は起り得べき事實にして、拒絶は又支那自主の問題を再燃すべきに至るべきなり。

これ人種に對する惡感支那の民心を左右する間は、世界の平和は到底期すべからず。何となれば坤輿上各強國の利害は支那の運命と密接の關係を有すればなり。菲律賓群島の占領以來、合衆國も亦痛痒を感することの最も接近せる諸國に讓らざるに至れり。絶東問題を研究せし著者竝に政治家中黄禍を論ずる者頗る多きを加へ、日清戰役と聯合軍の北京進軍とは、此論を非議嘲笑するの傾向を生じ來りたれども、支那の歷史と其偉業とを以て之を推すときは、時代の古今を問はず、國民人種の如何に論なく、大國民を以て自ら稱するの權利ある者支那人に若くはなかるべきなり。合衆國が建國以來自負せし主義を拋棄し、支那人を排斥して自國人民との競爭を止めんとするの已むを得ざるに至りし事實を以て考ふるも、支那人種の能力と忍耐とを證して餘りありと謂ふべきなり。

近代支那の政治家中に於て智慮達觀を以て稱せらるゝ文祥常に外交團と急進主義を鼓吹する者とに告げて曰く、諸君中國を警醒して、新路に上らしめんとする切に過ぎたり。宜しく其目的を達すべし。而も後日臍を噬むとも及ぶなきの期あらん。他なし、我一たび奮然起たば、必ず長足の進歩をなすべく、其疾きは諸君豫

想の外に在るべしと。サー・ロバート・ハート支那人の性質能力を研究すること五十餘年、亦曰く、支那人の排外思想は現代に於て未だ世界の危險を釀すが如きと非ざれども、近き將來には必ず、之を實現するに至るべし。舊習を墨守して移らざる四億の民衆は異人種嫉惡の念に驅られて、早晩太平の氣象を棄て、戰維れ事としで以て今日の難を復するの行動に出づべきなりと。ハートは此目前の危險を阻遏するの策二ありとせり。列國の支那分割と基督教の普及と是なり。而して第一策は多困多難にして容易に爲し得べきにあらずとなし、又第二策は支那を化して最も親愛なる國土と爲すべき宗教上の勝利にして、之を行ふこと能はざるにあらざれども殆ど期すべからずとせり。

「サー・ロバート・ハート論文集」第五十四頁乃至第五十五頁。

然れども、亞細亞問題を研究し盡さんと欲せば、支那の外に尚算入すべき局部の一國あること、本書東洋外交を評論したる所に由りて明かなり。何ぞや、日本是なり。其産業の發達は實に驚くべきものありて、兵威の宣揚よりも一層顯著なりと す。伊藤侯の近著中商船工業竝に外國貿易增進の統計を臚列し、且つ曰く、日本は

商業上既に地位を得、平和の提利を尊重すること、兵力の提利に讓らずと、至言と謂ふべし。最近數年間日本が支那貿易中の第二位を占むるに至りし事實は以て其商業上の活動を證明するに足るべく、前總理大臣大隈伯は曩に條約の改正と支那役の戰勝とを豫期し、言明して曰く、吾人は世界强國の列に入らざるべからずして、何れの國と雖、亞細亞に於て事を爲さんとせば、先づ吾人に商議せざるべからずと。これ日本の政治家が世界の政治に於ける自國の地位を評定したる標準を窺ふべき者にして、思を日英同盟の事に致さば、伯の言强ちに誇大にあらざるを知るべけん。

一九〇二年二月二十日紐育インデペンデント所載伊藤侯爵述「日本商業の將來」(Commercial Future of Japan)。ノーマン著「絶東の國民と政策」第三百九十二頁。

支那日本兩國の最も怖るゝ所は露國にして、亞細亞に於ける其領土の廣大なる、該大陸の事件に關し最も重きを置くべき者たり。其政體は合衆國と正反對にして、其傳道上の抑壓も亦米國民中大多數の希望に一致せざれども、政治上の關係に就きては、兩國政府は終始誠實に和親を保ちたれば相互に門戸開放の主義を尊重せば、亞細亞の事件に關し、兩國の瞹離を招くの理あらざるべきなり。

太平洋上に於て合衆國の輕々看過すべからざる政策を行へる他の强國は英國なりとす。本書該政府の行動に就きて批評を試みるの機會を有したるが、概言せばその東洋諸國に對する、常に尊大にして、攻擊の態度を存したれども、毫も私利の心を挾みて利權を獨占することなく、貿易居留に關して、其自國の臣民の爲めに取得せし所は、遍く之を他國に及ぼしたりと言ふを適當なりとすべし。東洋中其勢力の及べる所には、土人の未だ曾づて知らざる公平不偏の裁判制と租稅法とを施行し、其行政は民智を啓發し、德義を高うしたり。英米兩國政府は制度を等うし、祖先言語を同うし、東洋貿易上共通の利益を有したれば、自然に協心戮力するの傾向を生じたり。菲律賓群島讓渡に歸したる米西戰爭中、他の歐洲諸國は合衆國に對し冷淡なるにあらずんば、友情を缺きたりしに拘らず、獨り英國は大に同情を表白し、この方面にアングロ・サクソンの勢力を伸展したるを快とせし一事は、米國人の忘るゝ能はざる所たり。亞細亞の事件に關し、兩國の政治的提携を見んことは到底望むべからざれども、合衆國が最も必要とせる東洋諸國市場の開放を主張するに當りては、一致の行動を取るべきことあるべしと信ず。

シューワードが太平洋上利害關係の增加と、此遠隔の地に達する米國の膨脹とに關して下したる豫言は、既に過去の歷史と爲り了れり。而して其事實と爲るの速なりしはシューワードは勿論他の米國政治家の豫期以外に在りしなり。政府の困難と責任とは領土の膨脹と共に一層の增大を加へたれども、成功を期待せる國民は我政治の組織と公人の智慮とが優に刻下の急務と責任とに堪ふることを信せざるべからず。東洋に對する政府の行動政策が建國以來、正義、忍耐、寬仁を標的としたるの確證を得たるは、大に誇とするに足るべきのみならず、亦以て將來の信賴を繫ぐに足るべきなり。支那、日本、朝鮮との交際は終始其安危を一身に擔ひたる友人の行爲と等しくして、其世界列國中に加りて、名譽ある地位を占めんとするや、進んで其擧を幇助し、加之其擧に伴ふ所の難件あらば、喜んで之を排除するに力めたり。

菲律賓群島占領の可否は暫く措きて論せず、合衆國は其取得と共に更に東洋諸國に對する善隣の關係を增加し來れり。合衆國富源の開發頗る大にして、外國販路の擴張を必要とするに至りしことは、過去に於ける政策の拘束を弛緩せしめ

數百萬の住民を有する新領土の接近は東洋の國民と其政府とに對して、未曾有の和親を以て相交はらしむるに至り、合衆國は遂に亞細亞の一邦國となりぬ。是に於てか盡すべきの新義務を生じ、保護すべきの利益を加へたり。然れども百餘年間亞細亞との交際を存續したる尊重すべき歷史は以て將來に於ける安全なる指針とすべく、全世界の爲めに一層市場を開放し、東洋の國民を誘掖して、基督敎文明の恩澤に浴せしむることを得ば、合衆國は能く其功を遂げたる者とこそ謂ふべきなれ。

米國の對東外交 終

光緒二十七年明治三十四年 支那と列國との

第一 一九〇一年 議定書

譯者曰く。最終議定書と稱す。

獨逸國全權委員ア・ムム・フォン・シュワルツェンスタイン(A. Mumm von Schwarzenstein)閣下、奧地利洪牙利國全權委員男爵エム・チカン・フォン・ワールボルン(M. Czikann von Wahlborn)閣下、白耳義國全權委員ジュースタンス(Joostens)閣下、西班牙國全權委員ベ・ジー・ド・コロガン(B. J. de Cologan)閣下、亞米利加合衆國全權委員ダブリュー・ダブリュー・ロックヒル(W. W. Rockhill)閣下、佛蘭西國全權委員ポール・ボー(Paul Bean)閣下、大不列顛國全權委員サー、アーネスト・サトウ(Sir Ernest Satow)閣下、伊太利國全權委員侯爵サルヴァゴ・ラッジー(Salvago Raggi)閣下、日本國全權委員小村壽太郎閣下、和蘭國全權委員エフ・エム・クノーベル(F. M. Knobel)閣下、露西亞國全權委員エム・ド・ギールス(M. de Giers)閣下及清國全權委員總理外務部事務和碩慶親王奕劻殿下、太子大傅文華殿大學士商務大臣北洋大臣直隸總督部堂一等肅毅伯李鴻章閣下

附錄

第一 一九〇一年 議定書

譯者曰く。最終議定書と稱す。

獨逸國全權委員ア・ムム・フォン・シュワルツェンスタイン(A. Mumm von Schwarzenstein)閣下、奧地利洪牙利國全權委員男爵エム・チカン・フォン・ワールボルン(M. Czikann von Wahlborn)閣下、白耳義國全權委員ジュースタンス(Joostens)閣下、西班牙國全權委員ベ・ジー・ド・コロガン(B. J. de Cologan)閣下、亞米利加合衆國全權委員ダブリュー・ダブリュー・ロックヒル(W. W. Rockhill)閣下、佛蘭西國全權委員ポール・ボー(Paul Bean)閣下、大不列顛國全權委員サー、アーネスト・サトウ(Sir Ernest Satow)閣下、伊太利國全權委員侯爵サルヴァゴ・ラッジー(Salvago Raggi)閣下、日本國全權委員小村壽太郎閣下、和蘭國全權委員エフ・エム・クノーベル(F. M. Knobel)閣下、露西亞國全權委員エム・ド・ギールス(M. de Giers)閣下及清國全權委員總理外務部事務和碩慶親王奕劻殿下、太子大傅文華殿大學士商務大臣北洋大臣直隸總督部堂一等肅毅伯李鴻章閣下

ハ清國カ列國ノ滿足スル如ク千九百年十二月ニ於テ千九百年十二月二十七日ノ上諭ヲ以テ其ノ全部ヲ納レタル所ノ各條件ニ遵應シタルコトヲ確認スル爲メ茲ニ會合スルモノナリ。

ハ清國カ列國ノ滿足スル如ク千九百年十二月二十二日ノ連名公書ニ列擧セラレ且清國皇帝陛下

第一條甲　去ル六月ノ上諭ヲ以テ醇親王載灃清國皇帝陛下ノ大使ニ任セラレ此ノ資格ヲ以テ故
獨逸國公使男爵「フォン・ケッテレル」閣下虐殺ノ件ニ關シ清國皇帝陛下及清國政府惋惜ノ意ヲ獨逸國
皇帝陛下ニ致スヘキコトヲ命セラレタリ
醇親王ハ此ノ使命ヲ果サムカ爲ニ去ル七月十二日北京ヲ發程セラレタリ
第一條乙　清國政府ハ故男爵「フォン・ケッテレル」閣下虐殺ノ地點ニ於テ死者ノ官位ニ適合シ且羅甸語、
獨國語、清國語ヲ以テ右殺害ニ關シ清國皇帝陛下ノ惋惜ヲ表スルノ銘誌ヲ有スル紀念碑ヲ建設
スヘキコトヲ聲明シタリ
清國全權委員閣下ハ去ル七月二十二日ノ書簡ヲ以テ道路全幅ノ牌坊ヲ該地點ニ建設スルコト
去ル六月二十五日ヨリ其工事ニ着手シタルコトヲ獨逸國全權委員閣下ニ通知シタリ
第二條甲　千九百一年二月十三日及二十一日ノ各上諭ヲ以テ外國政府及外國臣民ニ對スル非企
及罪惡ノ首犯者ニ左ノ刑罰ヲ科シタリ
端郡王載漪及輔國公載瀾ハ斬監候ニ處セラレタリ而シテ若皇帝ニ於テ之ニ恩典ヲ加ヘ死ヲ免
カレシムヘシトノ叡慮アルトキハ之ヲ新疆ニ遠謫シテ永久禁錮ニ處シ何等減刑ノ恩典ヲ加フ
ルコト無カルヘキ旨約定セラレタリ
莊親王載勛、都察院左都御史英年及刑部尚書趙舒翹ハ自盡ノ刑ニ處セラレタリ
山西巡撫毓賢、禮部尚書啓秀及前刑部左侍郎徐承煜ハ死刑ニ處セラレタリ
吏部尚書協辦大學士剛毅大學士徐桐及前四川總督李秉衡ハ官位追奪ヲ宣告セラレタリ
千九百一年二月十三日ノ上諭ヲ以テ昨年ニ於ケル最モ憎ムヘキ國際公法違犯ノ行爲ニ反對シ

之カ爲ニ生命ヲ奪ハレタル兵部尚書徐用儀、戸部尚書立山、吏部左侍郎許景澄、内閣學士聯元及
大常寺卿袁昶ノ官位ヲ復セラレタリ
莊親王ハ千九百一年二月二十二日英年及趙舒翹ハ二十四日ニ自裁シ毓賢ハ二十二日啓秀及徐
承煜ハ二十六日ニ死刑ヲ執行セラレタリ
甘肅提督蕭福祥ハ後日ヲ待テ其ノ刑罰ヲ確定スヘキモノトシテ先ツ二月十三日ノ上諭ヲ以テ
其ノ官職ヲ奪ハレタリ
千九百一年四月二十九日及八月十九日ノ各上諭ヲ以テ昨年夏季ニ於ケル非企及罪惡ノ有罪者
ト認メタル地方官吏ニ各自相當ノ刑罰ヲ科セラレタリ
第二條乙　千九百一年八月十九日ノ上諭ヲ以テ外國人カ虐殺セラレ若クハ虐待セラレタル各市
府ニ於テ五箇年間科擧ノ停止ヲ命セラレタリ
第三條　故日本國公使館書記生杉山氏ノ虐殺ニ對シ名譽アル補償ヲ爲スカ爲ニ清國皇帝陛下ハ
千九百一年六月十八日ノ上諭ヲ以テ戸部侍郎那桐ヲ特使ニ任シ杉山氏虐殺ノ件ニ對スル清國
皇帝陛下及其ノ政府ノ惋惜ノ意ヲ日本國皇帝陛下ニ致スヘキコトヲ特ニ命セラレタリ
第四條　清國政府ハ外國若ハ各國共同墓地ニシテ汚瀆セラレ又ハ其ノ所在墳墓ノ破壞セラレタ
ルモノニハ各贖罪ノ紀念碑ヲ建設スルコトヲ約シタリ依テ關係公使館ハ右建設ニ關シ指示ヲ
與フヘキコトニ列國代表者トノ協議商定ヲ經タリ而シテ
此ノ費用ハ北京及其ノ近傍ノ墓地ニ對シテハ各一萬兩地方ノ墓地ニ對シテハ各五千兩ト豫算
シ該全額ハ支出ヲ了セラレタリ茲ニ墓地表ヲ添附ス

第五條　清國ハ兵器彈藥及專ラ兵器彈藥ノ製造ニ使用セラルヘキ材料ヲ清國版圖内ニ輸入スルノ禁止ヲ承諾シタリ而シテ二箇年間該輸入ヲ禁止スル爲メ八月二十五日ノ上諭ヲ發布セラレタリ關後尙列國ニ於テ之ヲ必要ト認ムル場合ニハ更ニ上諭ヲ以テ前記ノ期限ヲ引續キ二箇年宛延長スルコトヲ得

第六條　清國皇帝陛下ハ千九百一年五月二十九日ノ上諭ヲ以テ列國ニ四億五千萬海關兩ノ償金ヲ支拂フコトヲ約諾セラレタリ此ノ金額ハ即千九百年十二月二十二日ノ連名公書第六條ニ指定シタル國家、團體個人及清國人ニ對スル償金ノ總額ヲ表示スルモノトス

(甲)　此四億五千萬兩ハ左ニ示スカ如キ海關兩ノ列國金貨ニ對スル相場ニ基キ計算シタル金貨債ヲ組成スルモノトス

一海關兩ハ		
三、〇五五	「マルク」	
三、五九五	墺洪國「クロウンス」	
〇、七四二	金	弗
三、七五〇		「フランク」
〇、三志〇片		
一、四〇七		圓
一、七九六	蘭國「フロレン」	
一、四一二	金「ルーブル」(品位一七、四二四「ドリア」)	

ニ相當ス

清國ハ右金貨債額ニ年四分ノ利子ヲ附シ別紙償還表(略)ニ示セル條件ニ從ヒ三十九箇年ヲ以テ其ノ元金ヲ支拂フヘキモノトス

元金及利子ノ支拂ハ金貨ヲ以テスルカ若ハ各支拂期日ニ於ケル爲換相場ヲ以テスルヘシ

元金償還ハ千九百二年一月一日ニ始マリ千九百四十年ノ末ニ終ル償還金ハ毎年之ヲ支拂フヘキモノトシ其ノ第一回ノ拂込期限ヲ千九百三年一月一日ト定ム

利子ハ千九百一年七月一日ヨリ起算スル然レトモ清國政府ハ千九百一年十二月三十一日ニ終ル第一期六箇月分ノ利子ヲ千九百二年一月一日以後三箇年ノ期限内ニ支拂フコトヲ得但シ右延滯額ニ對シテハ年四分ノ重利ヲ附スヘシ

利子ハ六箇月毎ニ支拂フヘキモノトス其ノ第一回ノ拂込期限ヲ千九百二年七月一日ト定ム

(乙)　公債支拂ハ左記ノ方法ニ依リ上海ニ於テ之ヲ行フヘシ

列國ハ各一名ノ委員ニ依リテ銀行者委員會ニ代表セラルヘシ該委員會ハ特ニ之カ爲ニ指定セラレタル清國官吏ヨリ利子及元金ノ支拂ヲ受ケ之ヲ各關係者ニ配分シ且之ニ對シテ領收證ヲ交附スヘキ任務ヲ有スルモノトス

(丙)　清國政府ハ北京駐劄筆頭公使ニ償金總額ニ對スル一ノ債券ヲ交附スヘシ而シテ右債券ハ追テ特ニ之カ爲ニ指定セラレタル清國政府委員ノ記名セル小額債券ニ變換セラルヘキモノトス右ノ事務及債券ノ發行ニ關スル一切ノ事務ハ列國カ其ノ代表員ニ下スヘキ訓令ニ準シ前記委員ニ於テ之ヲ處理スヘシ

(丁)　債券ノ支拂ニ充テタル財源ヨリ生スル收入ハ毎月之ヲ委員會ニ交附スヘシ

(戊)　債券ノ擔保ニ供セル財源ヲ列擧スルコト左ノ如シ

第一　新稅關ノ收入ヲ抵當トシタル舊外國債ノ利子及元金ヲ拂ヒタル上存スル該收入ノ剩餘金ニ海路輸入品ニ對シ現行稅率ヲ現實五分稅ニ引上クルヨリ生スヘキ收入ヲ加ヘタルモノ但シ外國ヨリ輸入ノ米、穀類、穀粉、金銀貨及金銀地金ヲ除クノ外從來無稅ニテ輸入セラルル各物品ハ總テ五分稅ヲ拂フヘシ

第二　開港場ニ於テハ新稅關ヲ管理ニ屬スル舊稅關ノ收入

第三　鹽稅ノ收入總額但シ從來外國債ノ擔保ニ充テラレタル分ヲ除ク

現行輸入稅率ヲ現實五分稅ニ引上ルコトハ下記ノ條件ヲ以テ承諾セラレタリ

此稅率引上ハ本議定書調印ノ日ヨリ二箇月後ニ之ヲ實施シ而シテ各日附ヨリ還ク七十日以內ニ運搬ノ途ニ上リタル商品ノ外其ノ適用ヲ免カルヽコトヲ得サルモノトス

第一　從價ニテ徵收シ來レル輸入稅ハ爲シ得ル限リ且成ルヘク速ニ從量稅ニ改定スヘキモノトス此ノ改定ハ左ノ如クスヘシ即千八百九十七年千八百九十八年及千八百九十九年ノ三箇年間ニ於ケル各商品陸上當時ノ平均價格換言スレハ輸入稅及雜貨ヲ控除シタル市價ヲ以テ評價ノ基礎トス但シ右改定ノ結了ヲ見ルニ至ル迄ノ間ハ從價ニテ徵稅スルコト

第二　白河及黃浦江ノ水路ハ清國ノ經費分擔ヲ以テ之ヲ改良スルコト

第七條　清國政府ハ各國公使館所在ノ區域ヲ以テ特ニ各國公使館ノ使用ニ充テ且全然公使館警察權ノ下ニ屬セシメタル者ト認メ該區域內ニ於テハ清國人ニ居住ノ權ヲ與ヘス且之ヲ防禦ノ狀態ニ置クヲ得ルコトヲ承諾シタリ此ノ區域ノ境界ハ別紙圖面(略)ニ示ス如ク定メラレタリ即

西方ハ　一、二、三、四、五線

北方ハ　五、六、七、八、九、十線

東方ハ　「ケッテレル」街ノ十、十一、十二線

南方ハ　韃靼城壁ノ南址ニ循ヒ城堞ニ沿ヒテ畫シタル十二、一線

清國ハ千九百一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ各國カ其ノ公使館防禦ノ爲ニ公使館所在區域內ニ常置護衛兵ヲ置クノ權利ヲ認メタリ

第八條　清國政府ハ大沽砲臺竝ニ北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ヘキ諸砲臺ヲ削平セシムルコトヲ承諾シタリ而シテ右ニ關スル處置ハ實施セラレタリ

第九條　清國政府ハ千九百一年一月十六日ノ書簡ニ添附シタル議定書ヲ以テ各國カ首都海濱間ノ自由交通ヲ維持セムカ爲ニ相互ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地點ヲ占領スルノ權利ヲ認メタリ即此ノ各國ノ占領スル地點ハ黃村、郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆臺、唐山、灤州、昌黎、秦王島及山海關トス

第十條　清國政府ハ二箇年間地方ノ各市府ニ左記ノ上諭ヲ揭示公布スルコトヲ約諾シタリ

(甲)　排外的團體ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ犯ス者ヲ死刑ニ處スル旨ヲ記載シタル千九百一年二月一日ノ上諭

(乙)　有罪者ニ科シタル刑名ヲ列擧シタル千九百一年二月二十三日、二月二十一日、四月二十九日及八月十九日ノ上諭

(丙)　外國人カ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ科擧ヲ停止スル千九百一年八月十

九日ノ上諭

(ナ)總督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ各其ノ管轄内ニ於ケル秩序ニ對シテ職責ヲ有スヘク且排外的紛擾ノ再發竝ニ其ノ他條約違反ノ事アルニ當リ直ニ之ヲ鎮定セス又ハ其ノ犯罪者ヲ處罰セサル場合ニハ該官吏ハ直ニ罷免セラルヘク且新官職ニ任命セラレ若ハ新名譽ヲ享受スルコトヲ能ハサルヘキ旨ヲ宣告シタル千九百一年二月一日ノ上諭

以上ノ上諭ハ全帝國内ニ漸次掲示セラレツヽアリ

第十一條　清國政府ハ外國政府カ有用ト認ムル通商及航海條約ノ修正竝ニ通商上ノ關係ヲ便利ナラシムル爲メ其ノ他ノ通商事項ニ關シ商議スヘキコトヲ約諾シタリ

清國政府ハ償金ニ關スル第六條中ノ規定ニ基キ今ヨリ左記ノ如ク白河及黄浦江水路ノ改良ニ協力スルコトヲ約諾シタリ

(甲)千八百九十八年清國政府ノ協同ヲ以テ創始セラレタル白河航路ノ改良工事ハ各國委員ノ管理ノ下ニ再興セラレタリ天津ニ於ケル行政ノ清國政府ニ返還セラレタル上ハ清國政府ハ直ニ自己ノ代表者ヲ該委員ニ加フルコトヲ得ヘク且工事ノ維持費トシテ毎年六萬兩ヲ支出スヘシ

(乙)黄浦江更正及其ノ水路改良工事ノ指揮監督ヲ掌ルヘキ水路局ヲ設置ス該局ハ上海ノ海路貿易ニ於ケル清國政府ノ利益ト外國人ノ利益トヲ代表スル委員ヲ以テ組織ス

經營ノ事業及一般ノ事務ニ必要ナル費用ハ最初二十箇年間ハ毎年四十六萬兩ト見積リ清國政府ト關係者タル外國人トニ於テ各其ノ半額ヲ支出スヘシ

水路局ノ組織職權及收入等ニ關スル細則ハ附屬書中ニ之ヲ記載ス(附屬書ハ之ヲ略ス)

第十二條　千九百一年七月二十四日ノ上諭ニ於テ列國ノ指定シタル旨趣ニ因リ外交事務衙門タル總理衙門ヲ改革セラレタリ即總理衙門ヲ外務部ト改メテ他ノ六部ノ上位ニ置クコトト爲シ而シテ又前記ノ上諭ヲ以テ外務部ノ主要ナル官吏ヲ任命セラレタリ

外國代表者ノ謁見ニ關スル宮廷ノ禮式ニ關シテモ亦既ニ商定ヲ經タリ此ノ件ニ關スル清國全權委員ノ書簡數通アリ別紙覺書ニ其ノ要點ヲ摘載ス(覺書ハ之ヲ略ス)

終リニ前記ノ各宣言及列國全權委員ヨリ發シタル附屬文書ニ關シテハ佛文ヲ以テ證ト爲スコトヲ特ニ約定ス斯ノ如ク清國政府ハ列國ノ滿足スル如ク千九百年十二月二十六日ノ連名公書ニ列擧セラレタル各條件ニ遵應セラレタルヲ以テ列國ハ千九百年夏季ノ騷擾ヨリ發生シタル狀態ノ終止ニ至ラムコトノ清國ノ希望ヲ承允シタリ之ニ因テ列國全權委員ハ第七條ニ記載シタル公使館護衛兵ヲ除キ千九百一年九月十七日ヲ以テ北京ヨリ全然列國軍隊ヲ撤退シ又第九條ニ記載シタル地點ヲ除キ同九月二十二日ヲ以テ直隸省ヨリ撤兵スヘキコトヲ其ノ各自ノ政府ノ名ヲ以テ茲ニ宣告ス

本最終議定書ハ同文十二通ヲ作リ各締約全權委員ニ一通ヲ交附シ清國全權委員ニ一通ヲ交附ス

千九百一年九月七日北京ニ於テ

列國及支那全權委員　署名

第二　一八九四年三月十七日光緒二十年二月十一日調印同年

十二月八日公布米清移民條約

譯者曰く漢文之を中美會訂華工條約と稱するに華工は勞働者なり以下皆勞働者の語を以て之に充つ。

千八百八十年十一月十七日即光緒六年十月十五日亞米利加合衆國及清國ノ間ニ締結シタル現定條約ハ清國勞働者ノ合衆國ニ赴往在留スル者ヲ限制セシガ關キテ清國勞働者ノ合衆國境内ニ在ル者迭ニ苛虐ニ遭ヒ邦交ヲ損センコトヲ慮リ清國政府ハ自ラ勞働者ノ境ヲ出テ來リテ合衆國ニ至ルヲ禁ゼント欲シ茲ニ兩國政府ハ合力辨理合衆國ニ來ルノ勞働者ヲ禁止センコトヲ願ヒ竝ニ他ノ方法ヲ以テ邦交ヲ全クセンコトヲ願ミ互ニ約款ヲ立テ彼此意ヲ加ヘ彼此國境内ノ彼此國民ヲ保護セントス是ヲ以テ合衆國大統領ハ合衆國國務長官チルター・キュー・グレシャム(Walter Q. Gresham)ヲ清國皇帝陛下ハ欽差出使美國全權大臣太常寺少卿楊ヲ各其ノ全權委員ト爲シ各奉スル所ノ全權委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ左ノ條款ヲ會訂セリ

第一款　兩締約國ハ本條約批准交換ノ日ヨリ起算シ十年ヲ限リテ期ト爲シ以下約載スル所ノ條件ヲ除クノ外勞働者ノ合衆國ニ前往スルヲ禁止スルコトヲ議定シタリ

第二款　合衆國ニ寓シ註册ヲ受ケタル清國勞働者ニシテ或ハ父母妻兒女ヲ有シ或ハ銀一千弗ニ値スル財產ヲ有シ或ハ負債銀一千弗アリテ未ダ償還ヲ了セス而シテ合衆國ヨリ清國ニ向リ再ヒ清國ヨリ合衆國ニ向ラント欲スル者ハ第一款限禁ノ例ニ入ラズ但シ該勞働者ハ未タ合衆國ノ國境ヲ離レザル前ヲ須ク先ツ其ノ國境ヲ離ルヽノ地方ニ於テ詳細ニ前記ノ眷屬財產負債ノ各情

ヲ繕列シテ該地方ノ稅務司ニ報告シ以テ再ヒ合衆國ニ向ルノ據ニ備フベシ

該稅務司ハ須ク合衆國法律ノ定ムル所ノ現時ノ例又ハ後日定ムル所ノ例ニ遵ヒ本條約ニ據リテ合衆國ニ向ルコトヲ得ベキノ執照ヲ該勞働者ニ發給ズベシ但シ定ムル所ノ例ハ本條約ト相悖ルコトヲ得ズ報告スル所ノ各情僞ニ屬スルコトヲ查出セバ該執照ヲ以テ准シタル合衆國同寓ノ權利ハ盡ク消滅スベキモノトス

合衆國ニ向ルコトヲ得ルノ權ハ合衆國國境ヲ離レタル日ヨリ起算シテ限ルニ一箇年ヲ以テ期ト爲ス倘疾病其ノ他不可抗ノ要事アリテ合衆國ニ向ルコト能ハザルトキハ更ニ一箇年以內ノ期ヲ限リテ之ヲ准スベシ但シ該勞働者ハ須ク其ノ緣由ヲ具シテ之ヲ合衆國國境ヲ離レタル地方ノ清國領事ニ稟報シ憑批ノ給與ヲ受ケ妥據ヲ作爲シテ以テ該勞働者カ合衆國國境ニ入ラントスル地方ノ稅務司ニ信ヲ取ルベク又該勞働者若シ稅關ニ於テ合衆國ニ向ルノ執照ヲ呈驗セズンバ陸路ヨリスルト水路ヨリスルトニ論ナク均シク合衆國國境ニ入ルコトヲ准サズ

第三款　本條約定ムル所ノ限制章程ハ專ラ勞働者ニ係ルモノニシテ官員傳教學習貿易游歷ノ清國人現時合衆國ニ來寓スルノ權利ヲ享受セル者ニ對シテハ妨礙スル所アラズ

此項ニ屬スル清國人倘シ新ニ合衆國國境ニ入ルノ權利ヲ得ント欲セバ清國官員或ハ出口地ニ於ケル他國官員給スル所ノ執照ト出口地ニ於ケル合衆國公使或ハ領事ノ簽名ヲ得之ヲ呈驗シテ以テ合衆國ニ入ルノ據ト爲スベシ

茲ニ又清國勞働者ノ他國ニ來往スルモノ道ヲ合衆國國境內ニ假ルヲ議允シタリ然レトモ該勞働者ハ合衆國政府ガ隨時酌定スル所ノ章程ヲ遵守シテ以テ弊端ヲ杜クベキモノトス

第四款　千八百八十年十一月十一日即光緒六年十月十五日合衆國及清國が北京に於て立約シタル清人來美續約第三款定ムル所ニ遵由シ茲ニ復、在合衆國清國勞働者又ハ其ノ他ノ清國人常居ト暫居トヲ問ハズ其ノ身命財產ノ保護ノ爲メ、合衆國ノ國籍ニ入ルコトヲ准サザルヲ除クノ外其ノ餘盡ク合衆國法律准ス所ノ利益ヲ享クルコト最惠國民ト異ナルコト無カラムコトヲ會訂セリ

茲ニ衆合國政府ハ仍續約第三款訂スル所ヲ按照シ、權力ヲ盡用シテ、在合衆國清國人ノ身命財產ヲ保護セムコトヲ允諾シタリ

第五款　合衆國政府ハ愈テ加ヘテ清國勞働者ヲ保護セムガ爲ニ千八百九十三年十一月三日修改ヲ經タル千八百九十二年五月五日裁可合衆國議院定例ニ依リ該定例通過以前合衆國內ニ在住スルコトヲ准サレタル清國勞働者ヲ總テ前記ノ二定例ニ照シテ註册ヲ受ケシムベキモノトセリ清國政府ハ現ニ合衆國ノ辨理ヲ聽シタレバ合衆國政府モ亦照ニ清國政府ガ相類ノ條例ヲ定立シ清國モ寓居スル一切ノ合衆國粗細工人ヲ「議院條例ノ計セザル商人亦此中ニ包括ス」開港場ニ在ルト否トニ論ナク總テ擧ヲ收メズシテ註册スルコトヲ聽スヘシ

合衆國政府ハ本條約批准交換ノ日ヨリ起算シテ十二箇月以內ニ前項以外ノ合衆國人民（宣教師ヲ包括ス）開港場ノ內外ヲ問ハズ清國ニ寓居セシトスル者ノ姓名年歲行業居處ニ關スル册報ヲ造リ清國政府ニ送リ以後每歲一次册報ヲ送ルコトヲ允准シタリ但シ合衆國公使人員又ハ清國ニ在リテ駐紮或ハ游歷スル一切ノ奉公官員及其ノ隨從備用人等ハ此ノ款ニ入ラズ

第六款　本條約ハ批准交換ノ日ヨリ起算シ十年ヲ以テ期トスベク、限期ノ屆滿前六箇月以內ニ於テ兩國政府カ限禁ヲ停止スルノ意ヲ將テ行文知照セザルトキハ更ニ十年ヲ展ベテ限禁ノ期トスベキモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十四年三月十七日、光緒二十年二月十一日華盛頓ニ於テ本書二通ヲ作ル

兩國全權委員記名調印

第三　一八九四年（明治二十七年）十一月二十二日調印、一八九五年（明治二十八年）三月二十一日公布日米通商航海條約

譯者曰く。日本に於ける公布の日附は三月二十四日なり。

亞米利加合衆國大統領及日本國皇帝陛下ハ兩國民ノ交際ヲ皇張增進シ以テ幸ニ兩國間ニ存在スル所ノ厚誼ヲ維持セムコトヲ欲シ而シテ此ノ目的ヲ達セムニハ從來兩國間ニ存在スル所ノ條約ヲ改正スルニ如カサルヲ確信シ公正ノ主義ト相互ノ利益ヲ基礎トシ其ノ改正ヲ完了スルコトニ決定シ之カ爲メニ亞米利加合衆國大統領ハ合衆國國務大臣「ウォルター・キュー・グレシャム」ヲ日本國皇帝陛下ハ米國駐劄帝國特命全權公使從四位勳四等栗野慎一郎ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條ヲ協議決定セリ

第一條　兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內何レノ所ニ到リ、旅行シ或ハ住居スルモ全ク隨意タルヘク而シテ身體及財產ニ對シテハ完全ナル保護ヲ享受スヘシ

該臣民或ハ人民ハ其ノ權利ヲ伸張シ及防護セムカ爲メ自由ニ裁判所ニ訴出ルコトヲ得ヘク又該裁判所ニ於テ其ノ權利ヲ伸張シ及防護スルニ付內國臣民或ハ人民ト同樣ニ代言人、辯護人及代人ヲ撰擇シ且使用スルコトヲ得ヘク而シテ右ノ外司法取扱ニ關スル各般ノ事項ニ關シテ內國臣民或ハ人民ノ享有スル總テノ權利及特典ヲ享有スヘシ

住居權、旅行權及各種動產ノ所有、遺囑又ハ其ノ他ノ方法ニ因ル所ノ動產ノ相續竝ニ合法ニ得ル所ノ各種財產ヲ如何ニ處分スルコトニ關シ兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內ニ在リテ內國若ハ最惠國ノ臣民或ハ人民ト同樣ノ待典、自由及權利ヲ享有シ且此等ノ事項ニ關シテハ內國若ハ最惠國ノ臣民或ハ人民ニ比シテ多額ノ稅金若ハ賦課金ヲ徵收セラルルコトナカルヘシ

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由及法律、勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利竝ニ其ノ宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ爲メ設置保存セラルル所ノ適宜便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

何等ノ名義ヲ以テスルモ該臣民或ハ人民ヲシテ內國若ハ最惠國ノ臣民或ハ人民ノ納ムル所若ハ將來納ムヘキ所ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ取立金若ハ租稅ヲ納メシムルヲ得ス

兩締盟國ノ一方ハ臣民或ハ人民ニシテ他ノ一方ノ領土內ニ住居スル者ハ陸軍、海軍、護國軍、民兵等ニ論ナク總テ強迫兵役ヲ免カレ且其ノ服役ノ代リトシテ取立ル所ノ一切ノ納金ヲ免カレ又一切ノ強募公債及軍事上ノ賦欵或ハ捐資ヲ免カルヘシ

第二條　兩締盟國ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ自由アルヘシ

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內何レノ所ニ於テモ總テ正業ニ屬スル各種ノ生產物、製造品及貨物ノ卸賣若ハ小賣營業ニ從事スルヲ得且通商及航海ニ關シテハ政府官吏公吏、一私人ニ之ヲ爲シ或ハ代理人ヲ以テシ又ハ一人ニテ之ヲ爲シ或ハ外國人若ハ內國臣民或ハ人民ト組合ヲ結ヒテ之ヲ爲スモ隨意タルヘク又必要ナル家屋、製造所、倉庫、店舖及附屬構造物ヲ所有シ或ハ之ヲ借受ケ又ハ使用シ且住居及商業ノ爲ニ土地ヲ借受クルコトヲ得但內國臣民或ハ人民ト同樣其ノ國ノ法律、警察規則及稅關規則ヲ遵守スルヲ要ス

該臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內ノ各地、諸港及諸河ニシテ外國通商ノ爲メ開カレ又ハ開カルヘキ場所ヘ船舶及貨物ヲ以テ自由ニ到ルヲ得且通商及航海ニ關シテハ政府官吏公吏、一私人或ハ會社若ハ何等施設ノ名義ヲ以テスルカ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラルル所ノ稅金或ハ取立金ハ其ノ性質若ハ名稱ノ如何ヲ論セス內國臣民或ハ人民若ハ最惠國臣民或ハ人民ノ拂フ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノモノヲ拂フコトナク外國臣民或ハ人民若ハ最惠國臣民或ハ人民ト同一ノ取扱ヲ受クヘキモノトス

但本條及前條ノ規定ハ兩締盟國ノ各方ニ於テ商業、勞働者ノ移住、警察及公安ニ關シ現ニ行ハレ又ハ將來制定セラルヘキ法律、勅令及規則ニハ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

第三條　兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民カ他ノ一方ノ領土內ニ於テ住居若ハ商業ノ爲ニ供スル家宅、製造所、倉庫、店舖及之ニ屬スル總テノ附屬構造物ハ侵スヘカラス

右家宅等ヘハ猥ニ侵入捜索スヘカラス又帳簿、書類或ハ簿記帳ヲ檢査點閱スヘカラス但內國臣民或ハ人民ニ對シ法律、勅令及ヒ規則ヲ以テ制定セル條件及定式ニ據ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條　合衆國領土内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ハ何レノ地ヨリ日本國皇帝陛下ノ領土内ニ輸入シ又日本國皇帝陛下ノ領土内ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ合衆國ノ領土内ニ輸入スルニモ總テ別國ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ稅ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ課セラルヽコトナカルヘシ又締盟國ノ一方ノ領土内ヘ別國ノ生産或ハ製造ニ係ル物品ノ輸入ヲ禁止スルニ非サレハ他ノ一方ノ領土内ノ生産或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ヲ何レノ地ヨリ輸入スルコトヲモ禁止スルコトナカルヘシ但此ノ末段ノ取極ハ人畜或ハ農業ニ有用ナル植物ノ安全ヲ保護スルニ必要ナル衛生上及其ノ他ノ禁止ニハ適用スヘカラサルモノトス

第五條　兩締盟國ノ一方ノ領土内ヨリ他ノ一方ノ領土内ヘ輸出スル一切ノ物品ヘハ他ノ各外國ヘ輸出スル同種物品ニ對シ賦課シ若ハ賦課スヘキ所ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅金又ハ雜費ヲ賦課スルコトナカルヘシ又兩締盟國ノ一方ノ領土内ニ於テ他ノ各外國ニ向ヒ物品ノ輸出ヲ禁止スルニ非サレハ他ノ一方ノ領土内ヘ同種ノ物品ヲ輸出スルコトヲモ禁止セサルヘシ

第六條　兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土内ニ在リテ總テノ内地通關稅ヲ免除セラルヘク又倉入、奬勵金、便益及稅金拂戻等ノ事項ニ就テハ全ク内國臣民或ハ人民ト均等ノ取扱ヲ享クヘシ

第七條　日本國皇帝陛下ノ領土内ノ諸港ヘ日本國ノ船舶ヲ以テ適法ニ輸入シ若ハ輸入セラルヘキ物品ハ亦合衆國ノ船舶ヲ以テ同樣ニ之ヲ右諸港ヘ輸入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ合衆國船舶カ右樣ノ物品ヲ輸入スルトキ課スヘキ稅金或ハ雜費ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ更ニ別種或ハ多額ノ稅金雜費等ヲ課セサルヘシ右相互對等ノ取扱ハ右物品ノ直ニ原産地ヨリ到ルト其ノ他ノ場所ヨリ到ルトヲ問ハス必ス之ヲ施スモノトス

輸出ニ關シテモ前項ノ場合ト同樣全ク均等ノ取扱ヲ施スヘシ故ニ締盟國ノ一方ヨリ適法ニ輸出シ若ハ輸出セラルヘキ物品ハ其ノ輸出ノ日本國船舶ニ依ルト合衆國船舶ニ依ルトニ拘ハラス又其ノ仕向先ノ締盟國ノ一方タルト第三國ノ一港タルトヲ同ハス締盟國ノ領土内ニ於テハ之ニ課スルニ同一ノ輸出稅ヲ以テシ又之ニ許スニ同一ノ奬勵金竝ニ稅金拂戻ノコトヲ以テスヘシ

第八條　政府、官吏、公吏、一私人、會社若ハ何等施設ノ名義ヲ以テスルカ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラルル所ノ噸稅、港稅、水先案内料、燈臺稅、檢疫費其ノ他之ト同種ノ稅金ハ其ノ性質竝ニ名義ノ如何ニ拘ハラス同一ノ條件ヲ以テ同樣ノ場合ニ於テ内國船舶一般若ハ最惠國船舶ニ課スルモノニ非サレハ兩締盟國ノ一方ノ船舶ニ課セサルヘシ此ノ如キ均等ノ取扱ハ兩國ノ船舶カ何レノ地或ハ港ヨリ來リ又何レノ所ニ往クモノタリトモ相互同一タルヘキモノトス

第九條　兩締盟國ノ一方ノ領土内ノ海港、海灣、船渠、川河或ハ其ノ他ノ碇泊所ニ於テ船舶ノ繫留又貨物ノ船積、船卸ニ關スル一切ノ事項ニ就テハ内國船舶ニ許與セサル特典ハ均シク他ノ一方ノ

締盟國ノ船舶ニモ許與セレルベシ但本件ニ關シテモ亦兩締盟國ノ目的ハ兩國ノ船舶ニ對シ互ニ均等ノ取扱ヲ施スニ在ルモノトス

第十條　兩締盟國ノ沿海貿易ハ本條約ニ於テ規定スルノ限ニ在ラス各其ノ法律、勅令及規則ニ從ヒ之ヲ規定スヘキモノトス然レトモ日本國皇帝陛下ノ領土內ニ於ケル合衆國人民又ハ合衆國ノ事項ニ關シテハ各右法律、勅令及規則ヲ以テ他ノ外國臣民ノ領土內ニ於ケル日本國臣民ハ此ノ事項ニ關シテ享有スルモノトス

或ハ人民ニ許與シ若ハ許與セラルヘキ諸權利ヲ享有スルノ限ニ在ラス

合衆國ノ領土內ノ二箇以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル合衆國船舶ハ外國貿易ニ從事スル爲メ他ノ一港若ハ數港ヘ進航スルコトヲ得ヘシ但常ニ兩國ノ法律及稅關規則

國皇帝陛下ノ二箇以上ノ港ヘ仕向ケタル荷物ヲ外國ニ於テ積載シタル日本國船舶及日本ノ積荷ノ一部ヲ陸揚シ而シテ其ノ最初ニ積載シタル荷物ノ剩餘ヲ陸揚スル爲メ他ノ一港若ハ數港ヘ進航スルコトヲ得ヘシ但常ニ兩國ノ法律及稅關規則ニ從フヘキモノトス

但日本國政府ハ本條約ノ期限間是迄ノ通リ合衆國ノ船舶カ帝國ノ現開港場間ニ積荷ヲ運搬スルコトヲ許スコトヲ承諾ス尤大阪、新潟、及夷港ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ他ノ一方ノ沿岸ニ於テ淺瀨ニ乘上ケ或ハ難破シタルトキハ地方官ヨリ其ノ事件ノ生シタル地方ニ在ル所ノ總領事、領事、副領事又ハ代辨領事ヘ其ノ旨ヲ通知スヘシ但若其ノ地方ニ領事官ノ駐在セサルトキハ最近地方ノ總領事、領事、副領事又ハ代辨領事ヘ通知スヘシ日本國皇帝陛下ノ領海ニテ難破シ若ハ海岸ニ乘上ケタル合衆國船舶ノ救助ニ關スル一切ノ手續ハ日本國法律、勅令及規則ニ從テ之ヲ爲スヘク又相互ノ主義ニ基キ合衆國ノ領海ニテ難破シ若ハ海岸ニ乘上ケタル日本船舶ニ關スル一切ノ救助ノ處分ハ合衆國法律ニ從テ之ヲ爲スヘシ

右難破若ハ乘上ケタル船舶竝ニ其ノ器具及其ノ他一切ノ附屬品及該船舶ヨリ救上ケタル貨物竝ニ商品及右等ノ諸物件ニシテ海中ニ投棄セラレタルモノ又ハ之ヲ賣却シタルトキハ其ノ收入得金竝ニ該遭難船內ニ發見セラレタル一切ノ書類ハ右船舶ノ持主或ハ代理人ヨリ要求スルトキハ之ニ引渡スヘシ右持主或ハ代理人ノ現場ニ在ラサルトキハ內國法律ニ定メタル期限內ニ當該總領事、領事、副領事或ハ代辨領事ヨリ請求アレハ之ヲ引渡スヘシ而シテ右領事官、持主或ハ代理人ハ內國船舶難破ノ場合ニ於テ拂フヘキ所ノ物品保存費竝ニ難破救助費及其ノ他ノ費用ノミヲ拂フヘキモノトス

難破船ヨリ救上ケタル貨物及商品ハ消費ノ爲ニ通關手續ヲ爲スモノニ非サレハ一切ノ關稅ヲ免除スヘシ但消費ノ爲ニ賣捌ク場合ニハ普通ノ關稅ヲ納ムルヲ要スルモノトス

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ニ屬スル船舶ニシテ他ノ一方ノ領土內ニ於テ淺瀨ニ乘上ケ或ハ難破シタルトキハ其ノ持主、船長若ハ持主代理人不在ノ場合ニハ當該總領事、領事、副領事若ハ

兩締盟國ノ一方ノ軍艦或ハ商船ニシテ他ノ一方ノ沿岸ニ於テ淺瀨ニ乘上ケ或ハ難破シタルトキハ地方官ヨリ其ノ事件ノ生シタル地方ニ在ル所ノ總領事、領事、副領事又ハ代辨領事ヘ其ノ旨ヲ通知スヘシ但若其ノ地方ニ領事官ノ駐在セサルトキハ最近地方ノ總領事、領事、副領事又ハ代辨領事ヘ通知スヘシ日本國皇帝陛下ノ領海ニテ難破シ若ハ海岸ニ乘上ケタル合衆國船舶ノ救助ニ關スル一切ノ手續ハ日本國法律、勅令及規則ニ從テ之ヲ爲スヘク又相互ノ主義ニ基キ合衆國ノ領海ニテ難破シ若ハ海岸ニ乘上ケタル日本船舶ニ關スル一切ノ救助ノ處分ハ合衆國法律ニ從テ之ヲ爲スヘシ

右難破若ハ乘上ケタル船舶竝ニ其ノ器具及其ノ他一切ノ附屬品及該船舶ヨリ救上ケタル貨物竝ニ商品及右等ノ諸物件ニシテ海中ニ投棄セラレタルモノ又ハ之ヲ賣却シタルトキハ其ノ收入得金竝ニ該遭難船內ニ發見セラレタル一切ノ書類ハ右船舶ノ持主或ハ代理人ヨリ要求スルトキハ之ニ引渡スヘシ右持主或ハ代理人ノ現場ニ在ラサルトキハ內國法律ニ定メタル期限內ニ當該總領事、領事、副領事或ハ代辨領事ヨリ請求アレハ之ヲ引渡スヘシ而シテ右領事官、持主或ハ代理人ハ內國船舶難破ノ場合ニ於テ拂フヘキ所ノ物品保存費竝ニ難破救助費及其ノ他ノ費用ノミヲ拂フヘキモノトス

難破船ヨリ救上ケタル貨物及商品ハ消費ノ爲ニ通關手續ヲ爲スモノニ非サレハ一切ノ關稅ヲ免除スヘシ但消費ノ爲ニ賣捌ク場合ニハ普通ノ關稅ヲ納ムルヲ要スルモノトス

兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ニ屬スル船舶ニシテ他ノ一方ノ領土內ニ於テ淺瀨ニ乘上ケ或ハ難破シタルトキハ其ノ持主、船長若ハ持主代理人不在ノ場合ニハ當該總領事、領事、副領事若ハ

代辨領事ハ其ノ自國臣民或ハ人民ニ必要ノ輔助ヲ與フル爲メ職權上ノ助力ヲ爲スヲ許サルヘキモノトス此ノ規定ハ持主、船長若ハ他ノ代理人現ニ其ノ場ニ在ルトキト雖モ右樣ノ輔助ヲ與フルヲ請求スル場合ニハ亦適用スヘキモノトス

第十二條　本條約ニ於テハ日本國ノ國法ニ從ヒ日本國船舶ト看做サルヘキ一切ノ船舶ハ之ヲ日本國船舶ト看認メ又合衆國ノ國法ニ從ヒ合衆國船舶ト看做サルヘキ一切ノ船舶ハ之ヲ合衆國船舶ト看認ムヘシ

第十三條　兩締盟國ノ一方ノ領土内ニ駐在スル他ノ一方ノ總領事、領事、副領事及代辨領事ハ自國ノ脫船人ヲ取戻ス爲メ法律ノ許ス所ノ輔助ハ之ヲ地方官ヨリ受クヘキモノトス

但海員カ其ノ各自ノ所屬國ニ於テ脫船シタルトキ此ノ規定ヲ適用セサルモノト知ルヘシ

第十四條　兩締盟國ハ其ノ一方ノ通商及航海ノ他ノ一方ニ於テ總テ最惠國ノ基礎ニ置ク主意ヲ有スルニ因リ通商及航海ニ關スル一切ノ事項ニ關シ其ノ一方ヨリ別國ノ政府、船舶、臣民或ハ人民ニ現ニ許與シ或ハ將來許與スヘキ一切ノ特典、殊遇若ハ免除ハ他ノ一方ノ政府、船舶、臣民或ハ人民ニモ若別國ヘ無報酬ニ許與シタルトキハ無報酬ニテ又若條件ヲ附シテ許與シタルトキハ其レト均一ノ條件ヲ附シテ之ヲ許與スヘキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

第十五條　兩締盟國ノ一方ハ他ノ一方ノ海港都府及其ノ他ノ場所ニ總領事、領事、副領事、代及代辨領事ヲ置クコトヲ得ヘシ但領事官ノ駐在ヲ認許スルニ便宜ナラサル場所ハ此ノ限ニ在ラス

然レトモ右ノ制限ハ他ノ諸外國ニ對シ之ヲ適用スルニ非サレハ一方ノ締盟國ニ對シテ之ヲ適用スルヲ得サルモノトス

總領事、領事副領事、領事代及代辨領事ハ一切ノ職務ヲ執行スルコトヲ得且其ノ在留國ニ於テ最惠國ノ領事官ニ現ニ許與シ或ハ將來許與セラルヘキ一切ノ特典、特權及免除ハ總テ之ヲ享有スヘキモノトス

第十六條　兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土内ニ於テ法律ニ定ムル所ノ手續ヲ履行スルトキハ專賣特許商標及意匠ニ關シ内國臣民或ハ人民ト同一ノ保護ヲ受クヘシ

第十七條　兩締盟國ハ左ノ取極ニ同意ス

日本國ニ在ル各外國人居留地ハ全ク其ノ所在ノ日本國市區ニ編入シ爾後日本國地方組織ノ一部トナルヘシ

然ル上ハ日本國當該官吏ハ之ニ關シテ其ノ地方施政上ノ責任義務ヲ皆負擔スヘシ又之ト同時ニ右外國人居留地ニ屬スル共有資金若ハ財產アルトキハ之ヲ右日本國官吏ヘ引渡スヘキモノトス

尤前記外國人居留地ヲ日本國市區ニ編入ノ場合ニハ該居留地内ニテ現ニ因テ以テ財產ヲ所持スル所ノ現在永代借地券ハ有效ノモノト確認セラルヘシ而シテ右財產ニ對シテハ右借地券ニ載セタル條件ノ外ハ別ニ何等ノ條件ヲモ附セサルヘシ但借地券中ニ領事官トアルハ總テ日本國當該官吏ヲ以テ之ニ代フヘキコトト知ルヘシ

外國人居留地公共ノ目的ノ爲ニ無借料ニテ既ニ貸與シタル各地所ハ永代ニ保存セラルヘシ且該地所ニシテ最初貸與シタルトキノ目的ニ使用セラルル限ハ總テノ租稅及徵收金ヲ免スヘシ

但土地收用權ニハ從フヘキモノトス

第十八條　本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ兩締盟國間ニ現存スル嘉永七年三月三日即千八百五十四年三月三十一日締結ノ和親條約安政五年六月十九日即千八百五十八年七月二十九日締結ノ修好通商條約慶應二年五月十三日即千八百六十六年六月二十五日締結ノ改稅約書明治十一年七月二十五日即千八百七十八年七月二十五日締結ノ約書及之ニ附屬スル一切ノ諸約定ハ右期日ヨリ總テ無効ニ歸シ隨テ合衆國カ日本帝國ニ於ヘキモノトス而シテ該條約及諸約定ハ右期日ヨリ總テ無効ニ歸シ隨テ合衆國カ日本帝國ニ於テ執行シタル裁判權及該權ニ屬シ又ハ其ノ一部トシテ合衆國人民カ享有セシ所ノ特典特權及免除ハ本條約實施ノ日ヨリ別ニ通知ヲナサス全然消滅ニ歸シタルモノトス而シテ此等ノ裁判管轄權ハ本條約實施後ニ於テハ日本帝國裁判所ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第十九條　本條約ハ明治三十二年七月十七日ヨリ實施セラルヘキモノトス而シテ其ノ日ヨリ十二箇年間効力ヲ有スルモノトス

兩締盟國ノ一方ハ本條約實施ノ日ヨリ十一箇年ヲ經過シタル後ハ何時タリトモ本條約ヲ終了セント欲スル旨ヲ他ノ一方ヘ通知スルノ權利ヲ有スヘシ而シテ此ノ通知ヲ爲シタル後十二箇月ヲ經過シタルトキハ本條約ハ消滅ニ歸スヘキモノトス

第二十條　本條約ハ兩締盟國ニ於テ之ヲ批准シ其ノ批准ハ本條約調印後六箇月以內ニ可成速ニ東京又ハ華盛頓ニ於テ交換スヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十四年十一月二十二日明治二十七年十二月二十二日華盛頓ニ於テ本書二通ヲ作ル

兩國全權委員　記名調印

譯者曰く。本條約は合衆國政府の提議に係る修正ありて、第十九條第二項中「兩締盟國の一方ハ」の下「本條約實施ノ日ヨリ十一箇年ヲ經過シタル後ハ」の文字を削り「其ノ後」の文字を挿入することゝなれり。因つて該項は左の如くなるべし。

兩締盟國ノ一方ハ其ノ後何時タリトモ本條約ヲ修了セムト欲スル旨ヲ他ノ一方ヘ通知スルノ權利ヲ有スヘシ而シテ此ノ通知ヲ爲シタル後十二箇月ヲ經過シタルトキハ本條約ハ消滅ニ歸スヘキモノトス

第四　一八九八年布哇を合衆國に併合する件に關する兩院協議決定書

布哇共和國政府ハ布哇群嶋及其ノ屬嶋內ニ於ケル又之ニ對スル統治權ノ一切ヲ舉ケテ絕對無條件ニ之ヲ亞米利加合衆國ニ讓與シ又公有地官有地、王室所領地、公有建物及造營物、港灣兵備其ノ他布哇政府ニ屬スル各種公有財產ノ絕對占有及所有權利竝ニ之ニ屬スル一切ノ權利及附屬物ヲ合衆國ニ讓渡スコトトノ意思ヲ該國憲法ノ規定ニ遵應シ適法ノ形式ヲ以テ表明シタリ是ヲ以テ亞米利加合衆國國會上下兩院ハ相會議シテ左ノ諸項ヲ決議シタリ

第一　該讓與ハ之ヲ允諾シ批准シ又確定シ布哇群嶋及其ノ屬嶋ハ自今以後之ヲ合衆國領土ノ一部トシテ併合シ合衆國ノ主權ノ下ニ服從セシメ前記各項ノ所有權及諸權利ハ總テ之ヲ合衆國

公有地ニ關スル合衆國ノ現行法ハ之ヲ布哇ニ通用セズ然レトモ合衆國國會ハ該國公有地ノ經理處分ニ關シテ特別ノ法律ヲ制定スベシ但該公有地ヨリ生ズル一切ノ收入又ハ其ノ收益ハ合衆國政府文武ノ目的ノ爲ニ使用若クハ占有セラルル部分ニ關スルモノ又ハ地方行政ノ用ニ供セラルルモノヲ除クノ外總テ布哇住民ノ利益ノ爲ニ教育其ノ他公共ノ目的ノ爲ニ之ヲ使用スベクシテ而シテ之ヲ其ノ他ノ費途ニ充ツルコトヲ得ズ

合衆國國會ガ布哇群嶋政府ノ規定ヲ議決スル時ニ至ルマデハ該嶋ニ於テ現政府ノ行使セル行政司法及軍事ノ權ハ總テ合衆國大統領ノ任命スル一人若クハ數人ノ官吏ニ委任シ其ノ行使ノ方法モ亦大統領ノ定ムル所ニ據ルベシ而シテ大統領ハ該官吏ヲ罷免シ又缺員ヲ補充スルノ權能ヲ有ス

布哇ト諸外國トノ間ニ成立セル現行條約ハ自今以後消滅ニ歸シ合衆國ト該諸外國トノ間ニ現ニ成立シ若クハ將來締結セラルベキ條約ヲ以テ之ニ代フベシ布哇ノ市制ニシテ消滅スベキ前記條約ノ履行ノ爲ニ制定セラレタルニ非ザルモノ又本決議ノ旨意ニ牴觸セザルモノ又合衆國ノ憲法若クハ現行條約ニ違背セザルモノハ合衆國國會カ別ニ規定ヲ設クルノ時ニ至ルマデ效力ヲ存スベキモノトス

合衆國ノ關稅法及關稅諸規則ヲ布哇ニ適用スベキ法律ノ制定アルマデハ布哇ト合衆國及他ノ諸國トノ間ニ存在セル關稅關係ハ總テ從前ノ通タルベキモノトス

本決議通過ノ日ニ適法ニ現存シタル布哇共和國ノ國債ハ布哇郵便貯金銀行ノ預金額ト共ニ合衆國政府ニ於テ之ヲ引受クベシ然レトモ之ニ關スル合衆國ノ債務ハ何如ナル場合ニ於テモ四

百萬弗ヲ超過スルコトヲ得ズ但布哇ノ現政府及現在ノ商業關係カ前項規定ノ通リ繼續セル間ニハ該國債ニ對スル利子ノ支拂ハ引續キ該政府ノ負擔ニ屬スベキモノトス

清國人ノ布哇ニ來寓スルコトハ合衆國ノ法律ガ現ニ准シ又ハ今後准スベキ條件ヲ以テスルノ外總テ之ヲ禁ズベク又支那人ハ本決議ヲ理由トシテ布哇ヨリ合衆國ニ入ルコトヲ得ズ

大統領ハ委員五名ヲ選任シ布哇ニ關シ其ノ適當若クハ必要トスル法律制定ノ意見ヲ成ル可ク早キ時限內ニ國會ニ提出セシムベシ該委員中少クトモ二名ハ布哇在住者タルベキモノトス

第二　本決議ニ規定セル委員ハ上院ノ協贊ヲ經テ大統領之ヲ任命スベシ

第三　大統領ニシテ本決議ヲ實行セシムルガ爲ニ十萬弗若クハ必要ノ金額ヲ大藏省ヨリ他ニ支拂豫定ナキ國庫金中ヨリ支出セシメ其ノ費途ハ大統領ノ意見ニ一任スベシ

千八百九十八年七月七日可決

第五　一八九九年十二月二日調印一九〇〇年二月十六日公布サモアに關する米獨英條約

亞米利加合衆國大統領獨逸國皇帝兼普魯西國皇帝陛下大不列顛愛爾蘭聯合王國皇帝兼印度國皇帝陛下ハサモア群嶋ニ關シ三國ノ間ニ起リタル問題ヲ平和ニ解決シ且該群嶋ニ於ケル三國ノ共有權利竝ニ占有若クハ管轄ノ權利ニ關シ將來一切ノ誤解ヲ除去センコトヲ希ヒ特別條約ヲ締結シテ以テ此ノ事ヲ確定センコトニ同意シタリ獨逸及大

丕列顛兩國政府ハ既ニ合衆國政府ノ一致ヲ以テ該群嶋ニ於ケル各自ノ權利及利益ニ關シ協定ヲ爲シタレバ茲ニ三國ハ前記ノ目的ヲ遂センガ爲メ各全權委員ヲ任命シタリ即亞米利加合衆國大統領ハ合衆國國務長官「ジョン・ヘイ」ヲ獨逸國皇帝兼普魯西國皇帝陛下ハ特命全權大使フォン・ホールレーベン(von Holleben)ヲ大丕列顛愛爾蘭聯合王國皇帝兼印度國皇帝陛下ハ特命全權大使グランド・クロス・オヴ・セ・モスト・オノレブル・オーダー・オヴ・セ・バス(G.C.B.)グランド・クロス・オヴ・セ・モスト・ザスチン ケイシュド・オーダー・オヴ・セント・ミカエル・エンド・セント・ジョージ(G.C.M.G.)ポーンスフォート(Paunncfote)爵ヲ各全權委員ト爲シ、各全權委員ハ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ妥當ナルコトヲ認メタル二左ノ條項ヲ協議決定シタリ

第一條　千八百八十九年六月十四日伯林ニ於テ前記三國ノ決定調印シタル條約及其ノ以前ノ條約協商取極ハ總テ無効トス

第二條　獨逸ハ「チューチュイラ」嶋竝ニサモア群嶋中綠威西經百七十一度以東ナル各嶋ニ對シ又關スル一切ノ權利要求ヲ放棄シ之ヲ合衆國ニ讓與ス

大丕列顛モ亦同シク「チューチイラ」嶋竝ニサモア群嶋中綠威西經百七十一度以東ナル各嶋ニ對シ又關スル一切ノ權利要求ヲ放棄シ之ヲ合衆國ニ讓與ス

亞米利加合衆國ハ其ノ代トシテ「ウポルー」及「サヴイ」二嶋竝ニ「サモア」群嶋中綠威西經百七十一度以西ノ各嶋ニ對シ又關スル一切ノ權利要求ヲ放棄シ之ヲ獨逸ニ讓與ス

第三條　締約三國ハサモア群嶋ノ各嶋中其ノ商業ノ爲ニ開カレタル港ニ於テハ其ノ何レノ處タルヲ問ハズ商業及商船ニ關シ主權國ノ享受スルト同一ナル特典及條件ヲ引續享有スベシ

第四條　本條約ハ成ルベク速ニ批准ヲ得ベク批准交換後直ニ之ヲ實施スベシ

右ノ證據トシテ各全權委員ハ記名調印シタリ

千八百九十九年十二月二日華盛頓ニ於テ三通ヲ作ル

各全權委員　記名調印

第六　一八九八年八月十二日米西議定書

合衆國國務長官キリアム・アール・デー(William R. Day)ニ合衆國政府ノ又華盛頓駐劄佛蘭西國特命全權大使ジュール・カムボン(Jules Cambon)閣下ハ西班牙國政府ノ各全權委員ト爲リ合衆國及西班牙國兩國政府ガ和ヲ講ズルノ目的ヲ以テ下ニ開列スル件件ニ關シ一致シタル條件ヲ包含スル左記ノ條項ヲ協議決定セリ

第一條　西班牙國ハ玖巴ニ對スル統治領有ノ權利一切ヲ放棄ス

第二條　西班牙國ハ「ポート・リコ」嶋及西印度群嶋中現時西班牙國ノ統治權ノ下ニ在ル他ノ諸嶋ト「ラドローン」群嶋中合衆國ノ選擇スル一嶋トヲ合衆國ニ讓與スベシ

第三條　合衆國ハ講和條約ニ依リテ非律賓群嶋ノ管理處分及施政ヲ確定スルマデ「マニラ」ノ市街及港灣ヲ占領スベシ

第四條　西班牙國ハ直ニ玖巴「ポート・リコ」竝ニ西印度群嶋中現時西班牙國ノ統治權ノ下ニ在ル他ノ諸嶋ヨリ撤退スベシ

此ノ目的ヲ達セムガ爲ニ兩國政府ハ本議定書調印後十日以內ニ委員ヲ任命スベシ該委員ハ本

議定書調印後三十日以内ニ「ハヴナ」ニ會合シ前記玖巴及其ノ附近ナル西班牙國領有諸嶋ヨリノ撤退ニ關スル細則ヲ議定實施スヘシ

兩國政府ハ又本議定書調印後十日以内ニ他ノ委員ヲ任命スヘシ該委員ハ本議定書調印後三十日以内ニ「ポート・リコ」嶋(San Juan)ニ會合シ前記「ポート・リコ」竝ニ西印度群嶋中現時西班牙國ノ統治權ノ中ニ在ル他ノ諸嶋ヨリノ撤退ニ關スル細則ヲ諸定實施スヘシ

第五條　合衆國及西班牙國ハ各嬬和條約ヲ締結スヘキ任務ヲ有スル委員五名以内ヲ任命スヘシ該委員ハ千八百九十八年十月一日ニ後レザル日取ヲ以テ巴里ニ會合シ嬬和條約ノ談判及締結ニ從事スヘシ該嬬和條約ハ兩國各其ノ憲法ノ規定ニ遵據シテ之ヲ批准スヘシ

第六條　本議定書ノ決定調印ト共ニ兩國ハ戰闘行爲ヲ中止シ兩國政府ハ成ル可ク速ニ之ヲ其ノ海陸軍司令官ニ通達スヘシ

千八百九十八年八月十二日華盛頓ニ於テ英佛兩文各二通ヲ作リ之ニ署名調印スルモノナリ

兩國全權委員　記名調印

第七　一八九八年十二月十日調印一八九九年四月十一日公布合衆國及西班牙國嬬和條約

亞米利加合衆國及西班牙國皇帝「ドン・アルフォンゾー」(Don Alfonso)第十三世陛下ノ名ヲ以テスル西班牙國攝政皇后陛下ハ現今兩國ノ間ニ成立セル戰爭ヲ休止センコトヲ希ヒ之カ爲ニ合衆國大統領ハ合衆國國民「キリアム・アール・デー」(William R. Day)「クシュマン・ケー・デヴィス」(Cushman K. Davis)「キリアム・

ピー・フライ」(William P. Frye)「ジョージ・グレー」(George Gray)及ホワイトラー・レイド(Whitelaw Reid)ヲ又西班牙國攝政皇后陛下ハ上院議長「ドン・エウヘニオ・モンテロー・リオス」(Don Eugenio Montero Rios)上院議員「ドン・ビュエナ・エンチュラド・アバルズーザ」(Don Buenaventura de Abarzuza)下院議員樞高等裁判所陪席判事「ドン・ジョーセ・ド・ガルニカ」(Don José de Garnica)白耳義國駐劄特命全權公使「ドン・エンセスラオ・ラミレー・ド・ヴィラウルーチア」(Don Wenceslao Ramirez de Villa Urrutia)及師團長「ドン・ラファエル・セセロー」(Don Rafael Cáceres)ヲ各其ノ全權委員トシ各全權委員ハ巴里ニ會合シテ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ適法妥當ナルヲ認メ提出ノ事件ヲ討議シ茲ニ左ノ條項ヲ決定セリ

第一條　西班牙國ハ玖巴ニ對スル統治領有ノ權利一切ヲ放棄ス

該嶋ハ西班牙國カ撤退セル上ハ合衆國ノ占領スヘキモノタルカ故ニ合衆國ハ其ノ占領ノ繼續スル間ハ國際法上占領ノ結果トシテ起ルヘキ身體及財產保護ノ責務ヲ引受ケ且履行スヘシ

第二條　西班牙國ハ「ポート・リコ」嶋西印度群嶋中現時西班牙國統治權ノ下ニ在ル他ノ諸嶋及「マリアナ」群嶋即「ラドローン」群嶋中ノ「グアム」嶋ヲ合衆國ニ讓與ス

第三條　西班牙國ハ通常非律賓ト稱スル群嶋ト左記線內ニ在ル諸嶋トヲ合衆國ニ讓與ス

北緯第二十度ノ線ニ沿ヒ又ハ接シテ西ヨリ東ニ至リ「パチー」海峽ヲ通過シ線威東經第百十八度ヨリ線威東經第百二十七度ノ線ニ沿ヒ北緯第四度四十五分ニ至リ北緯第四度四十五分ノ線ニ沿ヒ線威東經第百十九度三十五分ト相接スル地點ニ至リ線威東經第百十九度三十五分ノ線ニ沿ヒ北緯第七度四十分ニ至リ北緯第七度四十分ノ線ニ沿ヒ線威東經第百十六度ト相接スル地點ニ至リ一直線ニ北緯第十度ト線威東經第百十八度ト相接スル地點ニ至リ線威東

經第百十八度ノ線ニ沿ヒテ起點ニ至ル線

合衆國ハ本條約批准交換後三箇月以内ニ二千萬弗ノ額ヲ西班牙國ニ支拂フベシ

第四條　合衆國ハ本條約批准交換ノ日ヨリ起算シテ十箇年間ヲ期トシ西班牙國ノ船舶及商品ト同一ノ條件ヲ以テ菲律賓群嶋ノ諸港ニ至ルコトヲ允許スベシ

第五條　合衆國ハ本條約調印ノ後「マニラ」政府ノ際合衆國ノ軍隊カ捕虜トシタル西班牙國ノ軍人ヲ合衆國ノ費用ヲ以テ西班牙國ニ送還スベシ

西班牙國ハ本條約批准交換ノ後千八百九十八年八月十二日ノ議定書ニ遵據シテ「ポート・リコ」竝ニ西印度群嶋中ノ他ノ諸嶋ヨリノ撤退ニ關シ任命セラレタル委員ノ議決セルト同一ノ條件ヲ以テ菲律賓群嶋及グアム嶋ヨリノ撤退ニ着手スヘシ千八百九十八年八月十二日ノ議定書ハ其ノ規定ノ全然完了スルマデハ引續キ効力ヲ有スルモノトス

菲律賓群嶋及グアム嶋ヨリ撤退スルノ時限ハ兩國政府ニ於テ之ヲ議定スベシ

菲律賓群嶋及「グアム」嶋ニ於ケル西班牙國ノ陸海軍ニ屬スル旗旒、拿捕セザル軍艦、小銃、各口徑ノ砲熕竝ニ其ノ砲架及附屬品、火藥、軍需品、家畜竝ニ各種ノ材料及糧食ハ西班牙國ノ所有タルベシ而シテ野砲ヲ除キ要塞及海岸防禦ニ使用スル重砲ハ本條約批准交換ノ日ヨリ起算シテ六箇月間之ヲ元ノ位置ニ據置クベシ其ノ間ニ於テ合衆國ハ兩國間ニ滿足ナル協定ヲ爲シ得ベキヲ西班牙國ヨリ購買スルコトアルベシ

第六條　西班牙國ハ本條約調印ノ後玖巴及菲律賓群嶋ノ叛亂竝ニ合衆國トノ戰爭ニ關聯シテ捕虜ト爲リタル者及政治上ノ犯罪ノ爲ニ拘留禁獄セラレタル者ヲ悉皆釋放スベシ

其ノ代トシテ合衆國ハ合衆國軍隊カ捕虜ト爲シタルモノヲ悉皆釋放シ又玖巴及菲律賓群嶋ナル叛徒ノ手ニ在ル西班牙國捕虜ヲ悉皆釋放セシムルコトニ盡力スベシ

本條ニ依リ釋放シタル又釋放セシメタル捕虜ヲ合衆國政府ハ其ノ費用ヲ以テ玖巴ニ西班牙國政府ハ其ノ費用ヲ以テ合衆國玖巴「ポート・リコ」及菲律賓群嶋ニ各鄉貫ニ從ヒ送還スベシ

第七條　合衆國及西班牙兩國ハ玖巴叛亂ノ發生以來又ハ本條約批准交換ヨリ以前ニ他ノ一方ノ政府ニ對シテ起リタルベキ兩國政府若クハ其ノ人民或ハ臣民ノ損害要償ヲ相互ニ抹殺ス戰費賠償ノ要求モ亦然リトス

西班牙國ニ對シテ合衆國人民ノ起シタル要償ニシテ本條ニ依リ抹殺セラレタルモノハ合衆國ニ於テ之ヲ引受決濟スヘシ

第八條　西班牙國ハ本條約ノ第一條第二條及第三條ニ據リ法律ニ依リ西班牙國政府及西班牙國皇室ニ屬スル家屋、造船所、兵營、城寨、建造物、公道竝ニ其ノ他ノ不動產ヲ玖巴ニ於テハ放棄シ又「ポート・リコ」及西印度群嶋中他ノ諸嶋、グアム嶋竝ニ菲律賓群嶋ニ於テハ讓與ス

前項ニ示シタル放棄若クハ讓與ハ何如ナル場合ニ於テモ法律ニ依リ州廳、市府、公私營業所、僧俗團體若クハ前項ニ依リ放棄讓與セル土地ニ於テ財產ヲ取得所有スル法律上ノ資格アル團體又ハ國籍ノ何如ヲ問ハズ各平和手段ヲ以テ所有スル財產若クハ諸權利ヲ損害スルコトヲ得ザルコトヲ茲ニ宣言ス

前項ニ示シタル放棄若クハ讓與ハ主權ニ關係アル公文書ニシテ西班牙國政府ノ簿册ニ存スルモノノ一切ヲ包含ス該簿册ニ存スル公文書ニシテ唯一部分前記主權

ニ關係アルモノハ合衆國ノ要求ニ由リ其ノ寫ヲ提出スベキモノトス前項ニ示シタル諸嶋政廳ノ簿册ニ存スル文書ニ關シテハ合衆國ハ亦同樣ノ處置ヲ取ルベシ

前項ニ示シタル放棄若クハ讓與中ニハ西班牙國皇帝及其ノ官吏カ前記諸嶋ニ於ケル行政及司法ノ公文書及記錄中前記ノ諸嶋ト其ノ住民ノ權利財産トニ關スルモノニ就キ所有スル所ノ權利ヲ包含ス該公文書及記錄ハ愼密ニ之ヲ保存スベク私人ハ其ノ何如ナル階級ニ屬スルヲ問ハズ契約書遺言書竝ニ公證人ノ登記ニ入ルベキ他ノ文書又ハ西班牙國ト前記諸嶋トヲ問ハズ行政廳若クハ司法廳ニ存スルモノノ公正謄抄本ヲ法律ニ遵據シテ請求スルノ權利ヲ有スベシ

第九條　西班牙國ガ本條約ニ依リ主權ヲ放棄若クハ讓與シタル西班牙本國ノ土人タル者ハ前記ノ領土ニ在留スルモ又ハ之ヨリ退去スルモ隨意タルベシ但何レノ場合ニ於テモ財産若クハ財産收益ヲ賣買讓渡スルノ權利ヲ包含セル一切ノ財産權ヲ保有スベシ又他ノ外國人ニ適用スベキ法律ニ遵ヒ工業農業商業及業務ヲ行フノ權ヲ有スベシ

其ノ前記領土ニ在留スル場合ニ於テハ本條約批准交換ノ日ヨリ一箇年以內ニ西班牙國皇帝陛下ニ忠實ニ服從スベキ旨ヲ登記所ニ於テ宣言シ以テ該服從ヲ存スベシ而シテ若該宣言ヲ爲サザルニ於テハ之ヲ以テ服從ヲ放棄シ其ノ在住スル領土ノ國籍ニ入リタルモノト看做スベシ

本條約ニ依リ西班牙國ヨリ合衆國ニ讓與シタル領土土人ノ私法上ノ權利及政治上ノ資格ハ合衆國國會ニ於テ之ヲ定ムベシ

第十條　西班牙國ガ主權ヲ放棄シ若クハ讓與シタル領土ノ住民ハ信教ノ自由ヲ保證セラルベシ

第十一條　西班牙國ガ本條約ニ依リ主權ヲ讓與シ若クハ放棄シタル領土ニ在留スル西班牙國民

ハ民事竝ニ刑事ノ事件ニ關シテハ其ノ在住スル國ノ裁判所ガ其ノ國ニ施行セラルル普通ノ法律ニ依リ執行スル所ノ裁判權ニ從フベシ而シテ該國民ハ前記裁判所ニ出頭シ又前記裁判所ノ屬スル國ノ人民ト同一ノ手續ヲ履行スルノ權利ヲ有スルモノトス

第十二條　本條約批准交換ノ時西班牙ガ主權ヲ放棄若クハ讓與シタル領土ニ於テ未決ニ屬シタル裁判事件ハ左ノ各項ニ依リテ之ヲ決定スベシ

(甲) 私人間ノ民事事件ニ關シ又ハ刑事事件ニ關シ本條約ノ批准交換前ニ判決ヲ下シ西班牙國法律ニ依リテハ再審ノ途ナキモノハ之ヲ以テ最終ト看做スベク當該官吏ハ該判決ヲ執行スベキ領土ニ於テ正式ニ之ヲ執行スベシ

(乙) 本條約批准交換ノ時未判決ヲ下サザル私人間ノ民事訴訟ハ當時審理中ノ裁判所又ハ之ニ代ルベキ裁判所ニ於テ之ヲ判決スベシ

(丙) 西班牙國ガ本條約ニ依リ主權ヲ放棄若クハ讓與シタル領土ノ人民ニ對スル刑事事件ニシテ本條約批准交換ノ時西班牙國高等裁判所ニ於テ未判決ヲ爲サザルモノハ該裁判所ノ裁判權ニ屬シ以テ判決ニ至ラシムベシ然レドモ該判決ヲ下シタルトキハ其ノ執行ハ事件ノ發生シタル土地ノ當該官吏ヲシテ之ヲ爲サシムベキモノトス

第十三條　玖巴嶋「ポート・リコ」非律賓群嶋其ノ他西班牙國ガ合衆國ニ讓與シタル諸地ノ西班牙國民ガ本條約批准交換ノ當時版權及專賣特許權ニ依リテ取得シ居タル所有權ハ引續キ之ヲ尊重スベシ西班牙ノ科學的文學的及美術的著作物ニシテ前記諸地ノ公安ニ妨害アラザルモノハ本條約批准交換ノ日ヨリ十箇年間引續キ無稅ヲ以テ之ヲ前記諸地ニ輸入スルコトヲ得ベシ

第十四條　西班牙國ハ本條約ニ依リ主權ヲ放棄シ若クハ讓與シタル領土ノ諸港及諸地ニ領事官ヲ置クコトヲ得ベシ

第十五條　兩國中一方ノ政府ハ十箇年間入港稅及出港稅ヲ包含スル各種ノ港稅、燈臺稅及噸稅ニ關シ沿岸貿易ニ從事セザル自國ノ商船ニ對スルト同一ニ他ノ一方ノ國ノ商船ヲ取扱フベシ

本條ハ一方ノ政府ガ六箇月以前ニ他ノ一方ノ政府ニ之ヲ終了セムト欲スル旨ヲ通告スルトキハ消滅ニ歸スベキモノトス

第十六條　合衆國カ本條約ニ依リ玖巴ニ關シテ引受ケタル各般ノ責務ハ該嶋占領ノ時限間ニ限リ、占領ノ終了ト共ニ合衆國ハ該島ニ設置セラルル政府ニ該責務ヲ引受ケシムルコトヲ勸誘スベシ

第十七條　本條約ハ合衆國ニ於テハ上院ノ協贊ヲ經テ大統領之ヲ批准シ西班牙國ニ於テハ攝政皇后陛下之ヲ批准ス該批准ノ交換ハ調印ノ日附ヨリ六箇月以內若クハ成ル可ク早ク華盛頓ニ於テ之ヲ行フベシ

右ノ證據トシテ各全權委員ハ記名調印ヲ爲シタリ

千八百九十八年十月十日巴里ニ於テ本書二通ヲ作ル。

各全權委員　記名調印

附錄 終

(1)

本會は明治四十一年三月に創立し、同年十月初卷を刊行してより本年本月に至るまで豫定の如く滿三年間に五十卷、三萬餘頁の書を續出することを得たり。本會は廣く公衆の知識を培養し、世界最新の健全思想を傳播せしめんことを期待したり。然れども前述の如き速力にて外國の書を翻譯し、交ふるに編纂著述を以てせんとするの事業は從來本邦の出版界に前例なき所なり。畢竟本會が不完全ながら其業を繼續し今日に至ることを得たるは、全く本會の目的營利に非ずして著者、譯者、編者又た外國出版業者各々其意を諒察し、文化普及の爲めにせんことを勉め、而して會員諸君が三年の久しき、猶ほ本會に同情を寄せ助力を添へられたる結果なりとす。本會は前記諸氏幷に會員諸君に厚く

感謝の意を表し、併せて本會の事業爰に完結したるを祝すと云爾。

明治四十四年十二月

大日本文明協會々長　伯爵　大隈重信

明治四十五年一月十日印刷
明治四十五年一月二十日發行

米國の對東外交

非賣品

（第五十回配布分）

著作權所有

編輯兼發行者　大日本文明協會

右代表者　磯部保次　東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

印刷者　中村政雄　東京市麹町區有樂町貳丁目壹番地

印刷所　報文社　東京市麹町區有樂町貳丁目壹番地

發行所　大日本文明協會　東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

電話新橋　七七八〇一一

振替貯金口座　一三七〇〇二

(ユP61

大日本文明協會役員

伯爵大隈重信

（イロハ順）

本會會長

本會評議員

東京帝國大學文科大學教授　文學博士　井上哲次郎
東京帝國大學農科大學教授　理學博士　石川千代松
東京帝國大學農科大學教授　法學博士　和田垣謙三
東京高等師範學校校長　法學博士　嘉納治五郎
早稻田大學長　文學博士　高田早苗
早稻田大學教授　文學博士　坪内雄藏
東京帝國大學文科大學教授　文學博士　上田萬年
早稻田大學教授　法學博士　浮田和民
東京帝國大學工科大學教授　工學博士　眞野文二
東京帝國大學文科大學教授　文學博士　三宅雄二郎
「日本及日本人」主幹　文學博士　元良勇次郎
東京帝國大學文科大學教授　法學博士　杉浦重剛

本會編輯長　江木千之
本會編輯主任　山田保次郎
本會理事　藤部哲次

32.6.14

029599-000-6

319.532-cF75bD

米国の対東外交

ジョン・ダブリュー・フォスター／著

M45

BAG-0147